

第3部 応急計画 (地震対策編)

本計画は、地震災害などに対して、市及び関係機関が実施する各対策について組織や態勢、手順など基本的事項を定めたものである。

各対策は、大規模地震などが発生した場合を想定して、災害発生から時間経過に沿って整理する。

また、本計画において定められた任務について、担当する機関、部、課等は、発災時に円滑に活動できるよう、平時から担当任務について準備、検証を行うよう努めるものとする。

- 即時対応期 …… 災害発生～24 時間
- 初動活動期 …… 24 時間～72 時間
- 応急活動期 …… 72 時間～1 週間
- 復旧活動期 …… 1 週間以降

第1章 応急活動体制の確立

「○」:災害活動内容

発災	24 時間		72 時間		1 週間	
	即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期		
第1節 基本方針と所管部署						
第2節 災害対策本部の設置 ○災害対策本部の設置 【本部指揮所班、政策班】						
第3節 災害対策本部の組織と職員態勢 ○初動、応急復旧時の組織及び職員態勢 ○勤務時間外(休日、夜間等)における参集 【本部指揮所班、職員班】						
第4節 本部の開設及び運営上必要な資器材等の確保 ○本部の開設 【本部指揮所班、政策班、活動支援班】						
第5節 現地災害対策本部の設置						

第1節 基本方針と所管部署

(1) 基本方針

初動期（発災～72時間程度）は、人命の救助、被害の拡大防止を第一にし、その後は、市民生活の安定化に重点を置き活動をする。そのためには、発災後、できるだけ速やかに初動体制を取り、災害対策本部の設置、震災配備体制等を整え、各応急活動を実施する。なお、災害が非常に局地的で被災現場が市庁舎から地理的に離れている場合には、現地災害対策本部を設置し、機動的な対応を取る。

(2) 所管部署

本部指揮所班、職員班、政策班、活動支援班

第2節 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置

① 災害対策本部の設置基準

市は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合で、総合的な応急対策を必要とすると認めたときは、立川市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。本部の設置基準は次による。

【本部の設置基準】

- 1 震度5強以上の地震が発生したとき
- 2 その他、本部を設置し、総合的応急対策を行う必要があると認めたとき

② 災害対策本部長

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、市長とする。

ただし、市長による指揮・監督が困難な場合、もしくは市長が不在で直ちに連絡が取れない場合には、副市長、教育長または市民生活部長兼危機管理対策室長等が、次の順位により本部長の職務を代行する。

【市長不在の場合における本部長職務の代行順位】

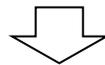
- 第1順位：立川市副市長の事務分担規則第2条第1項に定める副市長
- 第2順位：立川市副市長の事務分担規則第2条第2項に定める副市長
- 第3順位：教育長
- 第4順位：市民生活部長兼危機管理対策室長
- 第5順位：行政管理部長
- 第6順位：参集した部長のうち組織体制上段の部長

③ 災害対策本部の設置の要請

本部員にあてられている者（以下「部長等」という。）が、本部設置の必要があると判断したときは、次のとおり、市長に本部の設置を要請することができる。

【部長等による本部設置の要請手続き】

- 部長等は、本部を設置する必要があると認めるときは、市民生活部長兼危機管理対策室長を通じて、市長に本部の設置を要請する。



- 市民生活部長兼危機管理対策室長は、他の部長等による要請があった場合、またはその他の状況により本部を設置する必要があると認めるときは、市長に本部設置を要請する。

※ 部長等は、上記の手続きを取ることができない非常事態の際には、直ちに本部の設置を行い、事後速やかに市長の承認を得る。

（2）災害対策本部の設置場所

本部は、市役所本庁舎に設置する。また、市役所本庁舎が使用不能の場合は、他の市施設等の被害状況に応じて、次のように対応する。

【本庁舎が被災した場合の対応】

- 本庁舎北側広場に仮設本部を設置する。
- 代替候補施設の被害状況を調査する。
- 代替候補施設の被災状況に応じて、本部の設置場所を決定する。

代替候補施設 学校給食東共同調理場、総合福祉センター、泉市民体育館、柴崎市民体育館、クリーンセンター「たちむにい」

第3節 災害対策本部の組織と職員態勢

(1) 災害対策本部の任務

本部の組織及び運営は、立川市災害対策本部条例の定めるところに基づいて行う。

① 本部長室（本部長、副本部長、本部員）

職名	主な任務
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災会議、本部会議の議長となること ○ 避難の指示等及び警戒区域の指定を行うこと ○ 国、自衛隊、東京都、防災関係機関、他自治体、市民・事業所・団体への支援協力要請を行うこと ○ その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること ○ 本部の事務を統轄し、本部の職員を指揮監督すること
副本部長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部の各部間の調整に関すること ○ 本部長が不在、もしくは事故があるとき、本部長の職務を代行すること
本部員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対策部長として、担当部の職員を指揮監督すること ○ 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること ○ 本部長、副本部長が不在もしくは事故があるとき、本部長、副本部長の職務を代行すること ※ 本部員に事故がある場合は、当該部の副責任者が代理として出席する。

立川市災害対策本部条例（抜粋）

（本部の組織）

第2条 本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、規則で定める。

立川市災害対策本部条例施行規則（抜粋）

（本部長室の構成）

第3条 本部長室は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 災害対策本部長

(2) 災害対策副本部長

(3) 災害対策本部員

② 本部会議、事務局

本部会議	災害に関する情報を分析し災害対策本部の基本方針を協議するため、本部長は随時本部会議を招集する。本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長が議長を務める。
事務局	本部会議の運営を迅速かつ適切に行うため、本部会議の事務局を本部統括部が担当する。

(2) 災害対策本部の組織及び事務分掌

本部の組織及び事務分掌は、次に定める。

(3) 消防署への本部員派遣要請

本部長は特に必要であると認める場合には、消防署に対して本部員の派遣を要請することができる。

派遣要請を受けた消防署は、消防署長が指定する者を本部員として派遣する。

なお、派遣された本部員は、連絡員としての任務を兼務できるものとする。

立川市災害対策本部 事務分掌

●本部統括部 責任者：市民生活部長、副責任者：防災課長

班	平常時課名	応急活動内容	着手時間				応急計画 (地震対策 編)の 該当する章	
			直ちに	3日以内	1週間以内	1週間以降		
全班	全課	1 来客市民・施設利用者の安全確保、避難誘導、応急救護、管理施設及び事務室内の被害状況の把握、応急処置	●				-	
本部指揮所班	防災課 (各本部連絡員)	1 災害対策本部、現地災害対策本部の設置及び運営	●				第1章	
		2 配備体制その他本部長命令の伝達	●				第1章	
		3 総合的な応急対策の立案及び各部門間の調整	●				第1章	
		4 避難情報の発令及び警戒区域の設定	●				第10章	
		5 気象情報等関連情報の收受及び情報収集活動全般並びにその統括	●				第3章	
		6 防災会議委員その他防災機関との連絡調整	●				第1章	
		7 災害救助法適用の申請（被害報告）	●				第2章	
		8 防災行政無線の統括・活用	●				第3章	
		9 活動拠点配置に関する総合調整	●				第1章	
		10 災害廃棄物の処理に関する調整	●				第16章	
		11 帰宅困難者対策（全体調整）	●				第13章	
		12 避難所の開設・運営（全体調整）	●				第10章	
		13 医療救護対策本部との連絡調整	●				第8章	
		14 国・自衛隊・都への要請、他自治体等との相互協力・応援及び民間団体等への協力要請	●				第5章	
		15 被災者総合支援センターの開設・運営に関する協力		●			第4章	
		16 り災証明書の発行事務に係る調整		●			第20章	
		17 復旧・復興計画に係る調整				●	(第6部)	
		(緊急初動参集職員)	1 避難所の開設、避難者の安全確保（勤務時間外の場合）	●				第10章
		生活安全課	1 本部指揮所班が所管する業務全般	●				第1章
	2 防犯・防災情報メール配信事業		●				第3・4章	
3 帰宅困難者対策	●					第13章		
4 災害に伴う相談業務				●		第4章		

班	平常時課名	応急活動内容	着手時間				応急計画 (地震対策 編)の 該当する章
			直ちに	3日以内	1週間以内	1週間以降	
現地調査班 * 初動期情報収集担当	課税課	1 発災直後の被害状況の調査、その他災害情報の収集	●				第3章
		2 建物及び宅地の被害調査		●			第3章
		3 被災者台帳の作成及びり災証明書の発行		●			第20章
		4 解体建築物に係る事務への協力				●	第16章
		5 被災者への租税の免除等				●	第20章
	収納課	1 発災直後の被害状況の調査、その他災害情報の収集	●				第3章
		2 応急給水活動への協力（搬送及び給水拠点活動）	●				第12章
		3 建物及び宅地の被害調査		●			第3章
		4 被災者台帳の作成及びり災証明書の発行		●			第20章
	市民課	1 発災直後の被害状況の調査、その他災害情報の収集	●				第3章
		2 避難所収容者名簿及び要搜索者名簿の作成・取りまとめ	●				第10・15章
		3 応急給水活動への協力（搬送及び給水拠点活動）	●				第12章
		4 死亡届受理、埋葬、火葬許可		●			第15章
	窓口サービスセンター	1 帰宅困難者対策	●				第13章
		2 避難所収容者名簿及び要搜索者名簿の作成・取りまとめ	●				第10・15章
		3 応急給水活動への協力（搬送及び給水拠点活動）	●				第12章
		4 死亡届受理、埋葬、火葬許可		●			第15章
	保険年金課	1 発災直後の被害状況の調査、その他災害情報の収集	●				第3章
		2 応急給水活動への協力（搬送及び給水拠点活動）	●				第12章
		3 建物及び宅地の被害調査		●			第3章
		4 被災者台帳の作成及びり災証明書の発行		●			第20章
		5 国民健康保険、後期高齢者医療制度の資格確認、健康保険及び国民年金の各種相談		●			第4章
		6 国民年金保険料の免除、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の減免				●	第20章
	選挙管理委員会事務局	1 応急給水活動への協力（搬送及び給水拠点活動）	●				第12章
	監査委員事務局	1 発災直後の被害状況の調査、その他災害情報の収集	●				第3章

●総合政策部 責任者：総合政策部長、副責任者：企画政策課長

班	平常時課名	応急活動内容	着手時間				応急計画 (地震対策 編)の 該当する章
			直ちに	3 日 以 内	1 週 間 以 内	1 週 間 以 降	
政策班	企画政策課	1 災害対策本部の開設協力	●				第1章
		2 臨時ヘリポート開設の調整		●			第19章
		3 災害時の応急的空地利用の調整		●			第16・20章
		4 災害犠牲者の合同慰霊行事				●	-
		5 復旧・復興計画の基本方針立案及び総合調整				●	(第6部)
	情報推進課	1 災害対策本部の開設協力	●				第1章
		2 電子計算機の保守	●				-
	男女平等参画課	1 帰宅困難者対策	●				第13章
		2 女性の災害相談		●			第4章
	秘書課	1 本部長及び副本部長の秘書業務	●				-
2 災害視察及び見舞者の接遇				●		-	
広報班	広報課 シティプロモーション 推進担当課	1 災害時における広報業務	●				第4章
		2 報道機関との連絡調整	●				第4章
		3 ホームページ運営	●				第4章
		4 被災者総合支援センターの開設・運営		●			第4章
		5 生活関連施設の復旧に関する情報の提供		●			第4章
	行政経営課	1 災害時における広報業務	●				第4章
		2 被災者総合支援センターの開設・運営		●			第4章

●行政管理部 責任者：行政管理部長、副責任者：総務課長

班	平常時課名	応急活動内容	着手時間				応急計画 (地震対策 編)の 該当する章
			直ちに	3 日 以 内	1 週 間 以 内	1 週 間 以 降	
職員班	人事課	1 職員の参集状況の把握と配備の取りまとめ	●				第1章
	人材育成推進担当課 文書法政課	2 災害対策従事職員等の給与、食事、宿泊、健康管理その他のバックアップ業務	●				第1章
		3 災害派遣職員の受入		●			第5章
活動支援班	総務課	1 庁舎の被害状況の把握、修理に関すること	●				第3章
		2 車両他輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送の実施	●				第19章
		3 庁舎本部内事務室の配置に関する調整	●				第1章
	施設課	1 市有建築物の被害状況の把握、修理に関すること	●				第3章
	品質管理課	1 庁舎の被害状況の把握、修理に関すること	●				第3章

●財務部 責任者：財務部長、副責任者：会計管理者、財政課長

班	平常時課名	応急活動内容	着手時間				応急計画 (地震対策 編)の 該当する章
			直ちに	3日以内	1週間以内	1週間以降	
財務会計班	財政課	1 災害救助法関係事務の取りまとめ	●				第2章
		2 災害対策関係予算及び災害時の資金の運用				●	第2章
		3 義援金の募集・受付及び配布協力				●	第20章
	契約課	1 災害対策に係る物品の調達及び工事の契約		●			-
	会計課	1 災害対策に必要な金銭の出納管理	●				-

●産業文化スポーツ部 責任者：産業文化スポーツ部長、副責任者：産業振興課長

班	平常時課名	応急活動内容	着手時間				応急計画 (地震対策 編)の 該当する章
			直ちに	3日以内	1週間以内	1週間以降	
物資調達班	産業振興課	1 帰宅困難者対策（備蓄品の提供）	●				第13章
		2 食料・日用品その他救助物資の確保、調達、受入及び配布		●			第12章
		3 被災者への職業のあっ旋				●	第20章
		4 被災者が行う住宅等の建設・補修等のための応急融資に関する窓口業務				●	第20章
		5 中小企業の災害応急・復興対策				●	第20章
		6 農業の災害応急・復興対策				●	第20章
		7 商工会議所等関係団体との連絡調整				●	-
		8 農業関係団体との連絡調整				●	-
ボランティア班	市民協働課	1 ボランティア受入に関する連絡調整業務		●			第21章
		2 外国人への情報提供支援		●			第14章
	地域文化課	1 帰宅困難者対策	●				第13章
		2 ボランティア受入に関する連絡調整業務		●			第21章
		3 二次避難所（市民会館）の開設・運営		●			第10章
物資配布班	スポーツ振興課	1 遺体収容所の設置	●				第15章
		2 災害時物資集配拠点の開設・運営		●			第12章
		3 所管施設における広域消防応援部隊受入拠点開設への協力		●			第5章
		4 建設型応急住宅用地の確保に関する協力				●	第20章

●消防部 責任者：消防団長、副責任者：消防団副団長

班	平常時課名	応急活動内容	着手時間				応急計画 (地震対策 編)の 該当する章
			直ちに	3日以内	1週間以内	1週間以降	
消防班	消防団	1 消防、防災活動	●				第6章
		2 避難者の誘導及び救出	●				第7章
		3 被災者の救急、救護	●				第7章
		4 倒壊建物生き埋め被災者の救出	●				第7章
		5 河川その他危険区域の応急措置	●				第22・23章
		6 危険物取扱施設等における災害発生時の対応	●				第17章
		7 災害による行方不明者の搜索		●			第15章
		8 火災、水害等の被災状況の調査		●			第6章

●子ども家庭部 責任者：子ども家庭部長、副責任者：子育て推進課長

班	平常時課名	応急活動内容	着手時間				応急計画 (地震対策 編)の 該当する章
			直ちに	3日以内	1週間以内	1週間以降	
子ども支援班	子育て推進課	1 要配慮者の安否確認及び救助支援活動	●				第7・14章
		2 二次避難所（児童館、学童保育所）及び福祉避難所（保育園、ドリーム学園）の開設・運営		●			第10章
		3 乳幼児・児童の救援救護対策（避難所調査結果取りまとめ、対応策の検討）		●			第14章
	子ども家庭支援センター	1 帰宅困難者対策	●				第13章
		2 要配慮者の安否確認及び救助支援活動	●				第7・14章
		3 福祉避難所（ドリーム学園）の開設・運営		●			第10章
		4 乳幼児・児童の救援救護対策（避難所調査結果取りまとめ、対応策の検討）		●			第14章
	子ども育成課	1 要配慮者の安否確認及び救助支援活動	●				第7・14章
		2 二次避難所（児童館、学童保育所）の開設・運営		●			第10章
		3 乳幼児・児童の救援救護対策（避難所調査結果取りまとめ、市内社会福祉法人との連絡調整を含む対応策の検討）		●			第14章
		4 応急的学童保育の実施		●			第20章
	保育課	1 要配慮者の安否確認及び救助支援活動	●				第7・14章
		2 被災園児の避難・救護	●				第11・14章
		3 災害時における応急保育の実施	●				第20章
		4 福祉避難所（保育園）の開設・運営		●			第10章
		5 乳幼児・児童の救援救護対策（避難所調査結果取りまとめ、市内社会福祉法人との連絡調整を含む対応策の検討）		●			第14章
保育振興担当		1 保育課担当業務の協力	●				第11・20章

●福祉保健部 責任者：福祉保健部長
副責任者：保健医療担当部長、福祉総務課長

班	平常時課名	応急活動内容	着手時間				応急計画 (地震対策編)の 該当する章
			直ちに	3日以内	1週間以内	1週間以降	
生活支援班	福祉総務課	1 避難行動要支援者の安否確認及び救助支援活動	●				第7・14章
		2 社会福祉施設の被害調査	●				第3章
		3 高齢者、障害者、その他要配慮者の救援・救護（避難所調査結果取りまとめ及び対応策の検討、二次避難所〔総合福祉センター、福祉会館〕の開設・運営、市内社会福祉法人との連絡調整を含む。）		●			第10・14章
		4 火葬場（立川聖苑）の運営支援		●			第15章
		5 被災者生活再建支援制度に関わる調整				●	第20章
		6 社会福祉施設の応急・復旧対策				●	(第6部)
	地域福祉課	1 避難行動要支援者の安否確認及び救助支援活動	●				第7・14章
		2 高齢者、障害者、その他要配慮者の救援・救護（避難所の実態調査、市内社会福祉法人との連絡調整）		●			第14章
	障害福祉課	1 避難行動要支援者の安否確認及び救助支援活動	●				第7・14章
		2 障害者等要配慮者の救援・救護（避難所その他の障害者等の実態調査、福祉避難所〔福祉作業所〕の開設・運営、市内社会福祉法人との連絡調整を含む。）		●			第10・14章
	生活福祉課	1 避難行動要支援者の安否確認及び救助支援活動	●				第7・14章
		2 高齢者、障害者、その他要配慮者の救援・救護（避難所の実態調査、市内社会福祉法人との連絡調整）		●			第14章
		3 女性の災害相談		●			第4章
		4 災害弔慰金、見舞金の支給、災害援護資金等貸付				●	第20章
		5 義援金の配分の計画				●	第20章
	介護保険課	1 避難行動要支援者の安否確認及び救助支援活動	●				第7・14章
		2 高齢者、障害者、その他要配慮者の救援・救護（避難所の実態調査、市内社会福祉法人との連絡調整）		●			第14章
		3 介護保険料の減免				●	-
	高齢福祉課	1 避難行動要支援者の安否確認及び救助支援活動	●				第7・14章
		2 高齢者等要配慮者の救援・救護（避難所の実態調査、市内社会福祉法人との連絡調整）		●			第14章
	各課共通	1 遺体の処置		●			第15章

第3部 応急計画（地震対策編）
第1章 応急活動体制の確立

班	平常時課名	応急活動内容	着手時間				応急計画 (地震対策 編)の 該当する章
			直ちに	3日以内	1週間以内	1週間以降	
医療救護班	健康推進課	1 医療救護対策本部の設置	●				第8章
		2 緊急医療救護所の設置・管理	●				第8章
		3 災害拠点病院等の確保	●				第8章
		4 医療関係団体との連絡・調整	●				第8章
		5 医療器材・薬品等の調達	●				第8章
	健康づくり担当課	6 遺体の収容への協力	●				第15章
		7 防疫活動	●				第17章
		8 避難所救護所の設置・管理		●			第8章
		9 医療ボランティアの受入		●			第21章
		10 要搜索者名簿の作成への協力		●			第15章
		11 被災者の健康管理			●		第8章

●まちづくり部 責任者：まちづくり部長
副責任者：基盤整備担当部長、都市計画課長

班	平常時課名	応急活動内容	着手時間				応急計画 (地震対策 編)の 該当する章	
			直ちに	3日以内	1週間以内	1週間以降		
道路対策班	交通対策課	1 道路、橋りょう、河川等の災害対策	●				第19・22章	
		2 緊急輸送道路の確保	●				第19章	
		3 災害時の交通規制実施への協力	●				第19章	
	道路課	1 道路、橋りょう、河川等の災害対策	●				第19・22章	
		2 緊急輸送道路の確保	●				第19章	
		3 災害時の交通規制実施への協力	●				第19章	
		工事課	4 水防活動の全般	●				第22章
			5 建設業者団体等との連絡調整	●				第19章
	公園緑地課	1 地すべり、がけ崩れの災害調査及び復旧並びに危険区域等の安全確保	●				第23章	
2 水防活動の全般		●				第22章		
復旧班	都市計画課	1 危険建物・区域等の安全確保	●				第17・23章	
		2 水防活動に関する協力	●				第22章	
		3 緊急輸送道路の確保	●				第19章	
		4 災害時の応急的空地利用の調整	●				第16・20章	
	まちづくり推進課	5 被災宅地危険度判定の実施		●			第17章	
		6 建設型応急住宅用地の確保に関する協力				●	第20章	
		7 災害復興に関する都市計画				●	(第6部)	
		8 復旧・復興計画の基本方針立案及び総合調整				●	(第6部)	
建物班	建築指導課	1 危険建物・区域等の安全確保	●				第17・23章	
		2 建設業者団体等との連絡調整	●				第19章	
	建築基準行政担当主幹	3 被災建築物応急危険度判定の実施		●			第17章	
		4 被災住宅の応急修理(解体を含む。)				●	第20章	
	住宅課	1 市営住宅の被災状況の把握	●				第3章	
		2 建設型応急住宅用地の確保及び設営				●	第20章	
		3 被災住宅の応急修理(解体を含む。)				●	第20章	
		4 市営住宅の修理・建替え				●	-	
		5 被災者向け住宅供給に関すること				●	第20章	

●環境下水道部 責任者：環境下水道部長
副責任者：ごみ減量化担当部長、環境対策課長

班	平常時課名	応急活動内容	着手時間				応急計画 (地震対策編)の 該当する章
			直ちに	3日以内	1週間以内	1週間以降	
環境対策班 給水班	環境対策課	1 応急給水活動の調整	●				第12章
		2 防疫活動	●				第17章
		3 飼育動物の対策		●			第10章
		4 その他環境衛生に関すること				●	-
下水道施設班 給水班	下水道管理課	1 下水道施設の点検及び復旧	●				第18章
	下水道工務課	2 応急給水活動の調整	●				第12章
		3 水防活動に関する協力	●				第22章
	下水処理場	1 下水道施設(下水処理場)の点検及び復旧	●				第18章
		2 応急給水活動の調整	●				第12章
ごみ対策班	ごみ対策課	1 災害廃棄物処理に関する総合調整	●				第16章
		2 仮置場の確保	●				第16章
		3 関係業者の指導及び連絡調整	●				第16章
		4 清掃施設(リサイクルセンター)の災害 応急・復旧		●			第16章
		5 し尿処理に関すること		●			第16章
	クリーンセンター	1 災害廃棄物処理に関する総合調整	●				第16章
		2 クリーンセンター「たちむにい」の災害 応急・復旧		●			第16章
		3 クリーンセンター「たちむにい」の運営・ 管理		●			第16章
		4 他都市職員受入拠点の開設・運営		●			第5章
		5 災害廃棄物の受入			●		第16章
旧清掃工場担当課	1 災害廃棄物処理に関する総合調整	●				第16章	

●公営競技事業部 責任者：公営競技事業部長、副責任者：事業課長

班	平常時課名	応急活動内容	着手時間				応急計画 (地震対策編)の 該当する章
			直ちに	3日以内	1週間以内	1週間以降	
応援受入班	事業課	1 帰宅困難者対策	●				第13章
		2 自衛隊派遣部隊の受入に関する連絡業務	●				第5章
		3 他都市派遣職員受入拠点の開設・運営		●			第5章

●教育部 責任者：教育部長、副責任者：教育総務課長

班	平常時課名	応急活動内容	着手時間				応急計画 (地震対策 編)の 該当する章
			直ちに	3日以内	1週間以内	1週間以降	
避難所班	教育総務課 学校施設 建替担当課	1 避難所の開設・運営（一次避難所）	●				第10章
		2 応急給水活動への協力(避難所での給水)	●				第12章
		3 臨時ヘリポートの開設への協力		●			第19章
	学務課 教育支援課	1 避難所の開設・運営（一次避難所）	●				第10章
		2 応急給水活動への協力(避難所での給水)	●				第12章
		3 通常授業再開までの臨時的な授業の実施		●			第20章
		4 被災児童・生徒に対する学用品の支給		●			第20章
	指導課	1 避難所の開設・運営（一次避難所）	●				第10章
		2 応急給水活動への協力(避難所での給水)	●				第12章
		3 通常授業再開までの臨時的な授業の実施		●			第20章
	生涯学習推進 センター	1 帰宅困難者対策	●				第13章
		2 避難所の開設・運営（一次避難所）	●				第10章
		3 応急給水活動への協力(避難所での給水)	●				第12章
		4 避難所の開設・運営（二次避難所）		●			第10章
		5 文化財等の災害調査及び復旧			●		-
図書館	1 帰宅困難者対策	●				第13章	
	2 避難所の開設・運営（一次避難所）	●				第10章	
	3 応急給水活動への協力(避難所での給水)	●				第12章	
給食班	学校給食課	1 炊き出しの実施	●				第12章

●議会部 責任者：議会事務局長、副責任者：議会事務局次長

班	平常時課名	応急活動内容	着手時間				応急計画 (地震対策 編)の 該当する章
			直ちに	3日以内	1週間以内	1週間以降	
議会班	議会事務局	1 議会の災害対策活動のための情報収集及び連絡		●			-

（4）初動、応急復旧時の組織及び職員態勢

① 危機管理体制

次の事象が発生した場合に市民生活部長を室長として、危機管理対策室を設置し、情報収集や警戒活動及び被害の応急措置を実施する体制。必要により災害対策本部の設置を要請し、初動体制に移行する。

【参集の基準】

- 震度4、5弱の地震の発生

【配備職員】

- 防災課、生活安全課（全職員）
- 消防団（自宅待機）
- まちづくり部、環境下水道部のあらかじめ指定した職員
- 福祉保健部のあらかじめ指定した職員
- 各施設管理者があらかじめ指定した職員
- 報道機関からの問い合わせ対応に必要とする職員
- その他、被害の状況に応じて必要とする職員

【活動内容】

- 情報収集
- 関係機関との連絡体制
- 応急措置
- 要配慮者の安否確認
- 被害状況に応じ災害対策本部への移行に向けた準備

② 初動体制（発災～72時間）

次の事象が発生した場合に災害対策本部を設置し、震災配備体制に移行するまでの人命救助や被害拡大防止に重点を置いた初動活動を行う体制。

【参集の基準】

- 震度5強以上の地震が発生

【配備職員】

- 全職員（全消防団員を含む。第3部において同じ。）

【活動内容】

- 情報収集
- 救助・救急
- 消防
- 医療救護
- 避難誘導
- 道路障害物除去、庁舎等の施設設備維持

③ 震災配備体制（発災後72時間以降）

初動体制（発災～72時間程度）による人命救助や被害拡大防止に重点を置いた活動から、二次災害被害発生防止や市民生活の安定化に向け、本格的な応急活動を行うとともに、通常業務の早期再開に向けた体制。

【配備職員】

- 全職員（全消防団員を含む。）

【活動内容】

- 全ての災害応急活動

(5) 勤務時間外（休日、夜間等）における参集

市内において震度5強以上の地震が、勤務時間外（休日、夜間等）に発生した場合には、全職員は、動員指令を待つことなく自主的に参集する。

参集した職員は、参集途中及び職場の被害状況について、各職場内で取りまとめ、各部本部連絡員（各部庶務担当係長）から本部指揮所班に報告する。

■勤務時間外（休日、夜間等）の職員参集場所

参集場所	参集職員
災害対策本部室	災害対策本部員（市長・副市長・教育長・各部長）
204 会議室	災害対策本部連絡員（各部庶務担当係長）
防災課	本部指揮所班職員（防災課、生活安全課）
指定された避難所	緊急初動参集職員
指定された場所	出先職場等に勤務する者で、本庁舎へ参集するように指定された職員
職場	上記以外の職員

職員参集システム

立川市で震度4以上の地震が発生した場合、対応職員の携帯電話に、また、震度5強以上の地震が発生した場合、全職員（再任用職員を含む。）に職員参集システムにより、メールが自動発信される。

職員は、立川市の震度を確認し、震度5強以上の場合は安否情報及び参集の可否等を回答する。

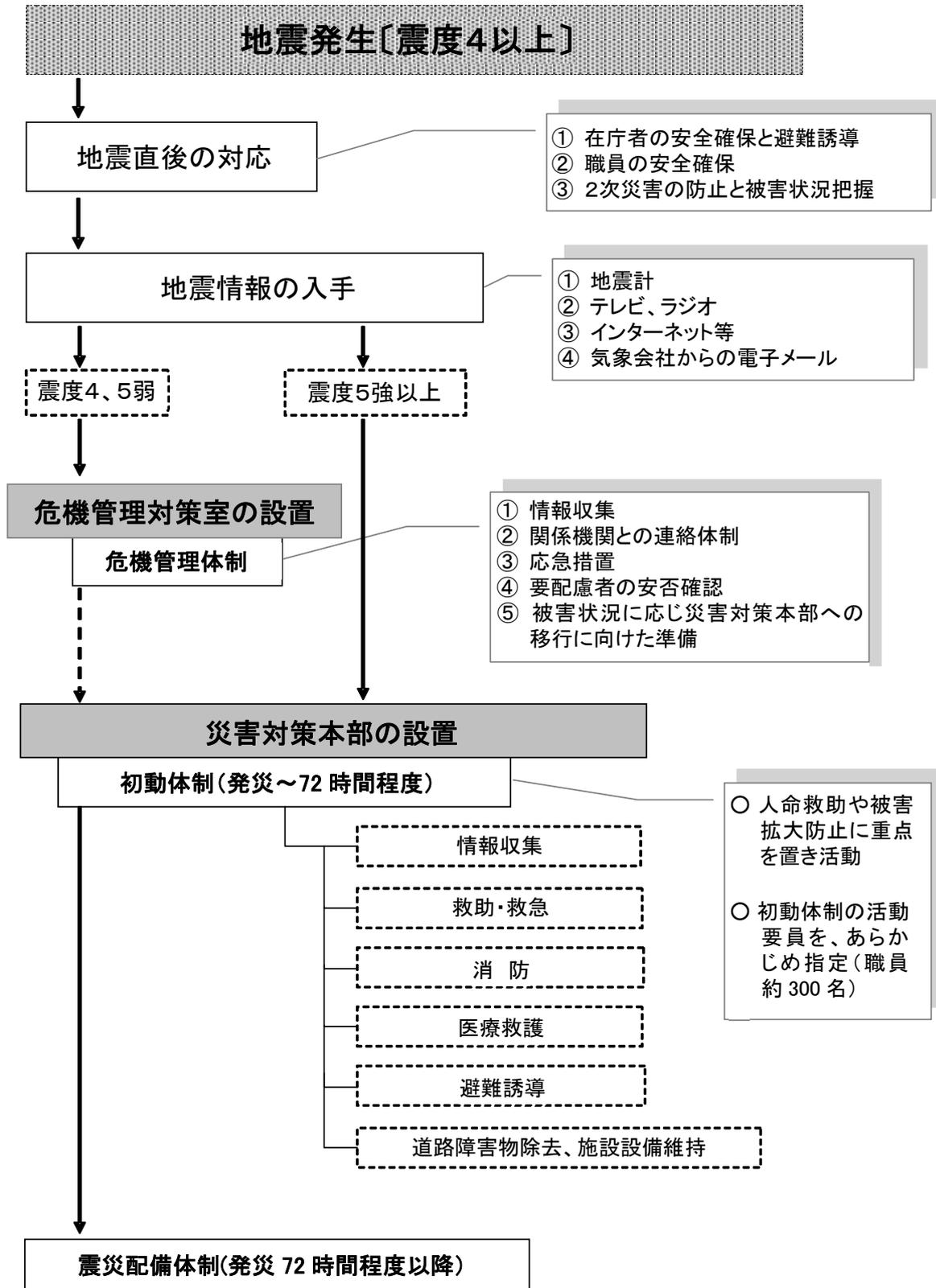
職員班（人事課）は、それらを取りまとめ、市内被災状況、職員被災状況、参集状況を災害対策本部に報告する。

(6) 持続可能な災害対応体制の確保

各班は、中長期的に災害対応を安定的に行うため、職員の勤務ローテーションの構築に配慮する。

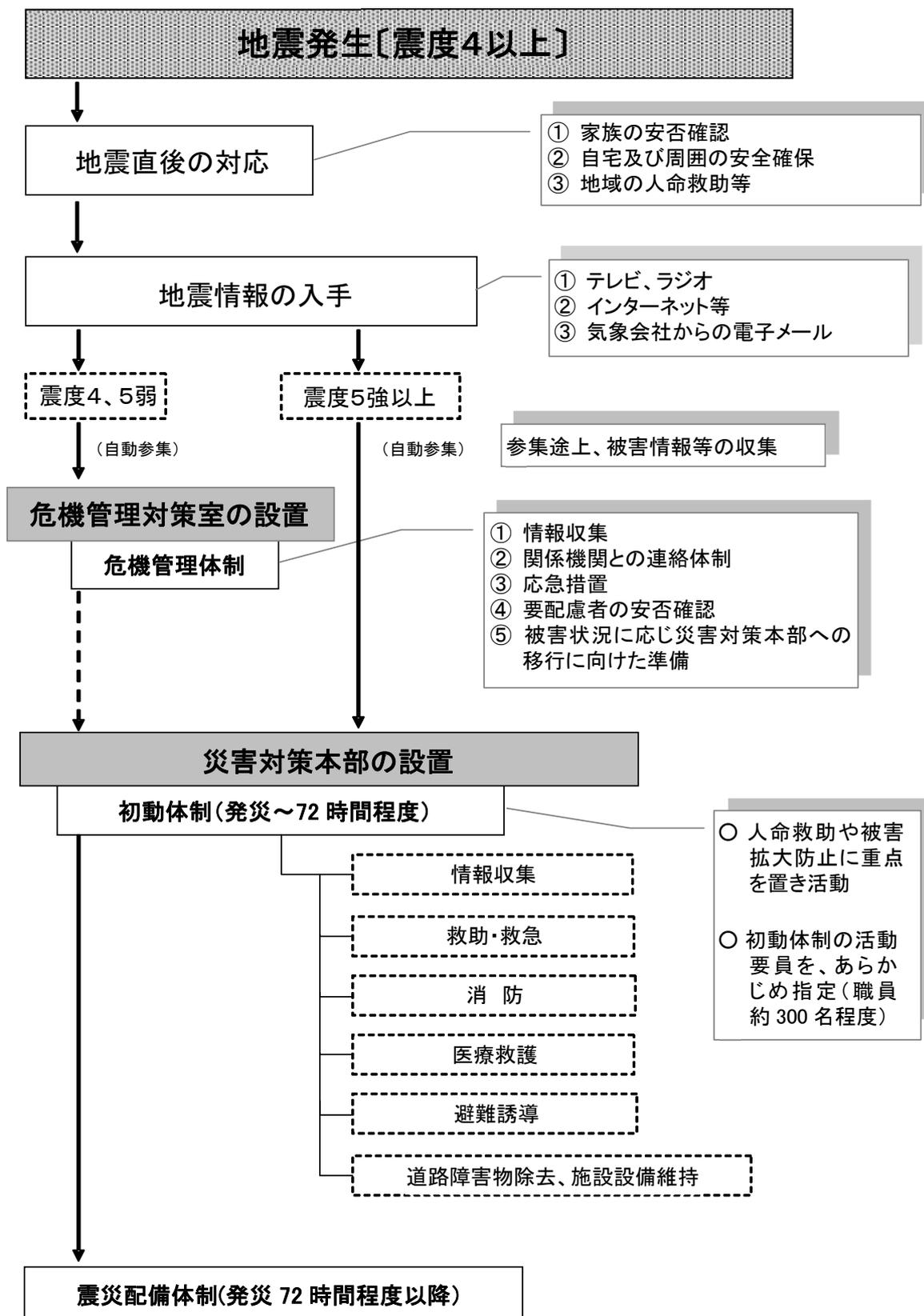
また、職員班は、災害対策に従事する職員の勤務時間等を把握、管理し、適宜要員の交代等を行うとともに、心身の健康維持のための相談体制を確保することにより、従事する職員の健康管理に努める。

初動活動フロー《勤務時間内》



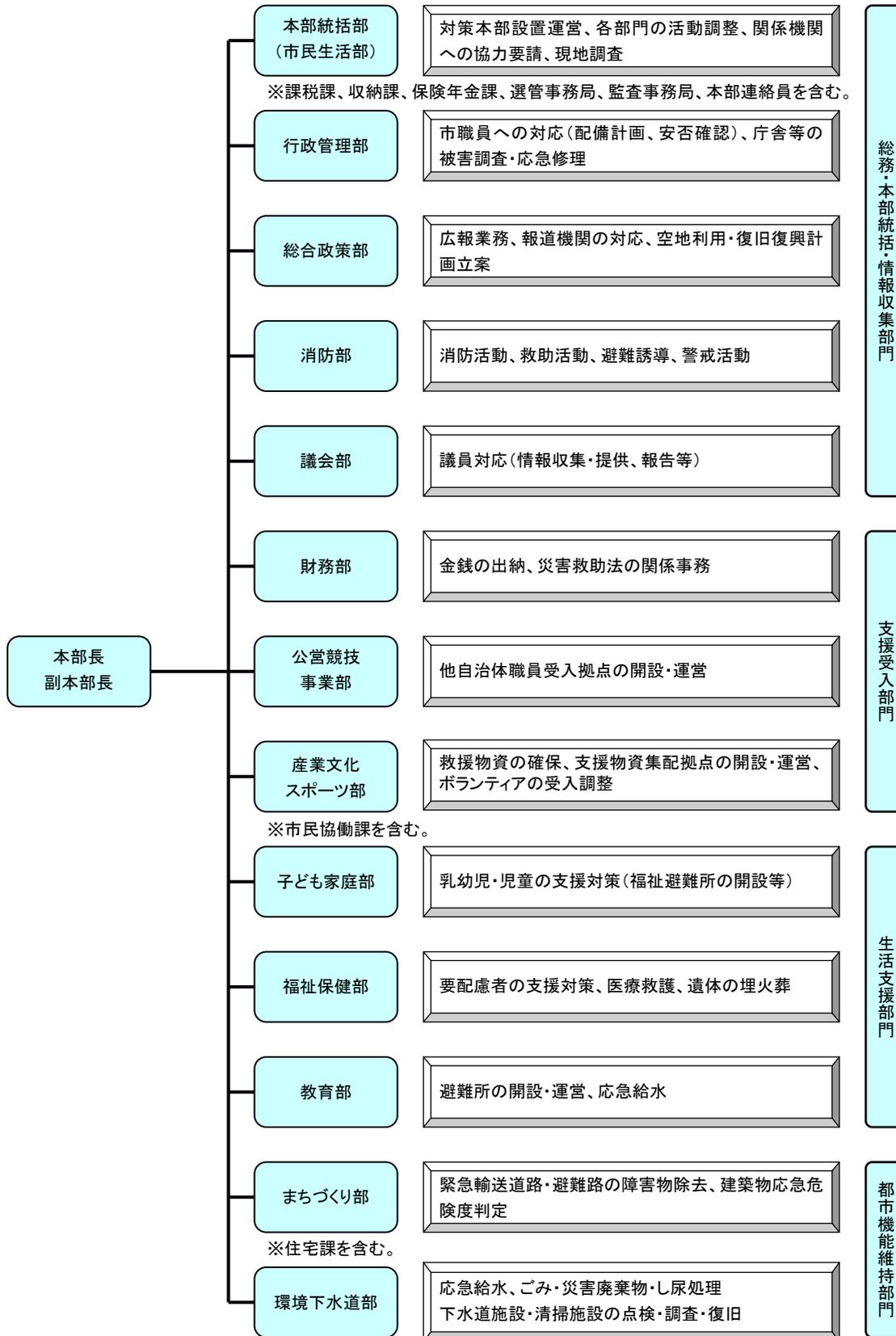
以下、各部門で応急活動の実施

初動活動フロー《勤務時間外》



以下、各部門で応急活動の実施

災害対策本部組織構成



■地震災害時における職員の参集・配備基準

本部	配備態勢	市域の震度 (自動参集基準)	想定される被害等	主な活動	配備する職員 (自動参集職員)
危機管理対策室	危機管理体制	○ 震度4		<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内状況の情報収集 ○ 関係機関との情報連絡 ○ 市民等からの通報に基づく現地確認及び対応処置 ○ 要配慮者の安否確認、情報の収集 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災課、生活安全課(全職員) ○ 消防団(自宅待機) ○ まちづくり部、環境下水道部のあらかじめ指定した職員 ○ 福祉保健部のあらかじめ指定した職員
		○ 震度5弱	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物被害(壁や柱の損壊等)が生じることがある。 ○ 負傷者(軽症)が発生することがある。 ○ 不安に駆られた市民が避難を開始する場合がある。 	上記の活動に加えて <ul style="list-style-type: none"> ○ 震度情報や今後の余震情報など、気象庁の発表する情報に基づく注意の呼びかけ(必要に応じて) ○ 被災者への支援 ○ 被災建物の被害調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各施設管理者があらかじめ指定した職員 ○ 報道機関からの問い合わせ対応に必要とする職員 ○ その他、被害の状況に応じて必要とする職員
災害対策本部	初動体制 ↓ 震災配備体制	○ 震度5強	上記に加えて <ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震性の低い建物が傾く等の被害が生じる可能性がある。 ○ 補強されていないブロック塀の倒壊やガラスの飛散等により負傷者が発生する可能性がある。 ○ 水道・下水道及びガス施設の停止等が生じることがある。 ○ 必要に応じて、一部地域の市民等に対し、避難情報を発令する必要があることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 【初動体制】 ○ 情報収集、提供 ○ 救援救助 ○ 消防 ○ 医療救護 ○ 避難誘導 ○ 道路障害物除去 ○ 施設・設備維持 	<ul style="list-style-type: none"> 【初動体制】 ○ 発災から72時間程度全ての職員
		○ 震度6弱以上	上記に加えて <ul style="list-style-type: none"> ○ 市全域での被害(建物の倒壊及び人的被害、ライフライン被害)や、道路被害等が発生する可能性がある。 ○ 耐震性の低い建物の倒壊 ○ ガス、水道・下水道施設の被害 ○ 一部区域の停電等 ○ 斜面の崩壊等が発生することがある。 ○ 火災、電気被害、ガスパイプ被害による災害が発生することがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 【震災配備体制】 ○ 災害応急対策の全ての活動 	<ul style="list-style-type: none"> 【震災配備体制】 ○ 全ての職員

※ 再任用職員含む。

※ 災害対策本部が設置され、震災配備体制が整うまでの間(発災～72時間程度)は、初動体制で対応する。

第4節 本部の開設及び運営上必要な資器材等の確保

（1）本部の開設

① 本部の標識等の設置

本部を設置する施設（本庁舎もしくは代替施設）の正面玄関及びその他の適切な場所に「立川市災害対策本部」の標識板等を掲示する。

② 本部設置の通知

次に掲げるもののうち必要と認めた機関等に対しては、電話その他適切な方法により本部の設置を通知する。通知の際は、必要に応じて情報連絡員の派遣を要請する。

【通知先等】

東京都、立川消防署、立川警察署、隣接市、市防災会議委員、防災関係機関、その他関係各機関、協定先、報道機関、市民

③ 本部設置場所の確保

災害対策本部室と必要な会議室等を確保する。

④ 本部開設に必要な資器材等の確保

- パソコン、プロジェクター、ホワイトボード、コピー機、テレビ、腕章等
- 住宅地図等その他地図類
- 防災関係機関、協力団体、市民防災組織代表者名簿その他名簿類
- 被害状況連絡票その他の書式類

⑤ 通信手段の確保

- 防災行政無線（地域系）、携帯電話、FAX等

（2）本部の廃止

本部長は、市の地域に災害が発生する危険が解消したと認めたとき、または災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、本部の廃止を決定する。

① 本部廃止についての通知

次に掲げるもののうち必要と認めたものについて、電話その他適切な方法により通知する。

【通知先等】

東京都、立川消防署、立川警察署、隣接市、市防災会議委員、防災関係機関、その他関係各機関、協定先、報道機関、市民

第5節 現地災害対策本部の設置

（1）現地災害対策本部の設置

本部長は、次に示す基準により、現地災害対策本部長を指名し、現地災害対策本部を設置する。

- | |
|---|
| <p>○ 被害が局所的で、被災地域における救援・救助・復旧対策を総合的かつ臨機応変に指揮する必要があると認めるとき</p> |
|---|

（2）現地災害対策本部の設置場所

現地災害対策本部の設置場所は、次のとおりとする。

拠点名	設置場所
現地災害対策本部	災害現地近くの公共施設及び空地

（3）現地災害対策本部の組織及び事務分担

現地災害対策本部の組織及び事務分担は、次の表を基準とする。

なお、本部長は、現地災害対策本部長の指名にあたって、次の権限を委譲する。

委譲権限	<ul style="list-style-type: none">○ 現地災害対策本部所管地域の避難の指示等及び警戒区域の設定○ 現地災害対策本部所管地域の人的かつ物的応急公用負担
------	--

■現地災害対策本部の組織及び事務分担

	構成員となる職員	事務分担
現地災害対策 本部長	副本部長、本部員	○ 現地災害対策本部配備職員の指揮、監督
現地災害対策 副本部長	本部員	○ 現地災害対策本部長の補佐 ○ 現地災害対策本部長の不在もしくは事故のときの代理
現地本部 指揮所班	本部統括部	○ 所管する地域の災害対策の総合調整に関すること ○ 避難の指示等現地災害対策本部長指令の伝達に関する こと ○ 本庁舎本部及び各対策部との連絡に関すること ○ 関係機関、市民防災組織、事業所、その他団体との連絡調 整に関すること ○ 資器材、食料の調達等現地災害対策本部の庶務に関する こと
現地調査班		○ 被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の収集及び 取りまとめに関すること ○ 避難の指示等の市民への伝達に関すること ○ 広報に関すること ○ 要搜索者名簿の作成に関すること ○ 災害相談に関すること ○ その他当該対策部に関すること
現地救護班	医療救護班	○ 避難者の誘導及び受入に関すること ○ 医療ボランティアセンターとの連絡調整に関すること ○ 応急給水に関すること ○ 生活救援活動に関すること ○ 医療救護活動に関すること ○ 遺体の収容、火葬等に関すること ○ その他当該対策部に関すること
現地消防班	所管地域の 消防団員	○ 災害及び火災の警戒及び防御 ○ 救急及び被災者の救助 ○ 避難者の誘導 ○ 災害情報の収集伝達 ○ 行方不明者の搜索 ○ その他消防・救助活動に関すること

※ 医療救護班の派遣については、災害状況により決定する。

第2章 災害救助法の適用申請

発災	24 時間		72 時間		1 週間	
	即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期		
第1節 基本方針と所管部署						
第2節 災害救助法の適用基準						
第3節 住家被害程度の認定						
第4節 滅失世帯の算定						
第5節 災害救助法の適用手続き						
○適用申請 【本部指揮所班】						
第6節 災害救助法による救助の実施						
○災害報告及び救助実施状況の報告 【本部指揮所班、財務会計班】						

第1節 基本方針と所管部署

（1）基本方針

災害のため大規模な被害を生じた場合の救助は、災害救助法により国の責任において行われ、都道府県知事は、法の規定に基づき救助の実施にあたる。災害救助法の適用をうけるための基準に沿って、発災後、できるだけ速やかに災害救助法の適用を知事に申請し、法に基づく（国及びその補助機関としての都知事の）救助の実施を求める。

（2）所管部署

本部指揮所班、財務会計班

第2節 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、立川市においては、次のいずれか一つに該当する場合、災害救助法が適用される。

【災害救助法を適用する要件】

- 住家が滅失した世帯の数が100世帯以上になったとき
- 都内で住家が滅失した世帯の数が2,500世帯以上になり、市内の住家のうち滅失した世帯の数が50世帯以上になったとき
- 都内で住家が滅失した世帯の数が12,000世帯以上になった場合または災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき
- 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき

第3節 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行ううえで、おおよその基準は次のとおりとする。

被害の区分	認定の基準
住家の滅失	住家の損壊、焼失または流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要構造物の被害額がその住家の時価50%に達した程度のも。
大規模半壊	住家の損壊、焼失または流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要構造物の被害額がその住家の時価40%以上50%未満のも。
中規模半壊	住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要構造物の被害額がその住家の時価30%以上40%未満のも。
半壊	住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要構造物の被害額がその住家の時価20%以上30%未満のも。
準半壊	住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要構造物の被害額がその住家の時価10%以上20%未満のも。
住家の床上浸水、土砂の堆積等	上記に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のも、または土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。

※「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取扱う。

第4節 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の全壊（全焼、流失）した世帯を基準とするが、半壊（半焼）世帯は2世帯で滅失世帯1世帯に、床上浸水または土砂の堆積により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯で滅失世帯1世帯に、それぞれみなして換算する。

第5節 災害救助法の適用手続き

（1）適用申請

市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を都知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭または電話をもって要請し、後日文書により改めて要請する。

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 適用を要請する理由
- 適用を必要とする期間
- 既に行った救助措置及び取ろうとする救助措置
- その他必要な事項

（2）適用要請の特例

災害の事態が急迫して、都知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに都知事に報告する。その後の処置に関しては、都知事の指揮を受ける。

第6節 災害救助法による救助の実施

財務会計班は、救助の実施にあたり各対策部に関係帳簿の作成を指示し、整理する。また、本部指揮所班はこれを都知事に報告する。その他災害救助は、災害対策基本法第5条に基づき、市長が応急措置を実施する。

（1）救助業務の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、都知事が実施者となり、市長は、都知事の補助または委任による執行として救助を行う。

（2）災害報告及び救助実施状況の報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となるものであり、本部指揮所班は、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに都知事に報告するものとする。

また、災害救助法に基づく救助の実施にあたっては、救助種目ごとに帳票の作成が義務付けられている。このため、関係各対策部各班は、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に記録・整理し、都知事に報告する。

（3）救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

【救助の種類】

- | | |
|---|--|
| ア | 避難所及び応急仮設住宅等の供与 |
| イ | 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 |
| ウ | 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与 |
| エ | 医療及び助産 |
| オ | 被災者の救出 |
| カ | 被災した住宅の応急修理 |
| キ | 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与 |
| ク | 学用品の給与 |
| ケ | 埋葬 |
| コ | 死体の捜索及び処理 |
| サ | 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 |

※ 救助は、現物によって行うことが原則であるが、都知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

【救助の種類と対象経費】

救助の種類	対象経費
避難所の設置	賃金職員等雇上費、消耗品費、光熱水費、仮設便所等の設置費 等
建設型応急住宅の供与	設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、材料輸送費 等
賃貸型応急住宅の供与	家賃、共益費、退去修繕負担金、礼金、仲介手数料、火災保険料（包括保険）、管理費、入居時鍵等交換費 等
食品の給与	主食費、副食費、調理燃料費、雑費 等
飲料水の給与	水の購入費、給水または浄水に必要な機械等の借上費 等
生活必需品の給与・貸与	被服・寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材費 等
医療・助産	診療、薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費、衛生材料費 等
被災者の救出	救出のために必要な機械・器具の借上費、修繕費、燃料費 等
住宅の応急修理	修理用原材料費、労務費、材料輸送費 等
学用品の給与	教科書及び教材、文房具、通学用品 等
埋葬	棺、骨つば、賃金職員等雇上費、輸送費 等
死体の搜索・処理	搜索のために必要な機械・器具の借上費、修繕費、燃料費 等
障害物の除去	除去のために必要な機械・器具の借上費、輸送費、賃金職員等雇上費 等
救助のための輸送費・賃金職員等雇上費	被災者の避難、医療及び助産、被災者の救出、飲料水の供給、死体の搜索・処理、救済用物資の整理配分のための輸送費及び賃金職員等雇上費 等

（４）救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償は、内閣総理大臣が定める基準に基づき、都知事が定める。

第3章 情報収集・伝達

発災	24 時間		72 時間		1週間	
	即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期		
第1節 基本方針と所管部署						
第2節 通信手段の活用						
第3節 情報連絡体制の確立						
○情報連絡体制の確立						
【本部指揮所班】						
○通信施設、設備の機能確認等						
【全ての部・班、本部指揮所班、政策班】						
第4節 災害情報の収集						
○地震情報の収集						
【本部指揮所班】						
○被害情報の収集						
【全ての部・班】						
第5節 情報の集約・報告						
○情報の集約						
【全ての部・班、本部指揮所班、現地調査班(初動期情報収集担当)】						
○情報の報告						
【本部指揮所班】						

第1節 基本方針と所管部署

(1) 基本方針

災害発生時の情報収集・伝達体制は、最優先で確立される必要がある。そのため、市及び防災関係機関は、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統轄し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。また、電話通信施設の被災もしくは電話輻輳等により連絡困難な場合は、市防災行政無線、東京都防災行政無線、有線電話、携帯電話、メールその他利用可能な設備や伝令の派遣など、その時可能な措置を講じることで、市出先機関及び防災関係機関・団体等との情報連絡ルートの迅速な確保を優先する。

※ 詳細については、「情報収集・伝達マニュアル」による。

(2) 所管部署

全ての部・班、本部指揮所班、現地調査班（初動期情報収集担当）、防災関係機関

第2節 通信手段の活用

災害時には、次の通信手段を活用する。

（1）相互通信手段（双方向通信）

通信手段	主な通信区間	主な使用条件	通信区分
一般電話	市災害対策本部・市の各施設・防災関係機関	災害初動期は通信規制により繋がりにくい状況となる。	有線回線
F A X		左記機関間の、指令の伝達及び報告は、原則としてF A X文書で行う。	
災害時優先電話		電話ごとに連絡責任者と専用従事者を指名して窓口の統一を図る。	
パソコンメール		停電時やケーブルが切断した場合は使用できない。	
庁内ネットワーク	庁内、各出先機関	停電時やケーブルが切断した場合は使用できない。	
非常用公衆電話	設置予定場所（避難所、立川駅周辺）	通信手段を失った市民の利用に供するため、特に必要な場所に非常用公衆電話の設置を要請する。	
携帯電話	職員間	災害初動期は通信規制により繋がりにくい状況となる。	無線回線
携帯メール			
職員参集メール	市災害対策本部、職員	職員の安否確認、参集可否及び参集途上の被害状況等を報告する。	
東京都防災行政無線	市災害対策本部・東京都・近隣市町・防災関係機関	無線電話が使用不可の場合はバックアップ用M C A無線を使用する。	
市防災行政無線 (地域系)	市災害対策本部、避難所、警察署、消防署、消防団、三師会・防災関係機関、現地災害対策本部、災害現場職員等	<管理方法> 本部指揮所班長の指示による携帯局の搬出。 統制者による通信指示。	
伝令	災害対策本部会議～各対策部・市内防災関係機関	市各対策部、市内防災関係機関は本部会議に連絡員を派遣する。なお、連絡員は可能な限り無線機・携帯電話を携行する。	口頭

(2) 情報収集手段(他機関等から市への単方向通信)

通信手段	情報発信元	主な使用条件	通信区分
全国瞬時警報システム (J-A L E R T)	気象庁、内閣府	震度5弱以上の地震の発生が予測された場合は、市防災行政無線(固定系)が自動起動して緊急地震速報を一斉放送する。	有線回線 無線回線
緊急情報ネットワークシステム (E m - N e t)	国(官邸)	防災課にL G W A Nが3回線、インターネットが1回線、計4回線を導入している。	有線回線
立川駅前防災カメラ	立川駅デッキに設置の防災カメラ	立川駅の南北デッキに防災カメラを設置し、災害等により鉄道が運行を停止した場合の駅前の状況を映し出す。	有線回線 無線回線
計測震度計	市役所敷地内の計測震度計	市役所での計測震度を表示。震度1以上の地震が発生した場合にアラームで知らせる。	有線回線
テレビ	テレビ局各社	各社の放送内容より情報を入手する。	有線回線
ラジオ	ラジオ局各社	各社の放送内容より情報を入手する。	無線回線
気象情報会社端末	気象情報会社各社	各社の配信内容より情報を入手する。	有線回線
他機関等ホームページ	関係機関等	各機関の配信内容より情報を入手する。	有線回線

【全国瞬時警報システム(J-A L E R T : ジェイアラート)】

気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関連情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の固定系防災行政無線を自動起動するシステム。

消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方公共団体が受信する。地域コードに該当する地方公共団体のみにおいて、情報番号に対応するあらかじめ録音された放送内容の自動放送を行う。

【緊急情報ネットワークシステム(E m - N e t : エムネット)】

総合行政ネットワークシステム(L G W A N : エルジーワン)を利用して、国(官邸)と地方公共団体間で緊急情報の通信を行うもので、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達するシステム。この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付書類の閲覧が可能。なお、従来どおりF A Xによる情報伝達も並行して行う。

（3）情報提供手段（市から市民への単方向通信）

通信手段	情報提供先	主な使用条件	通信区分
市防災行政無線 （固定系）	市民、地域、事業所	停電した場合であっても子局（スピーカー）はバッテリーにより一定時間（72時間程度）は機能が保てる。	無線回線
防災情報メール	市民、事業所	「立川見守りメール」を活用して、事前登録者へ防災情報メールを配信する。	無線回線
緊急速報メール	市民、来街者	立川市エリアへ一斉配信された情報を携帯電話所持者が即時に受信。受信時には、ポップアップ表示や専用の警告音でお知らせする。	無線回線
ホームページ	市民、事業所	災害情報を緊急情報として掲載する。	有線回線 無線回線
立川駅前文字表示盤	立川駅前滞留者、 帰宅困難者	被害状況、一時滞在施設の開設情報を文字で伝達する。	有線回線 無線回線
ソーシャルネットワークサービス （SNS）	市民、事業所	災害情報を配信する。	有線回線 無線回線
東京都災害情報システム（DIS）	市民、事業所	「マスコミ公開」機能の活用により、NHKデータ放送、防災関係アプリ等（民放含む。）に情報が反映される。	有線回線

第3節 情報連絡体制の確立

（1）情報連絡体制の確立

市域において震度4以上の地震が発生したとき、市は、直ちに電話、FAX、市防災行政無線等の通信機器の緊急点検を行い、通信機器の利用に支障がある場合には応急復旧等の措置を講じて、庁内の連絡及び東京都、消防、警察、ライフラインその他の防災関係機関との情報連絡体制を確立する。

（2）通信施設・設備の機能確認等

① 電話・FAX等の機能確認

市の各対策部は、災害発生後、所管する通信施設・設備の機能確保に努める。

なお、各施設の所管する通信施設（電話・FAX等）については、各施設の担当者が応急修理に努める。

② 無線施設の機能確認

市防災行政無線及び東京都防災行政無線の機能確認は、本部指揮所班（防災課）が実施する。

ただし、東京都防災行政無線については、東京都と協力して実施する。

③ 庁内ネットワーク等の通信施設の機能確認

庁内ネットワークの通信施設の機能確認は、政策班（情報推進課）が行う。

東京都災害情報システム（DIS）の機能確認は、本部指揮所班（防災課）が東京都と協力して実施する。

（3）一般電話・市地域系防災行政無線が機能しない場合の措置

伝令による連絡体制を構築する。

第4節 災害情報の収集

（1）地震情報の収集

市域において災害の発生が懸念されるような大きな地震を覚知したときは、本部指揮所班（防災課）及び各防災関係機関は、速やかに次の情報を収集する。

- ア 市内で観測された震度
- イ 震源位置（震央及び震源の深さ）
- ウ 地震の規模（マグニチュード）
- エ 震度分布状況（主要な各地の震度及び協定締結市町村の震度）

（2）被害情報の収集

各班は、地震発生後直ちに参集し、所管する施設の被害状況や所管事項等に関する概況調査を実施し、本部統括部に報告する。概況調査は、初動期において市が行う応急対策活動と市民等の行う自助・共助活動への情報提供を目的として実施するものであり、限られた人員と時間の中で迅速に被害の概況を把握し得るよう、各班が創意工夫して実施する。

【災害発生時の情報の種別の流れ】

時間	種別	内容
地震発生 ～24時間	緊急時 被害情報	被害全体像の早期把握、災害対策本部の方針決定、迅速な広域応援 自衛隊派遣要請の要・不要判断等に使用する。
24時間 ～3日	初動期 被害情報	緊急時被害情報の補完、激甚被災地の限定、現地対策本部設置の要・不要の判断、数値被害情報の確定、応急対策の実施、広域応援 自衛隊派遣要請の要・不要判断等に使用する。
3日～	定時 報告情報	広域応援職員、ボランティアの配置、派遣自衛隊の再配置 今後の復旧・復興計画策定等に使用する。

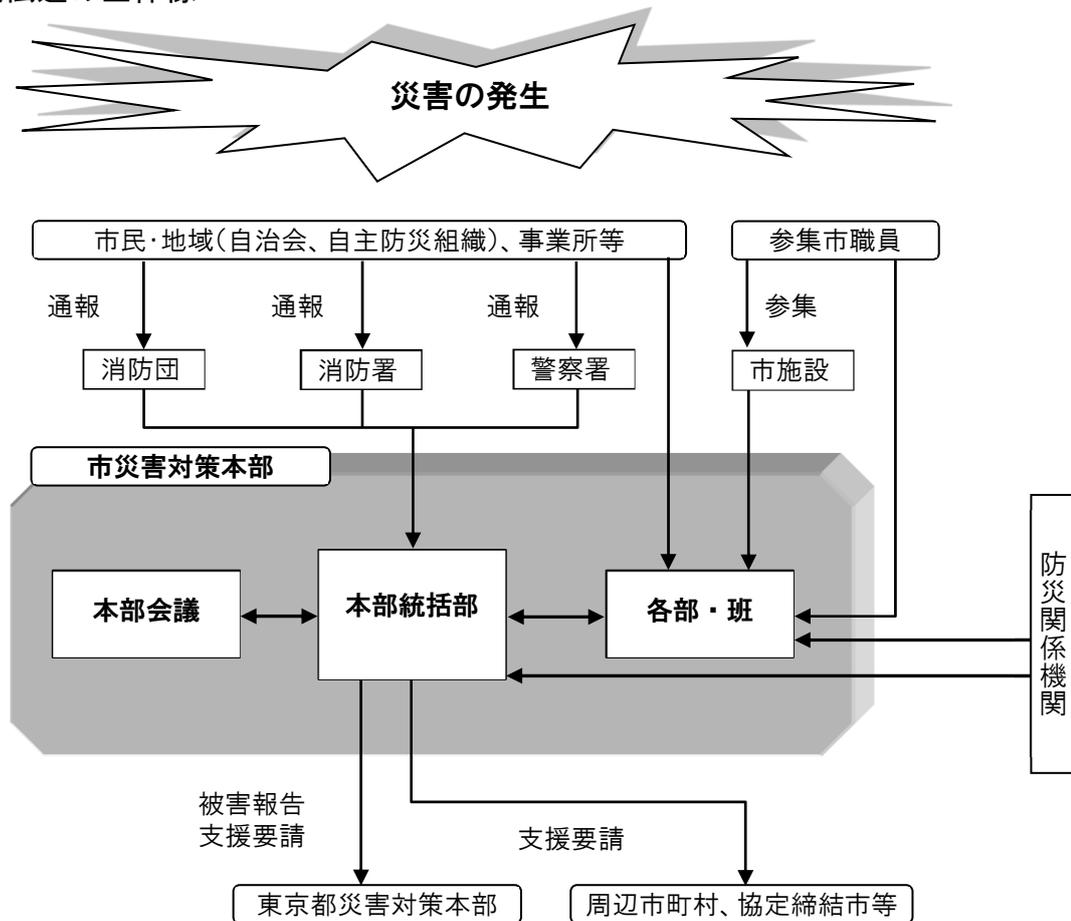
情報収集の区分と担当部

被害区分	内容	特記事項	担当部	集約
人的被害	死者、負傷者 行方不明者 避難行動要支援者の安否確認	負傷の程度や人数について情報を収集する。 避難行動要支援者名簿登録者の安否情報を収集する。	本部統括部 福祉保健部	本部統括部
建物被害	倒壊、一部損壊 火災	人的被害の有無、道路閉塞の情報についても収集する。	本部統括部	
道路橋りょう被害	道路閉塞 亀裂・損壊 橋りょう落下	通行止めの必要性についても調査を行う。	本部統括部 ※まちづくり部	
教育施設被害	倒壊、一部損壊 火災	一次・二次避難所として使用可能かについても調査を行う。	本部統括部 ※教育部	
福祉施設被害	倒壊、一部損壊 火災	要配慮者の被害状況等についても情報を収集する。	本部統括部 ※福祉保健部 ※子ども家庭部	
商業関係被害 農業関係被害	商業施設被害 農業施設被害	立川駅前の商業施設については、帰宅困難者対策を含め情報を収集する。	本部統括部 ※産業文化スポーツ部	
医療機関被害	倒壊、一部損壊 火災、機能停止	医療機関建物の被害、負傷者の受入状況と入院患者等の状況を含め情報を収集する。	本部統括部 ※福祉保健部	
水道被害	水道施設被害 断水状況 給水拠点開設状況 復旧見通し	東京都水道局と連携して情報収集にあたる。	本部統括部 ※環境下水道部	
下水道被害	下水道施設被害 復旧見通し	東京都下水道局と連携して情報収集にあたる。	本部統括部 ※環境下水道部	
電力供給被害	電力被害、停電状況 復旧見通し	東京電力パワーグリッドを通じて情報収集にあたる。	本部統括部	
ガス供給被害	ガス被害、供給状況 復旧見通し	東京ガスグループを通じて情報収集にあたる。	本部統括部	
電話通信被害	通信被害 復旧見通し	N T T東日本を通じて情報収集にあたる。	本部統括部	
鉄道被害	運行状況 復旧見通し	J R、私鉄、多摩モノレール等を通じて情報収集にあたる。	本部統括部	
バス被害	運行状況 復旧の見通し	復旧状況とともに振替輸送の可否についても情報を収集する。	本部統括部	

※ 災害発生後 24 時間以内は緊急初動参集職員、参集職員及び現地調査班による被害情報を本部統括部で収集し、24 時間以後は、被害区分に応じて※の部が中心となり被害の詳細情報を収集する。

第5節 情報の集約・報告

(1) 情報伝達の全体像



(2) 情報の集約

各部・班は、収集した情報を本部統括部に報告する。

本部統括部は、各対策部から寄せられた情報を、①情報源別、②地域別、③被害種別等に取りまとめる。

情報の取りまとめに際しては次の点に留意するものとする。

<概況調査の取りまとめにおける留意点>

- 災害の全体像の把握に努める。
- 被害情報の集まらない地区について、情報収集の手立てを講じる。
- 情報の確認・未確認の区分を明確にする。

(3) 情報の報告

① 東京都への報告

本部統括部は、災害対策基本法第53条第1項及び消防組織法第40条の規定に基づき、集約した被害情報を、東京都災害情報システム(D I S)への入力により、遅滞なく東京都へ報告する。

ただし、障害等により東京都災害情報システム(D I S)に入力できない場合は、防災行政無線、電話、F A Xなどあらゆる手段により報告する。

ア 報告する事項

- 災害の原因
- 災害が発生した日時
- 災害が発生した場所または地域
- 被害状況〔被害の程度は、東京都地域防災計画震災編第2部第7章第5節の認定基準（東京都総務局）に基づく〕
- 災害に対してすでに行った措置及び今後取ろうとする措置
- 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- その他必要な事項

イ 報告の種類・期限等

報告の種類		入力期限
発災通知		即時
被害措置概況速報		即時及び東京都が通知する期限内
要請通知		即時
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内
	各種確定報告	同上
災害年報		4月20日

ウ 東京都への報告ができない場合

本部指揮所班は、直接、国（総務省消防庁）に報告する。

② 関係機関への報告及び情報提供

次に掲げる関係機関のうち必要と認めたものに対して、電話その他適当な方法により報告及び情報提供を行う。

【報告先等】

東京都、立川消防署、立川警察署、隣接市、市防災会議委員、防災関係機関、その他関係各機関、協定先、報道機関、市民

第4章 広報・広聴

発災	24時間	72時間	1週間
即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
第1節 基本方針と所管部署			
第2節 広報の内容と方法			
<ul style="list-style-type: none"> ○初動活動期の広報 【本部指揮所班、広報班】 ○応急活動期の広報 【広報班】 			
第3節 要配慮者への広報			
<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者への広報 【本部指揮所班、広報班、ボランティア班】 			
第4節 マスコミとの連携			
<ul style="list-style-type: none"> ○広報内容の受付 ○広報の要請、依頼 ○記者会見の実施 【広報班】 			
第5節 被災者総合支援センターの開設・運営			
<ul style="list-style-type: none"> ○被災者総合支援センターの開設 【広報班】 ○被災者総合支援センターの運営 【政策班、広報班、本部指揮所班、各部からの派遣職員】 			

第1節 基本方針と所管部署

（1）基本方針

初動活動期においては、「市内外各地域における被害の有無に関する情報提供（これにより家族・知人の安否を推定することができる。）」、「市・東京都・国・関係機関・協力団体等が行う救援救護活動の実施状況」、「要配慮者支援への協力要請」、「出火注意・初期消火活動への協力要請」及び「マイカー利用自粛（禁止）」等に関する情報を絶え間なく供給し、「情報の空白時間帯」と「情報の空白地域」を無くすことに重点を置いた広報活動を行う。

情報提供方法については、市防災行政無線や広報車、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）のほか、防災関係機関や報道機関、民間事業者など多様な手段を活用し実施する。

状況に応じて、災害発生後3日以降を目途に臨時広報を発行する。以後、避難所開設期中を目安として、毎日発行できる体制を確立するよう努める。

また、各部が実施する支援対策（サービス）関連の問い合わせ・受付等窓口を1箇所にとめた「被災者総合支援センター」を開設し、被災者の生活相談を受付ける。

※ 詳細については、「災害時広報マニュアル」、「災害時マスコミ対応マニュアル」による。

(2) 所管部署

本部指揮所班、広報班、ボランティア班、政策班、各部からの派遣職員

第2節 広報の内容と方法

(1) 初動活動期の広報

初動活動期においては、本部指揮所班が緊急対策上必要な情報を整理する。

広報班は、消防署、警察署と協力し、市防災行政無線（固定系）、広報車、拡声器、報道機関等への情報提供により、避難及び注意等について市民への緊急広報を行う。

(2) 応急活動期の広報

応急活動期においては、各担当班の生活関連情報を広報班が集約し、広報する。

■ 広報内容

時期	広報内容
初動活動期	地震情報
	出火防止・初期消火措置等
	パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ
	要配慮者等対策
	避難誘導、避難情報
	避難所の開設・運営
	公共交通機関の運行情報
	被害状況や危険箇所の情報
応急活動期	地震・余震等の情報
	巡回救護の実施
	こころのケア
	緊急輸送道路及び交通規制
	上・下水道、その他ライフラインの応急・復旧対策
	飲料水、生活用水の給水
	食料の供給
	生活必需品の供給
	衛生・防疫
	生活ごみの処理
	建物の修理・解体、応急仮設住宅等の募集
	防犯に関する情報
	災害ボランティアの募集状況

■広報手段

手 段	実 施 方 法
○ 市防災行政無線（固定系）	広報文を作成し、屋外スピーカーを通じて、市内全域または必要に応じて地域別に放送する。
○ 広報車	必要に応じて車両で出動・巡回し、広報を行う。
○ テレビ・ラジオ等	必要に応じて、東京都が下記の放送機関と締結している協定に基づき、東京都を通じて放送を要請する。緊急時等のやむを得ない場合は、直接放送機関に要請し、事後速やかに東京都へ報告する。 日本放送協会、TBSラジオ、文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、エフエム東京、InterFM、J-WAVE、日経ラジオ社、日本テレビ、TBSテレビ、フジテレビジョン、テレビ朝日、テレビ東京、TOKYO MX
○ ジェイコム東京	必要に応じて、直接放送を要請する。
○ FMたちかわ	必要に応じて、直接放送を要請する。
○ 掲示板	随時、避難所、本部入口等に掲示する。
○ ハンドマイク	随時、避難所、本部入口等にて広報を行う。
○ 広報紙	適時に発行し、避難所、本部等で配布する。
○ 立川市ホームページ	必要に応じて、災害関連情報、広報紙の内容等を掲載する。
○ 防災情報メール	必要に応じて、災害関連情報を送信する。
○ 緊急速報メール	必要に応じて、災害関連情報を送信する。
○ ソーシャルネットワークサービス（SNS）	必要に応じて、災害関連情報を送信する。

第3節 要配慮者への広報

聴覚障害者に対しては、文字情報(広報紙・インターネット)により広報を行う。

視覚障害者に対しては、市ホームページ(音声読み上げ機能)・ジェイコム東京(音声情報)・FMたちかわで情報提供を行うほか、各種障害者団体、ボランティア団体や関係機関への情報提供を通じての広報を行う。

外国人へは語学ボランティアを活用し情報提供を行い、また、国際交流団体や支援団体に協力を求め多言語の広報資料を発行する

避難所に、文字放送テレビの設置、手話通訳者、要約筆記者の派遣等に努める。また、在宅の要配慮者に対し、民生委員・児童委員を通じて、必要な情報提供を行う。

第4節 マスコミとの連携

(1) 広報内容の受付

広報班は、本部統括部がまとめた情報から報道機関へ依頼すべき広報内容を整理する。広報する内容は概ね次のとおりである。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ○ 不要不急の電話の自粛 | ○ 被災者の情報 |
| ○ 開業病院の情報 | ○ 二次災害防止のために取るべき措置 |
| ○ 交通情報 | ○ 食料・生活必需品に関する情報 |
| ○ 電気・ガス・水道等の復旧の見通し | ○ その他 |

(2) 広報の要請、依頼

広報班は、応急対策に必要な広報について東京都を通じて報道機関へ要請する。

ただし、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに東京都にその旨を連絡する。

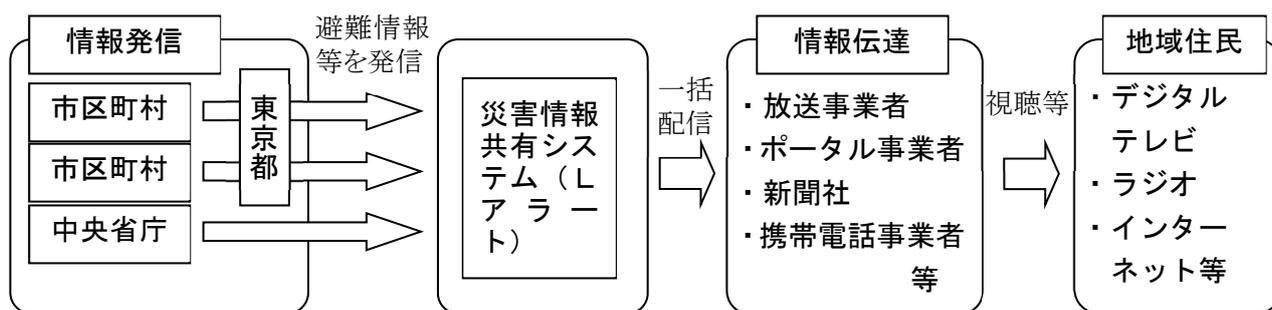
特に、災害が発生し市災害対策本部設置時には、避難情報の伝達について災害情報共有システム(Lアラート)[※]を活用し対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、市民等に対しマスコミと連携した避難情報に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。

具体的な対応については、「放送を活用した避難情報等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。

- | |
|--|
| <p>ア 実施機関
東京都、都内区市町村、東京都域または東京都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社</p> <p>イ 伝達する情報
(ア) 避難情報
(イ) 警戒区域の設定</p> |
|--|

※ 「災害情報共有システム(Lアラート)」とは、各市区町村の発信した避難情報等を、テレビ局、ラジオ局などに一括して配信するシステムのこと。

【災害情報共有システム(Lアラート)を活用した情報の流れ】



（3）記者会見の実施

広報班は、定期的に記者会見を行い、情報の提供を行う。また、報道機関対応のために各班の活動記録等を集約し、必要に応じて提供する。

発表者	記者会見場	内 容
広報班長	市役所2階210会議室※	○ 災害の種別、発生場所、日時、状況 ○ 災害応急対策の状況

※ 記者会見場については、庁舎の使用状況に応じて変更することもある。

第5節 被災者総合支援センターの開設・運営

（1）被災者総合支援センターの開設

広報班は、本庁舎1階において、被災者総合支援センターの開設に着手し、本部長から開設の指示を得るものとする。また、各部長に開設の旨を連絡し、関係機関を含む要員の派遣、各種資料・申請用紙の準備その他必要な措置を取るよう要請する。

（2）被災者総合支援センターの運営

被災者総合支援センターは、市役所1階ロビーに設置し、各部からの派遣職員により構成・運営されるものであり、概ね次表を目安として設置される。なお、開設と業務調整は、総合政策部が担当する。

担当部	主な分掌事務
市民生活部	安否情報への対応 避難所利用者名簿及び要搜索者名簿の閲覧 外国人への情報提供支援 死亡届の受理、遺体の埋葬許可 法律相談
総合政策部	女性の災害相談 その他分掌の明らかでない事項に関する相談
財務部	義援金の受付 税の減免 り災証明書の発行 ※ 災害の規模により別に専用窓口を設置する
産業文化 スポーツ部	農業・商工業相談 職業のあつ旋、農林業・商工業相談全般
子ども家庭部	乳幼児・児童の救援救護
福祉保健部	医療・健康、福祉全般、義援金の支給・配分計画 国民年金、国民健康保険、保険相談
教育部	避難所利用者に関する問い合わせ、教育相談、文化財
まちづくり部	災害復興に係る都市計画 建物危険度判定、仮設住宅等住宅救援対策全般、建築指導事務 道路対策、河川・排水路、急傾斜地、交通安全対策
環境下水道部	災害による廃棄物の収集・処理、環境衛生、環境保全 応急給水、下水道

※ 東京都・国・その他関係機関業務に関する窓口が併設されるよう協力を要請

第5章 広域連携・応援体制

発災	24時間		72時間		1週間	
	即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期		
第1節 基本方針と所管部署						
第2節 広域応援要請						
○各対策部・班からの応援要請への対応 【全ての部・班、本部指揮所班】						
○東京都への応援要請 【本部長、本部指揮所班】						
○他市町村への応援要請 【本部長、本部指揮所班】						
○協定市町村の受入 【本部指揮所班、応援受入班】						
○他市町村からの応援申込 【本部指揮所班、全ての部・班】						
第3節 職員の派遣要請						
○職員の派遣要請 【本部長、本部指揮所班、職員班】						
第4節 自衛隊派遣要請						
○自衛隊派遣要請 【本部指揮所班】						
○自衛隊の受入 【本部指揮所班、応援受入班】						
第5節 他自治体への広域応援						

第1節 基本方針と所管部署

（1）基本方針

大規模災害が発生し、被害情報を収集し、市の災害対応能力を超えると判断される場合は、概ね3時間以内に東京都、自衛隊、他自治体等へ応援要請を行う。

（2）所管部署

全ての部・班、本部指揮所班、応援受入班、職員班
他自治体への広域応援については平常時組織である防災課、人事課が所管する。

第2節 広域応援要請

（1）各対策部・班からの応援要請への対応

各班において他市町村等の職員派遣が必要な場合は、受援計画をもとに各受援対象業務の

人員・活動計画を立案し、本部に要請する。本部指揮所班、職員班は、この計画に基づき必要な人員を勘案し、要請先を決定し要請する。

（2）東京都への応援要請

市長（本部長）は、必要と認めるときは災害対策基本法第68条に基づき、都知事に対し応援の要請を行う。

応援要請または職員の派遣要請は、応援の内容等を明らかにしたうえで文書にて行うが、緊急の場合は、電話、東京都防災行政無線・東京都災害情報システム（DIS）等で要請し、後日文書を送付する。

要 請 先	都知事 総務局（総合防災部防災対策課）
要請伝達方法	文書各1部（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送達）
応援の要請	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の状況及び応援を必要とする理由 （災害の状況及びあつ旋を求める場合はその理由） ○ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ○ 応援を必要とする場所、期間 ○ 応援を必要とする活動内容 ○ その他必要な事項

（3）他市町村への応援要請

市長（本部長）は、必要と認めるとき災害対策基本法第67条及び災害時相互応援協定に基づき、協定締結市町村、または他の市町村に対して応援の要請を行う。

他の市町村への応援要請は、（2）「東京都への応援要請」と同様の方法で行う。

■災害時相互応援協定締結先

○ 東京都 30 市町村（島しょを除く。）	○ 長野県大町市	○ 埼玉県さいたま市
○ 甲州街道サミット参加 12 市	○ 愛知県幸田町	

※ 関連資料 「災害時支援協定」参照

（4）協定市町村の受入

本部指揮所班、職員班は、協定締結市町村からの職員の派遣が確定したときは、次のとおり受入体制を準備する。

なお、各班においても受援計画をもとに受入の準備を行う。

連 絡 窓 口	○ 本部指揮所班から連絡担当者を定め、応援隊には連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。
作 業 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。 ○ 必要な資器材を確保する。 ○ 作業に関係のある施設の管理者に対し、施設利用の了解を得る。
応 援 受 入 拠 点 の 確 保	○ 宿舎、屋内施設としてクリーンセンター「たちむにい」、競輪場、立川拘置所を確保する。

（5）他市町村からの応援申込

本部指揮所班、職員班は、他市町村からの応援協力の申込みについて、各部に案内する。各部は、協力の申出に対し、災害対策の状況によって調整し返答する。また、協力する市町村の活動が終了したときは、本部統括部にその内容を報告する。

（6）他の自治体から応援隊の撤収要請

市長（本部長）は、災害対策の状況を把握のうえ、応援隊の撤収要請を行う。

第3節 職員の派遣要請

（1）職員の派遣要請

市長（本部長）は、必要と認めるとき災害対策基本法第29条に基づき、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、または特定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

また、災害対策基本法第30条に基づき、都知事に対し、指定行政機関、他の市町村、指定地方行政機関、特定公共機関等の職員派遣のあっ旋を求める。

要請先	指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、特定公共機関 都知事 総務局（総合防災部防災対策課）
要請伝達方法	文書各1部（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送達）
職員の派遣 要請・あっ旋	<input type="checkbox"/> 派遣・あっ旋を要請する理由 <input type="checkbox"/> 派遣・あっ旋を要請する職員の職種別人員数 <input type="checkbox"/> 派遣を必要とする期間 <input type="checkbox"/> 派遣される職員の給与その他勤務条件 <input type="checkbox"/> その他必要な事項

（2）派遣職員の給与等経費負担

他市町村等から派遣された職員の給与等経費負担は、災害対策基本法施行令第18条の規定に基づき行う。

第4節 自衛隊派遣要請

（1）派遣要請の判断

市長（本部長）は、自衛隊による応急措置が必要と認めるとき、災害対策基本法第68条の2に基づき、都知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

（2）災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣（自衛隊法第83条）には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

都知事の要請による派遣	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都知事が人命及び財産の保護のため、自衛隊に災害派遣を要請し派遣される場合 ○ 市長が応急措置を実施するため、都知事に対して自衛隊に災害派遣を要請するよう求め、これを受けて都知事が災害派遣を要請し派遣される場合
市町村等の通知に基づく派遣	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、市長等から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合
自主的な派遣	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に際し、自衛隊が自らの判断で自主的に派遣する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都知事との連絡が不能、または都知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合 ・ 自衛隊の実施すべき救助活動が明確で、人命救助に関するものであると認められる場合 ・ 関係機関に対し情報を提供するため、情報収集の必要があると認められる場合 ・ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設、またはこれらの近傍で災害が発生した場合

(3) 派遣要請依頼の方法

市長（本部長）は都知事に対して、自衛隊の災害派遣要請を行うときは、文書にて依頼する。

ただし、緊急を要し、かつ都知事に対して依頼を行うことができないとき、市長はその旨及び災害の状況を陸上自衛隊第1師団及び航空総隊司令部に通知する。

この場合、東京都と連絡が取れ次第、事後速やかに都知事にその旨を通知する。

要 請 依 頼 先	都知事 総務局（総合防災部防災対策課）
要 請 文 あ て 先	○ 陸上自衛隊 第1師団（練馬） 〒179-0087 練馬区北町4-1-1 TEL 03-3933-1161
	○ 航空自衛隊 航空総隊司令部（福生） 〒197-8503 福生市大字福生2552 TEL 042-553-6611
緊 急 時 の 連 絡 先	○ 第1後方支援連隊（練馬） 課業時間内：第3科長（課業時間外：部隊当直司令）
	○ 航空総隊司令部（福生） 課業時間内：防衛部（課業時間外：総隊当直幕僚）
要 請 ・ 通 知 の 伝 達 方 法	文書各1部 (緊急の場合は電話、無線で行い、事後、文書で送付する。)
記 載 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の状況及び派遣を要請する事由 ○ 派遣を希望する区域及び活動内容 ○ 派遣を希望する期間 ○ その他参考となるべき事項

（４）活動内容

自衛隊の活動内容は、次に示すとおりである。

○ 被害状況の把握	○ 避難の援助
○ 避難者等の捜索援助	○ 水防活動
○ 消防活動	○ 道路または水路の啓開
○ 応急医療、救護及び防疫	○ 人員及び物資の緊急輸送
○ 被災者生活支援	○ 救援物資の無償貸付または譲渡
○ 危険物の保安及び除去	○ その他臨機の措置等

（５）自衛隊の受入

本部指揮所班は、自衛隊の派遣が決定したときは、次のとおり部隊の受入体制を準備する。なお、受入拠点候補地の利用が困難な場合は、その状況に応じて受入先を確保する。

連絡窓口	本部指揮所班は連絡担当者を定め、派遣自衛隊には連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。
作業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。 ○ 必要な資機材を確保する。 ○ 作業に関係のある施設の管理者に対し、施設利用の了解を得る。 ○ ヘリポートを設置、確保する。
派遣部隊の受入拠点の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 野営地、宿舎、屋内施設を確保する。 ○ 資材置場、炊事ができる広場を確保する。 ○ 事務のできる部屋、駐車場を確保する。 ○ 派遣部隊の活動に対し、周辺住民の積極的な協力を求める。
受入拠点候補地	<ul style="list-style-type: none"> ○ 立川競輪場 ○ クリーンセンター「たちむにい」 ○ 立川拘置所 ○ その他必要に応じ公共施設を確保

（６）自衛隊災害派遣部隊の撤収要請

市長（本部長）は、災害派遣部隊の撤収要請を行うとき、都知事及び派遣部隊長と協議する。

（７）経費の負担区分

災害派遣部隊が活動に要した経費は、原則として市が負担する。

第5節 他自治体への広域応援

（１）広域応援の協議

他自治体から災害対策基本法第67条や災害時応援協定に基づき応援要請があった場合、あるいは、要請がない場合で明らかに被害が甚大と判断される場合は、緊急に本部員を招集し広域応援について協議を行う。

協議に向け、防災課は下記の情報を収集する。

- 災害の状況
- 応援を必要とする理由
- 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 応援を必要とする場所、期間
- 応援を必要とする活動内容
- その他必要な事項

（2）広域応援対策本部の設置

応援を決定した場合、活動を統括するため、災害対策本部員をもって広域応援対策本部を設置する。事務局は防災課とする。

（3）情報収集先遣隊の派遣

応援決定後、速やかに情報収集先遣隊を被災自治体へ派遣する。

【先遣隊の概要と活動】

- 人員 4名程度（管理職1名を含む。）
- 車両 1台
- 装備 地図、腕章、携帯電話、カメラ、食料、飲料水、テント、寝袋、救助資器材など
- 活動 被災地及び到達経路の被害情報の収集
被災自治体との連絡調整
支援ニーズの把握
応援隊受入場所の確保 など

（4）広域応援の実施

被災地の支援ニーズの変化に合わせ、広域応援を実施する。

【主な応援例】

- 食料、生活必需品などの支援物資の搬送
- 応急活動対策を実施するため必要な人員、車両、機材の提供
- 避難所運営支援
- 臨時広報発行支援
- 建築物応急危険度判定
- ごみ収集、処理
- 要配慮者等の避難者の一次受入

第6章 消防活動

発災	24 時間		72 時間		1 週間	
	即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期		
第1節 基本方針と所管部署						
第2節 地震発生時の情報収集と活動						
○情報収集 【消防署、消防班、本部指揮所班、現地調査班(初動期情報収集担当)】						
○消防活動 【消防署、消防班、市民消火隊】						
第3節 消防署(東京消防庁)の活動						
第4節 消防班の活動態勢						
第5節 市民・市民防災組織、事業者等の協力						
第6節 消防隊の応援						
○応援要請 【本部指揮所班】						
○消防隊の受入 【消防署、本部指揮所班】						
第7節 火災警戒のパトロール						
○火災警戒のパトロール 【消防署、消防班】						

第1節 基本方針と所管部署

(1) 基本方針

地震発生直後においては、消防署と消防班による連携活動、また市民防災組織及び自衛消防隊等の活動により、初期消火活動に全力で対応する。初期消火活動による、鎮火困難な場合は、増強部隊の出動を要請するとともに、破壊消防を含むあらゆる手段を講じて、延焼火災阻止を第一に対処する。

(2) 所管部署

消防署、消防班、本部指揮所班、現地調査班(初動期情報収集担当)、市民、市民防災組織、市民消火隊、事業所自衛消防隊

第2節 地震発生時の情報収集と活動

地震発生後、速やかに次のとおり情報収集と消防活動を実施する。

（1）情報収集

- 火災の発生状況、延焼状況と延焼予測
- 消防車両等の配備状況及び通行可能な道路
- 消防水利等の利用可能状況

（2）消防活動

- 病院、避難（場）所、幹線道路、防災拠点施設等の周辺を優先的に消火する。
- 風向き、建物分布等を考慮し、効率的な消火活動を実施する。
- 危険物のある地区は立入禁止措置を実施する。
- 延焼火災が少ない地区を集中消火し、安全地区を確保する。
- 延焼火災の多い地区は住民避難のため、避難路を確保する。
- 水利は、消火栓、防火水槽、プール、河川等活用可能なあらゆる水利から選定する。

第3節 消防署（東京消防庁）の活動

（1）活動態勢

① 震災第一非常配備態勢

以下の場合、直ちに震災第一非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。

- ア 気象庁の発表で、東京都23区、東京都多摩東部及び多摩西部のいずれかに震度5強の地震が発生したとき
- イ 東京消防庁及び区市町村（島しょを除く。）の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度5強を示す地震が発生したとき
- ウ アの地域に地震が発生し、当該地震により被害状況等により警防本部長が必要と認めたとき

② 震災第二非常配備態勢

以下の場合、直ちに震災第二非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。

- ア 気象庁の発表で、東京都23区、東京都多摩東部及び多摩西部のいずれかに震度6弱以上の地震が発生したとき
- イ 東京消防庁及び区市町村（島しょを除く。）の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度6弱以上を示す地震が発生したとき
- ウ アの地域に地震が発生し、警防本部長が必要と認めたとき

③ 非常参集

震災第一非常配備態勢を発令した時は発令時に勤務している職員及び所要の職員、また震災第二非常配備態勢を発令した時は全消防職員が各招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

(2) 消防署の活動基本方針

- 延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。
- 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急活動等の活動を行う。
- 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主に行う。

第4節 消防班の活動態勢

(1) 活動態勢

市域に震度5強以上の地震が発生した場合、必要に応じて、消防団本部は市役所に、各分団は詰所に参集し、活動する。

※ 詳細については、「震災消防活動マニュアル」による。

(2) 消防班の活動基本方針

- 発災と同時に近隣住民に対し、出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- 被災状況の情報収集と伝達を行う。
- 火災の拡大防止に努め、消防署隊と連携した消火活動を行う。
- 救助器具を活用し、住民と一体になった救出活動と負傷者の応急処置を行う。
- 避難情報が出された場合は、住民への伝達と避難路の安全確保、避難場所の防護活動を行う。

第5節 市民・市民防災組織、事業所等の協力

市民・市民防災組織、事業所等は、地震発生直後に、ガス栓、プロパンガスのバルブ等の閉止、ブレーカーの遮断等の措置を講じる。また、火災が発生したときは、消火器、汲み置き水、可搬ポンプ、スタンドパイプ、屋内消火栓等を活用して消火活動を実施する。消防署や消防班が到着した際は、その指示に従う。

第6節 消防隊の応援

(1) 応援要請

運用可能な消防力で災害対応が困難な場合、消防組織法に基づき、緊急消防援助隊の派遣要請を行い、応援受入に協力する。

なお、緊急消防援助隊の派遣要請は、消防署と連携の上、東京消防庁の判断に基づき、都知事に対して行うものとする。

要請元	要 請 先	摘 要	関係法令
市 長	都知事	必要に応じて緊急消防援助隊の派遣要請をすることができる。	消防組織法 第44、45条
消防総監 (消防署)			

(2) 消防隊の受入

市災害対策本部は消防署と協力しながら都の調整に協力し、緊急消防援助隊の受入に配慮する。

- 消防水利に関する資料の配布
- 応援拠点等の確保

第7節 火災警戒のパトロール

消防署、消防班は、全ての火災対応が終了した後も、市民と協力して次の点に留意して市内をパトロールする。

- 停電復旧後の通電火災の警戒
- 消火後の再燃火災の警戒
- ガス復旧時の火災の警戒

第7章 救助・救急活動

発災	6時間	24時間	72時間	1週間	1か月	3か月以降
	即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期～		
発災直後	超急性期		急性期	亜急性期	慢性期	中長期～
第1節 基本方針と所管部署						
第2節 救助・救急活動						
○活動態勢 【子ども支援班、生活支援班、消防署、警察署、消防班、協力団体、市民防災組織】						
第3節 関係機関等の連携						
○立川市三師会災害対策本部及び柔道整復師会による応急手当の協力 【医療救護班】						

第1節 基本方針と所管部署

(1) 基本方針

大地震が発生した場合、建物の倒壊や屋内外の落下物・倒壊物等により救助・救急活動を必要とする事態が、市内各地域で同時多発的に発生するものと想定される。この場合、救助・救急活動は、「時間との勝負」で最優先に行われる必要がある。しかし、消防機関等が同時多発的に発生する全ての救助事案に対応することは不可能である。したがって、災害時における救助・救急対策は、平常時に増して、各地域の市民・市民防災組織の活動及び市と消防機関の連携による初期活動がきわめて重要となる。

※ 詳細については、「救助・救急マニュアル」による。

(2) 所管部署

子ども支援班、生活支援班、消防署、警察署、消防班、市民、市民防災組織等、立川市三師会災害対策本部、柔道整復師会、医療救護班

第2節 救助・救急活動

(1) 救助・救急活動の原則

救助・救急にあたっては、より多くの人命を守ることを最重点に次の事項を原則として活動にあたる。

【救助・救急にあたっての基本原則】

- | |
|--|
| <p>その1 救命処置を必要とする者を優先する。</p> <p>その2 軽症者は、市民防災組織及び付近住民の協力を求めて救出する。</p> <p>その3 多数の要救出者がある場合は、容易に救出できる者を優先する。</p> <p>その4 多数の救出事象がある場合は、火災現場近くを優先する。</p> |
|--|

（2）活動態勢

市、消防署、警察署、消防班は、協力団体及び市民防災組織等と協力連携し、資器材を最大限に活用し、救助・救急活動を実施する。また、対応が困難な場合は、東京都・自衛隊等に応援部隊の派遣を要請する。

（3）救助資機材

初動活動期における救助資機材は、市及び各機関、地域が保有するものを活用するが、不足が生じる場合は、東京都や建設・建築業者等に要請して調達する。

第3節 関係機関等の連携

（1）市民、事業所の協力

市民及び事業所は、近隣に家屋の倒壊等による要救助者を発見した場合、防災関係機関に連絡するとともに、近所の住民が協力して可能な限り救助に努める。また、消防隊員等に救助活動の協力を要請された場合は、救助・救急活動に協力する。

（2）立川市三師会災害対策本部及び柔道整復師会による応急手当の協力

立川市三師会災害対策本部及び柔道整復師会は、救出された負傷者について、超急性期には、緊急医療救護所で行われるトリアージ及び応急手当に協力する。

また、急性期以降は、避難所救護所においても応急手当に協力する。

（3）消防署

消防署は、消防班と緊密に連携し、効果的な災害活動により被害の軽減を図る。

（4）警察署

警察署は救助活動と合わせて、現場付近の交通規制・調査活動等を実施する。

所管部署	活 動 内 容
子ども支援班	5人1組の編成による救援救助班支援隊を編成し、救助・救急活動に協力する。
生活支援班	5人1組の編成による救援救助班支援隊を編成し、救助・救急活動に協力する。
消防署	<p>① 救助・救急活動は、ポンプ隊、救急隊が連携し、救助・救急資器材を活用し、組織的な人命救助・救急活動を行う。</p> <p>② 救助・救急活動に必要な重機・救急資器材等に不足を生じた場合は、関係機関との協定に基づいて迅速な連携を図り、実効性のある活動を行う。</p> <p>③ 活動にあたっては、緊急医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防班、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。</p> <p>④ 救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。</p> <p>⑤ 警視庁、自衛隊、東京DMAT、市民防災組織等と連携協力し、救助・救急活動に万全を期する。</p>
警察署	<p>① 救出・救助活動は、生存者の救出を最重点に署レスキュー部隊を中心に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。</p> <p>② 警察署で対応が困難な救助事象に対しては、警視庁特殊救助隊、機動隊の派遣を要請し迅速な救助を実施する。</p> <p>③ 救出救助活動に必要な重機は協定業者から調達し、署重機部隊により迅速な活動を行う。</p> <p>④ 救出した負傷者は、重症者の順から速やかに現場救護所や医療機関に引継ぐ。</p> <p>⑤ 東京消防庁、自衛隊等立川広域防災基地連絡協議会と連携協力し、活動に万全を期する。</p>
消防班	保有資器材を活用し住民と一体となった救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所、緊急医療救護所等への搬送に協力する。機能別分団は、避難所において応急救護活動を行う。
協力団体	<p>《救助》 立川市建設業四団体連合会及び東京土建一般労働組合多摩西部支部は、市及び地域からの要請に対し、保有する資器材を活用して救助活動の支援を行う。</p> <p>《救護》 立川市三師会災害対策本部及び柔道整復師会は、市からの要請に対し、緊急医療救護所、避難所救護所、災害現場救護所等において、負傷者の手当てを行う。</p>
市民防災組織等	保有資器材を活用し地域一体となった救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所、緊急医療救護所等への搬送に協力する。

第8章 医療救護

発災	6時間	24時間	72時間	1週間	1か月	3か月以降
	即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期～		
発災直後	超急性期		急性期	亜急性期	慢性期	中長期～
第1節 基本方針と所管部署						
第2節 活動体制						
○医療救護対策本部(医療救護活動拠点)、緊急医療救護所、避難所救護所の設置						
○医療救護の体制						
【医療救護班、立川市三師会災害対策本部】						
第3節 活動内容						
○医療情報の連絡体制確立						
【医療救護班】						
○市民への情報提供						
【医療救護班、広報班】						
○東京都への応援要請						
【医療救護班、本部指揮所班】						
○医薬品・医療資器材等の調達						
【医療救護班、立川市三師会災害対策本部】						
第4節 緊急医療救護所、避難所救護所等の設置及び活動						
○緊急医療救護所、避難所救護所						
【医療救護班、立川市三師会災害対策本部】						
○現場救護所						
【消防署】						
第5節 搬送態勢の確立						
○緊急医療救護所からの搬送						
【医療救護班】						
○避難所等からの搬送						
【医療救護班、消防署】						
第6節 特殊医療						
○人工透析患者への対応						
【医療救護班、本部指揮所班、生活支援班、避難所班、広報班、立川市三師会災害対策本部】						
○在宅難病患者への対応						
【生活支援班、医療救護班、保健所】						
○災害時の小児周産期領域への対応						
【医療救護班、本部指揮所班、生活支援班、避難所班、広報班、立川市三師会災害対策本部】						
第7節 保健予防活動の実施						
○保健予防活動の実施						
【医療救護班、避難所班】						
第8節 こころのケア						
○こころのケア						
【医療救護班、避難所班、広報班、保健所】						

第1節 基本方針と所管部署

（1）基本方針

大規模災害発生時において、医療機能が適切に確保され、限られた医療資源の中で災害医療が円滑に行われるよう、フェーズに応じて災害医療体制を構築する。

発災直後においては、医療救護要員・医療資器材・医薬品及び災害医療支援病院の確保・供給体制の迅速な確立を最優先とし、健康会館に医療救護対策本部（医療救護活動拠点）を設置するとともに、災害拠点病院は、緊急に救命処置を施すべき重症患者の受入を行う。

超急性期には、重症度に応じた適切かつ迅速な医療を提供するため、指定した病院前に緊急医療救護所を、市と指定病院、三師会災害対策本部及び柔道整復師会が協力して設置する。

また、避難生活での健康管理について関係機関と連携して「こころのケア」を実施し、二次災害（避けられた死）を防止する。

※ 詳細については、「初動医療救護マニュアル」、「被災者の健康管理マニュアル」による。

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

フェーズ区分	想定される状況
0 発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1 超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入が少ない状況
2 急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3 亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4 慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5 中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況

市は、市災害医療コーディネーター及び三師会災害対策本部等と連携して、人的被害、病院、診療所、歯科診療所及び薬局の被害状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報収集するとともに圏域内の地域災害医療コーディネーターに対して報告する。

また、各医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を地域住民に周知するとともに、地域住民の健康相談に応じる体制を整備する。

災害医療コーディネーターの区分は、以下のとおりである。

【災害医療コーディネーター】

名 称	説 明
東京都災害医療 コーディネーター	東京都全域の医療救護活動等を統括・調整するため、東京都に対して医学的な助言を行う、東京都が指定するコーディネーター
東京都地域災害医療 コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動を統括するために東京都が指定するコーディネーター
立川市災害医療 コーディネーター	市内の医療救護活動等を統括・調整するため、市に対して医学的な助言を行う、市が指定するコーディネーター

(2) 所管部署

医療救護班、広報班、本部指揮所班、生活支援班、保健所、消防署、
立川市三師会災害対策本部

第2節 活動体制

(1) 医療救護対策本部（医療救護活動拠点）、緊急医療救護所、避難所救護所の設置

医療救護班は、健康会館に医療救護対策本部（医療救護活動拠点）を設置するとともに、超急性期には指定病院前に緊急医療救護所を設置し、急性期以降は、市内中学校に避難所救護所を設置し、医療救護体制を整える。

(2) 医療救護の体制

医療救護班は、市災害医療コーディネーターと協議のうえ、立川市三師会災害対策本部、柔道整復師会等に対して、市内の緊急医療救護所等への派遣を要請する。主な活動内容は次のとおりとなる。

- トリアージ
- 傷病者に対する応急処置
- 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定
- 搬送困難な患者、軽症者等に対する医療
- 医薬品の集積所（災害薬事センター）における医薬品の仕分け・管理
- 死亡の確認
- 避難者に対する巡回相談

第3節 活動内容

(1) 医療情報の連絡体制確立

医療救護班は、立川市三師会災害対策本部、医療機関等と連携して医療情報の連絡体制を確立する。また、EMIS*（広域災害救急医療情報システム）を活用し、医療機関の被害状況や稼働状況を把握・共有する。

※ EMIS (イーミス：広域災害救急医療情報システム) とは

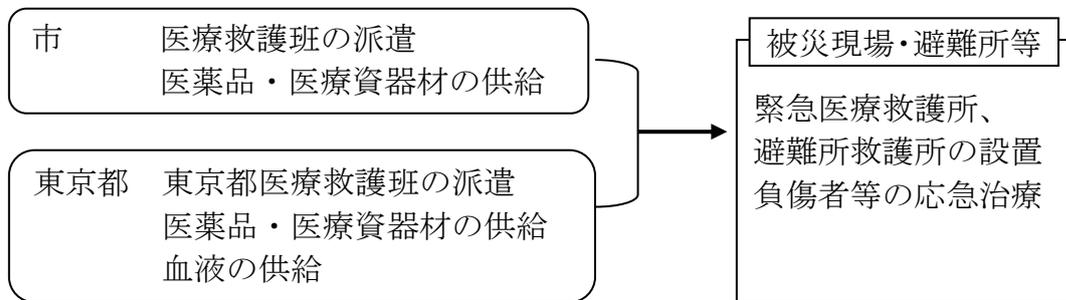
Emergency Medical Information Systemの略。災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼動状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的としたシステムのこと。

(2) 市民への情報提供

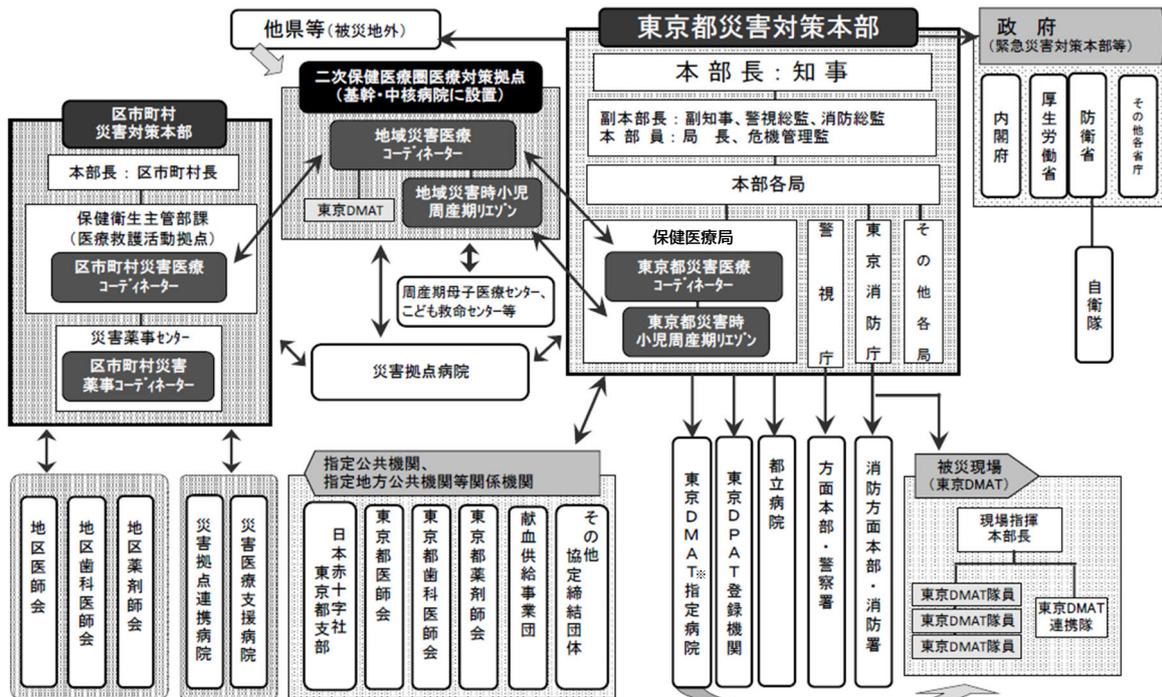
市民への医療情報の提供・案内及び市民からの医療相談は、医療救護班を中心に、本庁舎、避難所等に相談窓口を設置するとともに、広報班と連携して行う。

(3) 東京都への応援要請

医療救護班は、医療救護体制が不足する場合には、市災害医療コーディネーターを通じて東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求めるほか、医薬品・医療資器材及び血液が不足する場合には、本部指揮所班を通じて東京都災害対策本部に協力を要請する。



発災直後から急性期までの連携体制



※ 東京DMATとは

Disaster Medical Assistance Teamの略。大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場に派遣される、1チーム医師1名、看護師等2名、業務調整員で構成される医療チーム。

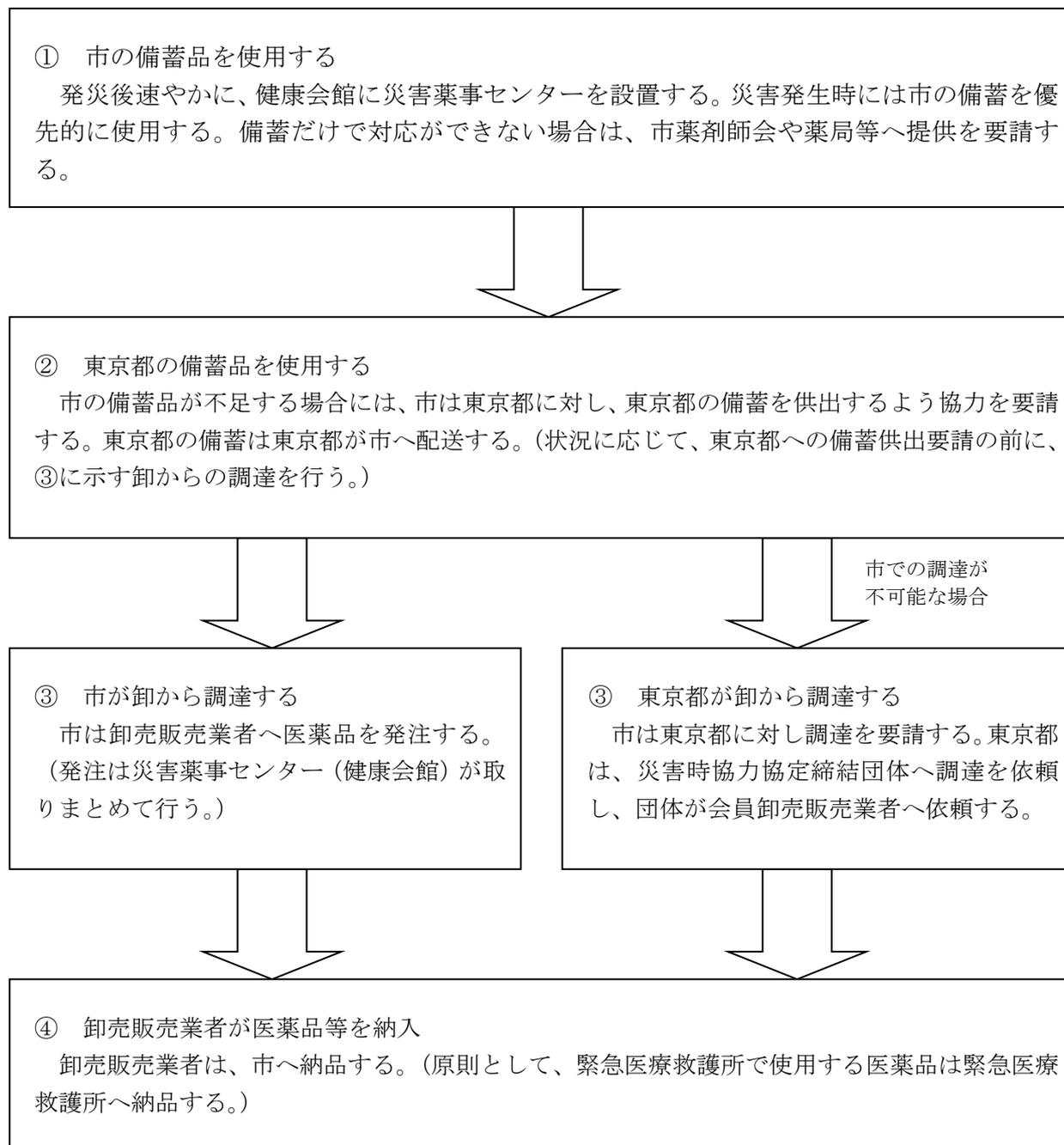
DMATは、都道府県等の派遣要請を受け、DMAT指定医療機関から派遣される。

(4) 医薬品・医療資器材等の調達

① 医薬品等の使用方針及び調達

緊急医療救護所等での医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材等（以下「医薬品等」という。）の使用方針及び調達の方法は、次のとおりとする。

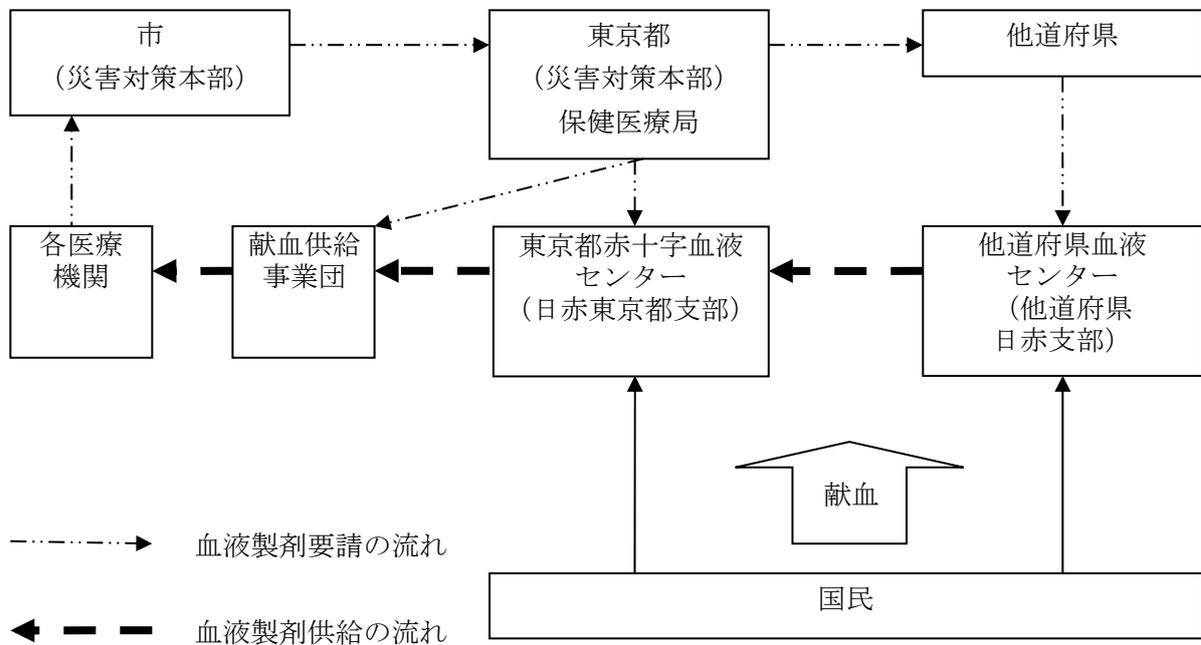
【市が使用する医薬品等の調達手順】



② 血液製剤の調達

血液製剤が、通常方法での調達が困難となり不足する場合は、市を通して東京都（保健医療局）に調達の協力を要請し、確保する。

【血液製剤の供給体制】



③ その他の要請

飲料水、洗浄のための給水については、都へ要請する。また、電気、電話等通信手段は、本部指揮所班を通じて東京電力パワーグリッド、NTT東日本に要請する。

第4節 緊急医療救護所、避難所救護所等の設置及び活動

(1) 緊急医療救護所

発災から72時間の超急性期に立川市は指定病院、立川市三師会災害対策本部及び柔道整復師会と協力し、指定病院前に緊急医療救護所を設置する。超急性期は、傷病者が病院前に殺到し、病院機能が麻痺することが予想される。医療資源は限られており、救命を目的とする病院機能を保持するため、病院前に設置する緊急医療救護所においてトリアージ※を行い、黄色及び赤色の傷病者のみ病院内に搬送する。緑色の傷病者には応急処置を施し、避難所等へ誘導する。

※ トリアージとは

傷病者の重症度と緊急度を判定して、治療の優先順位を決定することをいう。その結果をトリアージタグに記載して傷病者に装着する。

■トリアージの実施基準

分類	優先順位	識別票	症状の状態等
最優先治療群 (重症群)	第1	赤	生命を救うため、直ちに処置を必要とするもの 窒息、多量の出血、ショックの危険のあるもの
待機的治療群 (中等症群)	第2	黄	ア 多少治療の時間が遅れても、生命に危険がないもの イ 基本的には、バイタルサイン※が安定しているもの
保留群 (軽症群)	第3	緑	上記以外の軽易な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としないもの
死亡群	第4	黒	既に死亡しているもの、または明らかに即死状態であり、心肺蘇生を施しても蘇生可能性のないもの

※ バイタルサインとは
体温、意識、呼吸、脈拍など、生きていることを示す基本的な兆候をいう。

緊急医療救護所設置場所

病院名	所在地	備考
独立行政法人国立病院機構 災害医療センター ※	緑町 3256	災害拠点病院
国家公務員等共済組合連合会 立川病院 ※	錦町 4-2-22	災害拠点病院
社会医療法人社団健生会 立川相互病院	緑町 4-1	災害拠点連携病院
医療法人財団 川野病院	錦町 1-7-5	災害医療支援病院
医療法人財団 立川中央病院	柴崎町 2-17-14	災害医療支援病院

※ 自主設置自主運営により、対応する。

(2) 避難所救護所

医療救護班は、市内各中学校に順次、避難所救護所を設置する。

超急性期は、地域での救護活動を主とし、応急処置は必要最小限にとどめ、重傷者等は、医療機関への搬送に努める。急性期以降は、医師等による巡回診療や保健師等の専門職による巡回健康相談を行う。

(3) 現場救護所

消防署は、負傷者が多数発生した場合、現場近くに現場救護所を設置する。

第5節 搬送態勢の確立

(1) 緊急医療救護所からの搬送

指定病院前に緊急医療救護所が設置されるので、トリアージによる識別票が黄、赤の傷病者は当該病院にて治療する。当該病院では対応できない傷病者は、医療救護対策本部にいる市災害医療コーディネーターと連絡を取り、収容病院を探し搬送する。

市内の病院で対応できない場合、医療救護班は、北多摩西部保健医療圏（二次保健医療圏）の医療対策拠点に傷病者を受け入れる病院の確保を要請する。

■災害拠点病院等

名 称	所 在 地
【災害拠点病院】 独立行政法人国立病院機構 災害医療センター 国家公務員等共済組合連合会 立川病院 社会医療法人財団大和会 東大和病院	緑町3256 錦町4-2-22 東大和市南街2-2-1
【災害拠点連携病院】 社会医療法人社団健生会 立川相互病院 医療法人徳洲会 東京西徳洲会病院 社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会 昭島病院 社会医療法人財団大和会 武蔵村山病院	緑町4-1 昭島市松原町2-15 昭島市中神町1260 武蔵村山市榎1-1-5
【災害医療支援病院】 災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院	

※ 災害拠点病院とは

主に重症者の収容・治療を行う病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として東京都が指定する病院）

※ 災害拠点連携病院とは

主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院（救急告示を受けた病院等で東京都が指定する病院）

※ 災害医療支援病院とは

専門医療、慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院（災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院）

（2）避難所等からの搬送

救護所の医師の判断により災害拠点病院等に収容する必要がある者が生じた場合、避難所等から医療機関までの搬送は市及び東京都（保健医療局）が対応し、立川消防署は可能な範囲で搬送に協力する。

医療救護班は、必要に応じ活動支援班の管理する車両により搬送をする。また、東京都（保健医療局）に負傷者の搬送を要請する。

【搬送手段】 <input type="radio"/> 医療救護チームの車両の使用 <input type="radio"/> 活動支援班の管理する車両 <input type="radio"/> 東京消防庁への搬送の要請	【救急隊の支援】 <input type="radio"/> 傷病者の収容先医療機関の選定 <input type="radio"/> 災害拠点病院等への搬送 <input type="radio"/> 傷病者の応急処置
--	--

第6節 特殊医療

(1) 人工透析患者への対応

人工透析患者は、1回の透析に120～150リットルの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要する。

医療救護班は、人工透析患者の適切な医療体制を確保するため、三多摩腎疾患治療医会災害時ネットワーク※（以下「三多摩ネットワーク」という。）北多摩西部ブロック、立川市医師会、透析医療機関等と連携し、次の活動を行う。

- 三多摩ネットワーク北多摩西部ブロック及び立川市医師会と連携し、透析医療機関の被災状況等の確認に努める。
- 生活支援班及び避難所班と協力して、避難所等において透析患者の情報を把握する。
- 透析患者が通院医療機関との連絡が取れないなど透析が受けられない場合は、三多摩ネットワーク北多摩西部ブロックと連携し、受入可能な透析医療機関への対応を依頼する。
- 避難所等における食事への相談、腹膜透析時のバック交換場所や電源確保等必要な支援について、生活支援班・避難所班と協力して行う。
- 三多摩ネットワーク北多摩西部ブロックから透析用水の支援要請があった場合、北多摩西部保健医療圏医療対策拠点を通じ、都保健医療局へ支援要請を行う。

※ 三多摩腎疾患治療医会災害時ネットワークとは

東京都透析医会災害対策委員会の下部組織として、災害時における透析医療機関、透析患者の状況把握及び水・医薬品の確保に向けた情報収集を行う。二次医療圏を単位とするブロックには、各区市町村との連絡・調整を担当する副ブロック長が配置されている。

(2) 在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「災害時個別支援計画」に定めた方法等により、在宅難病患者の療養継続のための支援、または必要に応じて搬送及び救護を行う。

このため、生活支援班では平常時から保健所と連携して患者を把握し、避難行動要支援者名簿に適切に登載するとともに、医療救護班との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制整備に努める。

(3) 災害時の小児周産期領域への対応

東京都は災害時に小児周産期医療に関し、必要な情報を集約一元化して、迅速かつ的確に医療救護活動を行うことができるよう、平時より都内や当該地域における小児・周産期医療提供体制に精通している医師を東京都災害時小児周産期リエゾン及び地域災害時小児周産期リエゾンに指定する。東京都災害時小児周産期リエゾン及び地域災害時小児周産期リエゾンの主な役割と配置について次のとおりである。

種 別	役 割
東京都 災害時小児周産期リエゾン	都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都及び東京都災害医療コーディネーター等に対して助言を行う、都が指定する医師（6名）
地域 災害時小児周産期リエゾン	各二次保健医療圏域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師（島しょ保健医療圏を除き各2名）

医療救護班は、地域災害医療コーディネーターと連携し、小児周産期領域に係る医療救護については地域災害時小児周産期リエゾンへ要請を行う。その要請を受け、地域災害時小児周産期リエゾンが、搬送先や搬送方法、搬送人員等を調整する。また、二次保健医療圏域内や近隣等の医療対策拠点で対応が困難な場合は、東京都へ要請を行う。

なお、緊急医療救護所や避難所救護所における妊産婦及び乳児に対する支援及び協力を実施する必要性が生じた場合は、東京都助産師会北多摩第一分会に支援の要請を行うことができる。

■助産活動内容

- 妊産婦及び乳児に対する心身両面のケア
- 分娩以外の応急救護活動

第7節 保健予防活動の実施

医療救護班は、保健師等による巡回チームを編成し、避難所や避難所以外における巡回健康相談を行う。また、市の編成では不足する場合は、東京都及び保健所に対し他縣市等からの派遣を要請する。

- 健康相談、ストレスに関する相談の実施
- 保健予防活動（感染症・エコノミークラス症候群※等）の点検・指導
- 避難者への健康維持・増進活動（健康体操等）についての支援
- 地域内の健康管理を必要とする者の把握及びケア
- 健康調査の実施

※ エコノミークラス症候群とは

長時間、同じ姿勢のまま動かないでいることで、膝の裏あたりの静脈の血が流れにくくなり、血の固まり（血栓）ができてしまう病気。血の固まりがはがれ、肺の血管が詰まることにより、呼吸困難に陥ることもある。

第8節 こころのケア

医療救護班は、知的・精神障害者や大規模な災害による心的外傷後ストレス障害等を負った被災住民や支援者に対処するため東京都災害派遣精神医療チーム（DPA T）^{※1}の派遣を東京DPA T活動拠点本部^{※2}に要請し、情報提供等を行う。

また、第4次地域保健医療計画における「災害時公衆衛生」及び東京都地域防災計画による「こころのケア」の体制の整備を図る。

なお、医療救護班は、次の項目の活動を実施し、保健所との連携により、応援職員の受入、診療医療機関の確保及び入院可能な病院の確保等を行う。

- 被災した精神障害者への継続的医療の確保
- 避難所等での精神疾患の発症への救急対応
- 避難所巡回相談等
- 相談や治療に関する医療機関の紹介
- 被災住民への広報

※1 東京都災害派遣精神医療チーム（DPA T）とは

Disaster Psychiatric Assistance Teamの略。災害時によって機能しなくなった精神医療の補填や被災した精神障害者や災害ストレスに関する被災住民・現地支援者等への対応等を行う専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームのこと。

東京都DPA T調整本部は、東京都災害医療コーディネーターの指示の下、派遣要請基準に基づき、必要に応じて速やかにDPA Tの派遣要請を行う。

※2 東京DPA T活動拠点本部とは

二次保健医療圏に災害対策拠点が設置されたとき、その拠点内に設置される。

地域災害医療コーディネーターの助言の下、管轄区域内で活動するDPA Tの指揮・調整、区域内の精神保健医療に関する情報収集及び各関係機関との連絡・調整等の業務を行う。

第9章 市民と事業所の役割

発災	24時間		72時間		1週間	
	即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期		
第1節	基本方針と所管部署					
第2節	地震発生時の市民の役割					
第3節	地震発生時の事業所の役割					
第4節	関係団体等の役割					
第5節	市民・自治会・市民防災組織の役割					
第6節	地域と事業所の役割					

第1節 基本方針と所管部署

（1）基本方針

災害が発生した場合に、行政はもとより、市民・地域・事業所が、迅速かつ的確に初動活動を行うことで、被害の軽減につながることから、各地域で市民・自治会・市民防災組織等と事業所・商店街等とが連携した防災体制を事前に築き、地域一体で早期に応急活動を実施する。

（2）所管部署

市民、自治会、市民防災組織、赤十字奉仕団、民生委員・児童委員など

第2節 地震発生時の市民の役割

地震発生時、市民は「火を出さない」「被害を拡大させない」「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを原則に、以下に示す行動を取るものとする。

また、安全な避難が完了した後は、自己の安否情報を家族等へ発信することも忘れないよう、心掛ける。

【地震時の行動】

① 地震だ！まず身の安全

ゆれを感じたり、緊急地震速報を受けた時は、身の安全を最優先に行動する。

丈夫なテーブルの下や、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」空間に身を寄せ、ゆれがおさまるまで様子を見る。

高層階（概ね10階以上）での注意点

高層階では、ゆれが数分続くことがある。

大きくゆっくりとしたゆれにより、家具類が転倒・落下する危険に加え、大きく移動する危険がある。

【地震直後の行動】

- ② 落ち着いて、火の元確認、初期消火
火を使っている時は、ゆれがおさまってから、あわてずに火の始末をする。
出火した時は、落ち着いて消火する。
- ③ あわてた行動、けがのもと
屋内で転倒・落下した家具類やガラスの破片などに注意する。
瓦、窓ガラス、看板などが落ちてくるので、外に飛び出さない。
- ④ 窓や戸を開け、出口を確保
ゆれがおさまった時に、避難ができるよう出口を確保する。
- ⑤ 門や塀には、近寄らない
屋外でゆれを感じたら、ブロック塀などには近寄らない。

【地震後の行動】

- ⑥ 確かめ合おう、わが家の安全、隣の安否
わが家の安全を確認後、近隣の安否や出火の有無をお互いに確認し合う。
- ⑦ 協力し合って消火・救出・応急救護
近隣で火災を発見した場合は、街頭消火器などにより、協力し合って消火を行い延焼を防ぐ。
倒壊家屋や転倒家具などの下敷きになった人を近隣で協力し、救出・救護する。
- ⑧ 正しい情報、確かな行動
行政、放送局、鉄道会社などから発信される正しい情報を得る。
- ⑨ 避難の前に安全確認、電気・ガス
避難が必要な時には、復電時の電気機器のショートなど、通電火災が発生する可能性やガス漏れの発生を防ぐため、ブレーカーを切り、ガスの元栓を締めてから避難する。
- ⑩ 火災や津波、確かな避難
地域に大規模な火災の危険がせまり、身の危険を感じたら、声を掛け合い、一時（いっとき）集合場所や避難場所に避難する。

（東京消防庁「地震その時10のポイント」より抜粋）

第3節 地震発生時の事業所の役割

地震発生時、事業所はまず「被害を出さない。」「地域に被害を拡大させない。」「地域に貢献する。」を基本理念とし、災害対策にあたるものとする。

- ① 地震発生直後、早期に自らの施設の被害を把握し、二次災害防止対策を行うこととする。
- ② 自己の施設や地域で火災が発生した場合は、事業所が組織する自衛消防隊が安全を確保したうえで初期消火活動を行い、延焼等被害の拡大防止に努めることとする。
- ③ 各事業所は、3日間の自立を目標に、従業員の水・食料、仮設トイレ等の備蓄を行い、地震発生時に周囲に依存しない自立化を図ることとする。特に、宿泊者、入院、入所等多数の滞在者が居る施設は充実した備蓄を図り、可能な限り、自らの責任で利用者の救援・救護を行うこととする。
- ④ 事業所内施設の安全を確認し、可能な範囲で避難者の受入や備蓄物資の提供等地域への貢献や被災者支援を行うこととする。
- ⑤ 従業員等の安全は、事業所の責任において確保することとする。
- ⑥ 被害にあった場合、早期に復旧を行い、雇用の回復等経済復興に資することとする。

第4節 関係団体等の役割

災害応急対策の実施にあたり必要な場合は、関係団体または市民に対し協力を依頼するものとする。

(1) 赤十字奉仕団

① 設置目的

赤十字の人道・博愛の精神に基づいて、明るい社会を築くため奉仕することを目的として、自主的に設置されたものである。

② 実施業務

災害時において、炊き出し、避難住民の避難誘導、避難先の掲示、避難所における諸活動、義援金の募集、救援物資の輸送等を行う。

(2) 民生委員・児童委員

① 設置目的

社会福祉の向上を図るため、関係行政機関の協力者及び地域福祉活動の推進者として、厚生労働大臣が委嘱する。

② 実施業務

要配慮者の安否確認の実施、要配慮者の実態調査、見舞金・義援金の配分協力など。

第5節 市民・自治会・市民防災組織の役割

（1）市民・自治会・市民防災組織の役割

大規模災害時、市や消防署の公共サービスやマンパワーには限界があることから、地域住民主体による自主的な防災活動への取組により、自らの地域の被害の軽減を図る。

（2）市民・自治会・市民防災組織の活動

日ごろから地域住民が協力して火災予防（火の用心の見回り、啓発）や防災訓練を行うとともに、火災においては119番に通報し、初期消火に努める。

大規模災害においては、地域住民同士が連携し、避難及び避難生活に必要な活動を行う。

また、要配慮者の情報を把握し、安否確認情報を小・中学校等に派遣される市の職員に提供する。また、事前に作成した個別避難計画に基づき、要配慮者等の避難支援を行う。救助が必要な場合には消防署へ連絡するとともに、できる限りの救出活動を行う。

第6節 地域と事業所の役割

（1）事業所の役割

事業所は、災害発生時に事業所での災害対策完了後、地域住民と一体となって防災活動を行うとともに、事業所が所有する防災資器材の提供や施設を開放することなどにより、積極的に地域へ貢献する。

（2）災害発生時の地域協力の内容

- ① 防災活動（初期消火、負傷者の搬送、避難誘導など）の人的支援
- ② 物資提供（防災資器材、食料、飲料水の提供など）の物的支援
- ③ 体育館、風呂場等の施設開放など場所の提供
- ④ 被害状況や避難所などに関する情報提供

第10章 避難対策

発災	24 時間		72 時間		1 週間	
	即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期		
第1節 基本方針と所管部署						
第2節 避難情報の発令及び警戒区域の設定等の実施						
○避難情報 【本部長、本部指揮所班、現地調査班】						
○警戒区域の設定 【本部長、水防団員、消防吏員、警察官、自衛官、本部指揮所班】						
○避難情報の発令及び警戒区域設定の伝達 【本部指揮所班、広報班、消防署、警察署、消防班】						
第3節 一時(いつとき)集合場所・避難所・広域避難場所等の指定						
第4節 避難誘導						
第5節 一次避難所の開設・運営						
○一次避難所の開設 【避難所班、学校教職員、緊急初動参集職員】						
第6節 二次避難所及び福祉避難所の開設・運営						
○二次避難所及び福祉避難所の開設 【生活支援班、ボランティア班、避難所班、子ども支援班、本部指揮所班】						
第7節 周辺自治体等への避難者受入の要請						
○避難者受入の要請 【本部指揮所班】						
○対象避難者への通告 【避難所班、本部指揮所班】						
第8節 飼育動物対策						
○被災地域における動物の保護						
○避難所における動物の適正な飼育 【環境対策班】						

第1節 基本方針と所管部署

（1）基本方針

災害発生時あるいは発生するおそれのある場合、市民及び市内にいる全ての人々（以下「市民等」という。）の生命・身体の安全を図るため、適切な避難誘導を実施する。また、避難所では、避難者の把握、生活物資等の供給、被害・生活関連情報の提供、良好な衛生状態の確保、要配慮者への対応等の市民等の避難生活の支援を実施する。

※ 詳細については、「避難誘導マニュアル」による。

（2）所管部署

本部指揮所班、現地調査班、広報班、避難所班、学校教職員、緊急初動参集職員、生活支援班、ボランティア班、子ども支援班、消防署、警察署、消防班

第2節 避難情報の発令及び警戒区域の設定等の実施

（1）避難情報

本部長（市長）は災害が発生し、または発生のおそれがある場合、市民等の生命・身体に危険が及ぶと認められるときは、避難区域を定めて、当該区域の住民に対し、「高齢者等避難」、「避難指示」または「緊急安全確保」（以下「避難情報」という。）の発令を行う。

なお、市長が避難情報の発令を行えない場合、都知事が避難情報の発令を代行する。

市は、避難情報を発令した場合には、当該区域の近くに避難所を開設し、避難者の誘導と受入を行う。

○ 高齢者等避難

災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市長から必要な地域の居住者等に発令される情報

○ 避難指示

災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令される情報

○ 緊急安全確保

災害が発生または切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「災害リスクのある区域の外側へ移動する」行動から「命の危険から身の安全を可能な限り確保する」ことを中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令される情報

① 高齢者等避難

実施者	災害種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第56条	

② 避難指示

実施者	災害種類	根拠法	備考
市長 (水防管理者)	災害全般 洪水	災害対策基本法第60条 水防法第29条	
都知事	災害全般	災害対策基本法第60条	市長ができない場合に代行
都知事 その命を受けた 職員	洪水	水防法第29条	
	地すべり	地すべり等防止法第25条	
警察官	災害全般	災害対策基本法第61条	市長から要請がある場合 または市長が避難の指示 をするいとまがないとき
		警察官職務執行法第4条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にはいない とき

③ 緊急安全確保

実施者	災害種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第60条	
都知事	災害全般	災害対策基本法第60条	市長ができない場合に代行
警察官	災害全般	災害対策基本法第61条	市長から要請がある場合 または市長が避難の指示 をするいとまがないとき
		警察官職務執行法第4条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にはいない とき

（2）警戒区域の設定

災害が発生し、または発生しようとしている場合において、市民等の生命を守るために特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、当該区域への立入制限・禁止、または当該区域からの退去を命じる。

実施者	災害種類	根拠法	備考
市長 (委任を受けた職員を含む。)	災害全般	災害対策基本法第63条	
都知事	災害全般	災害対策基本法第73条	市長ができない場合に代行
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	洪水	水防法第21条	
消防署長 消防吏員 消防団員 (上記の者が現場にいないときまたは消防長もしくは消防署長から要求があったときは、警察署長)	水災以外の災害	消防法第23条の2 消防法第28条 消防法第36条において準用する消防法第28条	第23条の2 火災警戒区域 第28条 消防警戒区域 第36条第8項 消防警戒区域として水災を除く他の災害に準用
警察官	災害全般	災害対策基本法第63条	市長から要請がある場合または市長（委任を受けた職員を含む。）がその場にいないとき
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条	市長（委任を受けた職員を含む。）、警察官がその場にいないとき

（3）避難情報の発令及び警戒区域設定の基準

主な基準は、次のとおりである。

- 建物の倒壊及びそれに準ずる被害が、相当数発生したとき
- 火災発生時において、周辺に拡大するおそれがあるとき
- 周囲の状況から判断して危険が予想される時
- 地震後の降雨の継続や台風の襲来により、土砂災害及び水害等の二次災害の発生が予想される時
- 土砂災害警戒情報が発表されたとき

（4）避難情報の発令及び警戒区域設定の伝達

① 伝達事項

避難情報を発令した場合及び警戒区域を設定した場合には、市は、当該区域の居住者及び滞在者等その他の者に対し、次の事項を通知する。

- 発令者
- 避難情報の発令及び警戒区域設定の理由
- 避難の日時、避難先及び避難経路

② 伝達方法

避難情報の発令及び警戒区域設定の伝達は、次の方法を用いて迅速に行う。

【広報班】

- 市防災行政無線
- 広報車
- テレビ・ラジオによる報道
- 市のホームページ
- 防災情報メール
- ソーシャルネットワークサービス（SNS）

【消防署・警察署・消防班（消防団）及び現地対応職員】

- パトカー・消防車による広報
- 戸別訪問

（5）避難情報の発令及び警戒区域設定を行った場合の措置

避難情報の発令及び警戒区域設定を行った場合は、その旨を関係機関（東京都・河川事務所・気象庁・警察署・消防署・消防団等）に通知する。

第3節 一時（いつとき）集合場所・避難所・広域避難場所等の指定

（1）指定緊急避難場所、指定避難所の指定

① 指定緊急避難場所

災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所で土砂災害、洪水、津波、地震等の災害種別ごとに指定する。

② 指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを目的とした施設である。

※ 関連資料 「指定緊急避難場所・指定避難所一覧」参照

（2）一時（いつとき）集合場所の指定

自治会等が、地域の特性を踏まえ近隣の公共施設、公園、緑地、団地の広場等を一時集合場所として定める。

（3）広域避難場所の指定

大規模な延焼火災が発生した場合などに「生命」を守ることを目的に逃げ込む屋外スペースであり、下記の3箇所を指定している。

- 国営昭和記念公園
- 二中一带
- 多摩川河川敷

※ 関連資料 「広域避難場所一覧」参照

（4）一次避難所の指定

災害が発生し避難所の開設が必要となった場合に、最初に開設する避難所であり、食料、飲料水、生活用品、救助資器材を備蓄している。

夜間や休日などに学校職員が不在の場合は、各避難所の緊急初動参集職員に指定されている市職員が開設を行う。

- 立川市立小中学校 28箇所
- 旧多摩川小学校 1箇所
- 旧若葉小学校 1箇所

※ 関連資料 「一次避難所(地震災害時)一覧」参照

（5）二次避難所の指定

一次避難所での避難者数や個別の支援が必要な避難者の状況を見た中で、必要な場合に、順次開設する避難所であり、避難者が生活できる食料や生活用品等は、協定を締結している民間事業所及び広域支援により調達する。設備や機能の状況に応じて障害者、高齢者等の優先的な受入対応を行う。

地域学習館、学習等供用施設、福祉会館、学童保育所など39箇所を指定している。

※ 関連資料 「二次避難所(地震災害時)一覧」参照

（6）福祉避難所の指定

福祉避難所に関しては、人的・物的体制の整備を図ることで、あらかじめ指定福祉避難所の指定を促進するとともに、事前に受入対象者を調整して、災害時には直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化することが求められている。

避難者が生活できる食料や生活用品等は協定を締結している民間事業所及び広域支援により調達する。

市立保育園（民営化後、協定を締結した保育園を含む。）、福祉作業所など15箇所を指定している。

市立保育園等を乳幼児用として、福祉作業所を障害者用として開設する。

※ 関連資料 「福祉避難所(地震災害時)一覧」参照

(7) 災害時に活用するオープンスペースの指定

災害の被害状況を見た中で、避難スペースとしての活用を図るため、市内16箇所の公園を災害時に活用するオープンスペースに指定している。

※ 関連資料 「災害時に活用するオープンスペース一覧」参照

第4節 避難誘導

(1) 避難方式

① 一時（いつとぎ）集合場所に避難した後、避難場所等へ避難（2段階避難方式）

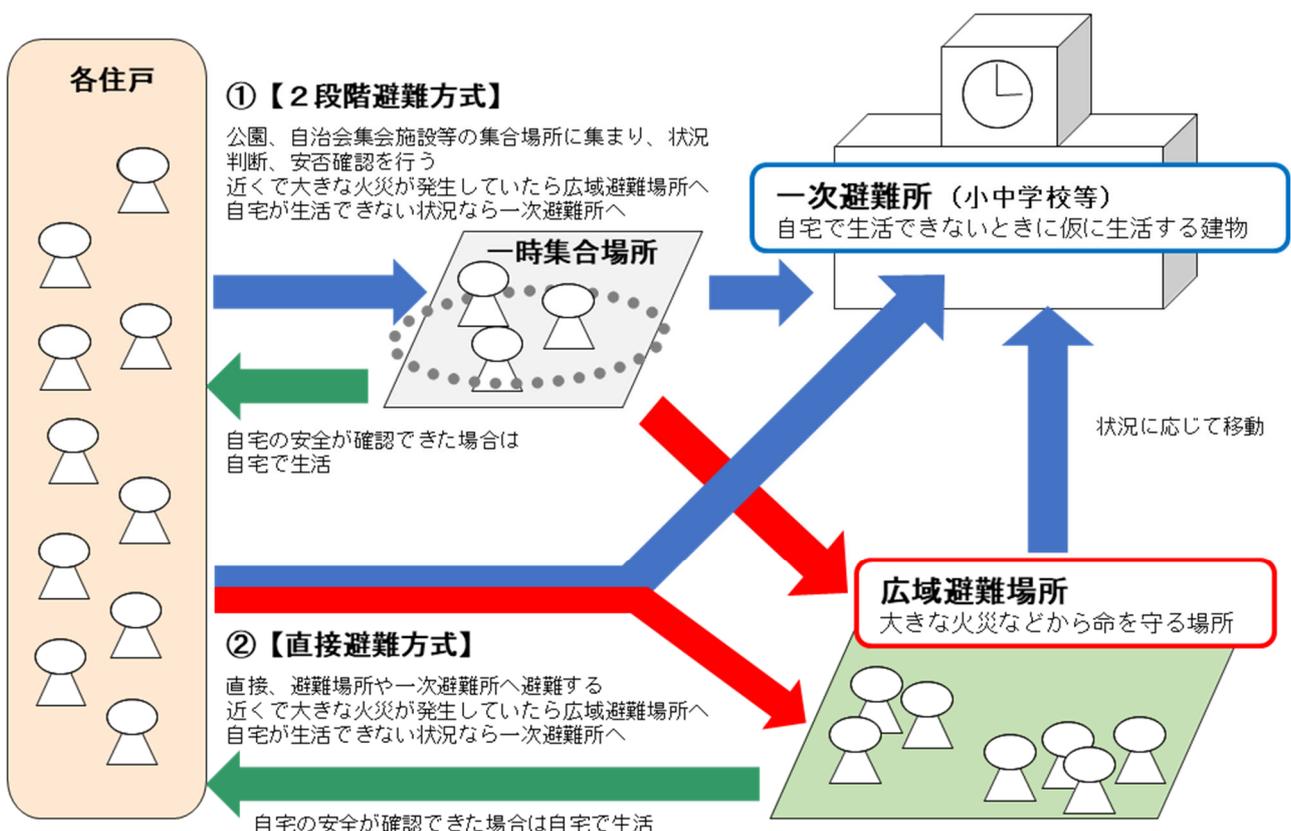
身近な公園等に避難者が一旦避難して地域ごとに集団を形成し、地域の被害情報に関する情報収集・伝達、安否確認（特に要配慮者）、初期消火活動や救出救助活動の指示を行い、必要に応じ避難場所等へ避難する。

【一時（いつとぎ）集合場所の選定】

避難した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた公園、緑地、団地の広場等とし、あらかじめ地域自治会等で定めておく。

② 直接、避難場所等へ避難（直接避難方式）

立川市における避難方式は、前記①の2段階避難方式を基本とするが、地域の実情や災害の状況により、避難場所等へ直接避難する。



避難方式イメージ図

（2）避難者への周知事項

避難誘導する地域防災リーダーは、避難誘導に際し市民等に以下の事項を周知する。

- 警戒区域と避難の要否
- 徒歩による避難（自動車不可）
- 非常用持出品の携行
 - 【携帯品】
 - ・ 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
 - ・ 食料と飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
 - ・ 動きやすい服装、着替え、帽子、頭巾、雨具類、必要に応じ防寒具
 - ・ その他必要と判断されるもの（紙おむつ、メガネ等）
- 二次災害の防止（危険建物の使用の自粛）
- 避難の際のガス栓の閉鎖、電気ブレーカーの遮断

（3）避難の誘導方法

避難誘導する地域防災リーダーは、次に示す事項に留意して誘導を行う。

- 避難誘導にあたっては、自治会単位等の集団避難を促し、前記「（2）避難者への周知事項」に留意・周知する。
- 状況が許す限り、誘導者はあらかじめ経路の安全を確認する。
- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等を活用し、傷病者、障害者、妊産婦、乳幼児、高齢者を優先して誘導を行う。

第5節 一次避難所の開設・運営

（1）一次避難所の開設

① 開設担当者

避難所の開設は、以下のとおり行う。

- 開設は、避難所班が行う。
- 勤務時間外で施設管理者がいない場合は、緊急初動参集職員が開設する。
- 学校教職員は、避難所開設に協力する。

※ 詳細については、「一次避難所開設マニュアル」による。

② 開設の手順

開設担当者は、次の手順で避難所運営委員会、学校教職員、自治会、市民防災組織と協力し、一次避難所の開設を行う。

- 施設の門の開錠
 - ・ 避難者数及び施設周辺の被害状況等の確認
 - ・ 避難者の施設敷地内への誘導
- 施設の安全確認
 - ・ 施設が利用可能かどうか確認
- 避難者の受入準備
 - ・ 施設の開錠
 - ・ 施設内の片づけ
 - ・ 収容スペースの確保・割り当て（避難所運営マニュアルに基づき実施）
 - ・ 避難所開設を避難所班本部（教育部）へ報告
- 避難者の誘導・受入
 - ・ 収容スペースへの避難者の誘導

③ 避難所開設の報告

避難所を開設した者は、本庁の避難所班に電話または防災行政無線等により、以下を報告する。

- 開設日時
- 避難者数及びその被害状況
- その他必要事項

（2）避難所の運営

避難所の運営については、地域住民等で構成される避難所運営委員会で定める「避難所運営マニュアル」に基づき、自主的に実施する。避難所の運営においては、避難者の安全と秩序維持について対策を図る。

（3）要配慮者への配慮

- ① 高齢者や障害者や病人等はできるだけ環境の良い場所で避難生活できるように配慮する。
- ② 視覚障害者・聴覚障害者・外国人へは、音声による伝達やコミュニケーションボードの使用等、災害情報の提供や伝達方法に配慮する。
- ③ 避難所と定める施設では、障害者や高齢者等が健常者とともに避難所生活を行ううえでの障害をできるだけ取り除く（バリアフリー化）努力を行う。
- ④ 障害の程度や体力または病状等により、一次避難所での生活が困難な要配慮者については、二次避難所、福祉避難所または適切な施設へ移動する。
- ⑤ 要配慮者の介護・介助にあたる家族が休息できるプログラム等を提供する。

（４）女性・性的マイノリティのニーズへの配慮

男女のニーズの違い等男女双方の視点や多様性を考慮した視点にも配慮した避難所運営を次のとおり行う。

- ① 困りごとや不足している物資に関する要望を把握する。
- ② 受け手の立場を考えて多様なニーズに合わせた物資の配布を行う。
- ③ 各避難所の運営には必ず女性のリーダーが関わる。
- ④ 女性や要配慮者が使いやすい場所にトイレを設置する。
- ⑤ プライバシーを保護するため着替え場所、授乳場所等女性専用のスペースを確保する。
- ⑥ 下着等の洗濯物を干す場所にも配慮する。
- ⑦ 女性職員を避難所等に派遣し女性のニーズを聞き取る。
- ⑧ 避難所の巡回等の防犯対策を行う。
- ⑨ 性的マイノリティの者への配慮など、多様性を重視した対策を講じる。

（５）避難所における報道対応

避難者の心情・プライバシーに配慮した共通ルールを定め、周知する。

（６）避難所以外で生活している避難者への配慮

避難所以外の空地等で生活している避難者については、市民防災組織や消防団等の地域組織が、生活している場所、その状況及び要望等を把握し、避難所班に報告する。

特に自動車等の狭いスペースで生活している避難者については、「エコノミークラス症候群」になる危険性もあるため、健康管理及び衛生管理等について啓発する。

自宅で生活している市民についても、ライフラインが使用できない場合は生活に支障が及ぶため、避難所を拠点とした支援を受けることができるよう、情報発信を行う。

（７）避難所の統合・廃止

避難所班は、災害の復旧状況や避難所の人数の減少状況を考慮し、関係部署との調整を図り、災害対策本部の決定に基づき避難所の統合及び廃止を行う。

第6節 二次避難所及び福祉避難所の開設・運営

（１）二次避難所及び福祉避難所の開設基準

二次避難所及び福祉避難所は、一次避難所での避難者数及び個別の支援が必要な要配慮者等の避難状況により、必要に応じて、避難所として利用できる施設を開設する。なお、一次避難所と異なり備蓄がないため、避難者が生活できる食料や生活用品等は協定を締結している民間事業所及び広域支援により調達できた段階で順次開設する。

なお、福祉避難所については、国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定（令和3（2021）年5月）により要配慮者が日頃から利用している施設へ直接の避難を促進することが求められていることから、要配慮者の直接避難を前提とした開設が必要となる。

また、要配慮者が福祉避難所への直接避難がすぐには困難であった場合には、まずは近くの指定避難所に避難し、災害などが落ち着いてから福祉避難所へ移動するといった避難の流れも、あらかじめ想定しておくことが重要となる。

（2）二次避難所及び福祉避難所の開設

① 開設担当者

二次避難所及び福祉避難所は、各施設を所管している班（課）が開設をする。

- 総合福祉センター及び福祉会館は、生活支援班（福祉総務課）が開設する。
- 市民会館は、ボランティア班（地域文化課）が開設する。
- 学習館及び学習等供用施設は、避難所班（生涯学習推進センター）が開設する。
- 児童館及び学童保育所は、子ども支援班（子ども育成課）が開設する。
- 福祉作業所は、生活支援班（障害福祉課）が開設する。
- 保育園は、子ども支援班（保育課）が開設する。
- ドリーム学園は、子ども支援班（子ども家庭支援センター）が開設する。

※ 詳細については、「二次避難所開設マニュアル」及び「福祉避難所開設マニュアル」による。

② 開設の手順及び報告

二次避難所及び福祉避難所の開設の手順は一次避難所の開設の手順を準用する。ただし、避難所開設は災害対策本部が決定し、本部指揮所班から指示があった後に行う。開設ができた段階で本部指揮所班に報告する。

（3）避難所の運営

二次避難所及び福祉避難所は、開設担当者、ボランティア、避難者及び地域住民により運営する。

（4）要配慮者等への配慮

一次避難所の要配慮者への配慮、女性・性的マイノリティのニーズの配慮を準用した運営を行うとともに、要配慮者の個別ニーズに応じた食料や生活用品を手配する。

第7節 周辺自治体等への避難者受入の要請

（1）避難者受入の要請

大規模地震が発生し、被害が甚大になり大量の避難者が発生する等、市内の避難空間では収容しきれない事態が生じた場合、市長は、近隣自治体及び災害時相互応援協定を締結している自治体等へ避難者受入を要請する。要請の方法は、当面、電話等口頭で要請し、後日文書で正式に要請を行う。要請にあたっては、可能な限り次の事項を要請先へ伝える。

- 避難者の人員(男女別)・世帯数
- 概ねの避難期間
- 障害者や高齢者等の要配慮者人員(男女別)
- 引率責任者の氏名、所属
- その他必要事項

（2）避難者の移送手段の確保

原則、市長が避難者の移送に使用する車両等を準備することとするが、被害の程度によっては要請先自治体に対し、輸送手段も合わせて要請する。

（3）対象避難者への通告

市長は、市外他都市避難を決定した場合、速やかに対象避難者へ通告する。通告の伝達手段は、緊急時の場合は同報無線や放送機関等により伝達し、避難所の避難者への伝達には、市職員が当該避難所で直接伝達することとする。

通告にあたっては、次の事項を伝えることとする。ただし、緊急事態の場合はこの限りではない。

- 他都市避難を行う理由
- 避難先の都市、避難場所
- 当面の避難期間
- 避難先の受入条件
- 移送手段等避難方法と段取り
- その他の必要事項

（4）知事への報告

市長は、市外へ避難者を移送した場合、移送先、避難者人員、世帯数等について、速やかに知事へ報告する。

（5）費用の負担

近隣自治体へ避難者の受入に要する費用は、市が全額負担することを原則とする。

第8節 飼育動物対策

災害時には、負傷または放し飼い状態の動物が多数生じ、避難所へは多くの動物が飼い主とともに避難してくることとなる。市は、災害時の飼育動物対策として、東京都及び獣医師会等関係団体と連携を図り、災害時の飼育動物の保護及び避難した飼育動物の適正管理に関し、適切な措置を講じる。

※ ここで、飼育動物とは、人に飼育されている犬・猫等の小動物とする（動物の愛護及び管理に関する法律施行令別表に規定する動物は除く。）。

（1）被災地域における動物の保護

飼育動物の保護について、第一義的には飼い主が責任を持って行う。

飼い主が不明で負傷または放し飼いの状態の動物等については、環境対策班が東京都と協議し、その保護にあたる。

また、獣医師会等関係団体にも保護の協力を要請する。

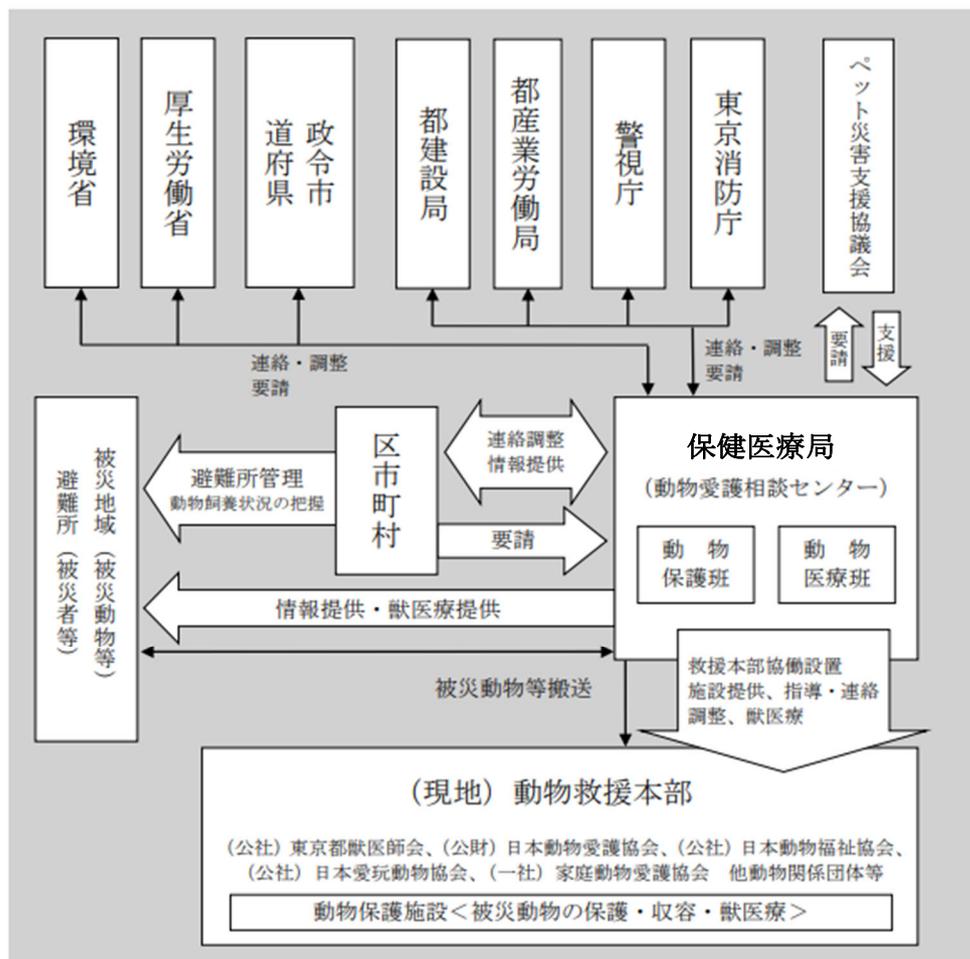
（2）避難所における動物の適正な飼育

避難所での飼育動物の管理は、以下の方針に基づき、各避難所で詳細を定める。

環境対策班は、獣医師会等関係団体と協力し、避難所に同行避難した飼育動物の適正管理・衛生管理についての必要な指導・助言を行う。

避難所での飼育動物管理の方針（人に飼育されている犬・猫等の小動物のみ）

- 避難所の飼育動物の管理は、飼い主の責任で行う。
- 飼育動物用の飼料、水、ケージ、医薬品等の生活用品は、飼い主が準備する。
- 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）は、その使用者に、同伴させることができるものとする。
- 動物の愛護及び管理に関する法律施行令に定める特定動物（危険な動物：トラ、タカ、ワニ等）は、避難所への持ち込みを禁止する。また、電気等の設備や特殊な装置・餌が必要な飼育動物は持ち込みを禁止することができるものとする。
- 飼育動物（身体障害者補助犬は含まない。）の飼育場所は居住スペースと別とし、飼い主へ通知・徹底する。
- 飼育動物の避難場所の管理・運営は、飼い主同士が協力して、避難所運営組織が定めた飼育ルールを遵守して行う。
- 飼育動物の避難場所を使用する飼い主は、代表を互選し連帯して適正管理に責任を持つ。
- 飼育動物の避難場所の運営上、適正管理・公衆衛生等問題が生じている場合は、速やかに市に指導、助言を求め問題解決に努める。



【災害時における動物救護体制】
（東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）より）

第11章 学校等の災害応急措置

発災	24 時間		72 時間		1 週間	
	即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期	復旧活動期	復旧活動期
第1節 基本方針と所管部署						
第2節 情報の収集・伝達 ○情報の収集・伝達 【避難所班、子ども支援班、学校長等】						
第3節 園児・児童・生徒、施設等の安全確保 ○避難の指示 ○避難誘導 【学校長等、教員・職員】 ○施設内待機と引渡し 【学校長等、教員・職員、避難所班、子ども支援班】 ○食料の提供 【学校長等、教員・職員】 ○施設の安全確保 【学校長等、教員・職員、避難所班、子ども支援班】						
第4節 一次避難所の開設協力 ○一次避難所の開設協力 【学校長等、避難所班】						
第5節 休日・夜間等に災害が発生した場合の園児・児童・生徒・教員・職員の安否確認 ○安否確認 ○リストの作成 【学校長等】						

※ 学校等とは、小中学校、保育園、学童保育所を指す。

※ 学校長等とは、学校長、保育園長、子ども育成課長を指す。

第1節 基本方針と所管部署

（1）基本方針

発災直後は、園児・児童・生徒の生命・身体を守るための安全確保を最優先に行い、保護者に引渡しが可能となるまで学校、保育園、学童保育所に待機させる。学校については、初動活動期から応急活動期には地域による一次避難所開設・運営を支援する。復旧活動期には、避難所運営組織や関係機関と調整し、児童・生徒の応急教育を実施する。（応急教育・応急保育・学童保育の再開については、第20章第6・7・8節に示す。）

（2）所管部署

避難所班、子ども支援班、学校長等、教員・職員

第2節 情報の収集・伝達

- (1) 避難所班及び子ども支援班は、大規模な災害の発生または発生するおそれがある場合、学校長等に対し災害に関する情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- (2) 学校長等は、避難所班から災害に関する情報を受けた場合、教員・職員等に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。なお、園児・児童・生徒への情報伝達については、混乱を生じないように配慮する。
- (3) 学校長等は、速やかに園児・児童・生徒の安否、負傷状況の確認及び施設等の被害状況の調査を行い、避難所班・子ども支援班やその他関係機関に報告する。なお、勤務時間外に参集した場合は、教員・職員等の参集状況を把握し避難所班へ報告する。

第3節 園児・児童・生徒、施設等の安全確保

(1) 避難の指示

学校長等は、的確に被害状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所の指示等を迅速に行う。

(2) 避難誘導

学校長等及び教員・職員は、避難を要すると判断したとき、園児・児童・生徒を怪我のないよう安全な場所へ避難誘導する。

(3) 施設内待機と引渡し

学校長等は、被害の状況や交通機関の運行状況により、保護者に引渡しが可能となるまでの間、学校等に待機させる。なお、待機状況について避難所班・子ども支援班に報告する。速やかな保護者への連絡に努め、引渡し準備をする。引渡しの際には、各家庭の被害状況・避難先等も確認しておく。

(4) 食料の提供

小中学校については、待機中の児童・生徒等に対する食料として、学校長の判断により、一次避難所の備蓄品を活用することができる。また、状況により購入し対応する。

保育園、学童保育所については、あらかじめ当該施設に備蓄している食料があれば活用する。また、状況により購入し対応する。

(5) 施設の安全確保

教員・職員等は、地震その他の災害による学校等施設の被災状況を調査する。被災箇所・危険箇所には、立入禁止措置等を講じるとともに、可能な範囲内において応急修理等の必要な安全措置を講ずる。

なお、学校長等は避難所班へ状況を報告し、必要に応じて点検・修理を要請する。

第4節 一次避難所の開設協力

被災地域からの避難者があった場合、学校長は、以下の措置を講ずる。

- (1) 学校長は、避難所班に避難所の状況を報告する。
- (2) 学校長及び教員・職員は、早期に地域住民による避難所運営体制が構築できるよう支援する。
- (3) 学校長は、開放スペースを指定し、避難者を速やかに受け入れる体制を整える。

第5節 休日・夜間等に災害が発生した場合の園児・児童・生徒・教員・職員の安否確認

(1) 安否確認

学校長等は、被災した園児・児童・生徒・教員・職員の安否確認（本人・家族・住居の被害、避難先、連絡先等）を行う。また、避難所外避難をした園児・児童・生徒の連絡先についても調査する。

- 教員・職員による調査
- 保護者からの連絡
- 市民防災組織その他防災関係機関の調査

(2) リストの作成

学校長等は、安否確認の調査結果をもとにリスト（名前、所在、連絡先）を作成し、園児・児童・生徒への連絡体制を確立する。

第12章 生活支援対策

発災	24 時間		72 時間		1 週間	
	即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期		
第1節 基本方針と所管部署						
第2節 飲料水、生活用水の給水						
○需要の把握及び給水計画 【給水班、本部指揮所班】						
○応急給水の実施 【給水班、現地調査班、避難所班、広報班】						
第3節 食料の確保・供給						
○需要の把握 【避難所班、全ての部・班、本部指揮所班】						
○調達・輸送 【物資調達班、物資配布班、給食班】						
○被災者への食料の配給 【避難所班】						
○医療機関、福祉施設等への食料の供給 【物資配布班】						
○食料配給の周知 【避難所班、広報班】						
○炊き出しの実施 【給食班】						
第4節 生活必需品の確保・供給						
第5節 支援物資の受入・配分						
○支援物資の受入 【避難所班】						
○支援物資の保管・仕分け・輸送 【避難所班、物資調達班、物資配布班】						

第1節 基本方針と所管部署

（1）基本方針

生活支援対策として、水、食料、生活必需品、その他物資の供給を、ライフライン機能や市内の商業サービス機能が復旧し、被災者が自ら確保することが可能となるまでの当面の緊急措置として実施する。また、供給活動の実施が各機能の復旧上の支障とならないよう、実施主体・方法、サービスの内容・種類・規模等について、十分留意する。より切迫して必要とする被災者に対する生活救援対策を重点的に行い、広く被災者の生活再建を支援する。特に経済的理由で必要とされる生活救援サービスについては、生活保護法等関係法規もしくはその都度発動される東京都・国の特別措置により行う。生活救援対策の実施にあたっては、他区市町村・都道府県・関係機関・団体・関連業者・専門家・ボランティア・市民・事業所等に広く協力を求め、最大限の実施体制を確保し、迅速に、しかも混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。義援物資の受入・配分は、市災害対策本部が配分計画を立てて行う。

（2）所管部署

給水班、現地調査班、本部指揮所班、広報班、避難所班、物資調達班、物資配布班、給食班

第2節 飲料水、生活用水の給水

（1）応急給水の必要量

発災直後～2、3日	1人1日 3リットル（飲料水）
-----------	-----------------

（2）需要の把握及び給水計画

給水班は、災害が発生し給水機能が停止した場合は、応急給水が必要となる地域等の需要を把握するとともに、早急に給水計画を立案し、本部指揮所班に報告する。

<input type="checkbox"/> 給水機能停止区域・人口・世帯	<input type="checkbox"/> 施設被害の状況把握及び復旧の見込み
<input type="checkbox"/> 応急給水開始時期	<input type="checkbox"/> 給水拠点の設置場所

（3）応急給水の実施

① 市民の備蓄飲料水

地震発生直後は、市民は自ら備蓄した飲料水を活用する。

② 応急給水

応急給水は、一次避難所の給水タンク及び備蓄品並びに市内4箇所の東京都の給水拠点（柴崎給水所、立川砂川給水所、立川栄町浄水所、市立松中公園内応急給水槽）で行う。

一次避難所で給水タンクの水量が不足する場合は、給水班が車に給水タンクを積載し、給水拠点から運搬給水を行う。給水タンクが廃止された一次避難所でペットボトルの水が不足する場合は、本部に連絡する。また、給水拠点での応急給水を補完するため、避難所内において、東京都水道局から貸与されたスタンドパイプを活用し、応急給水栓または消火栓からの給水にも配慮する。応急給水活動については、一次避難所は避難所班、給水拠点は現地調査班がそれぞれ担当し、状況を給水班に報告する。

なお、応急給水栓や消火栓の使用にあたっては、東京都水道局の確認を要するので、使用する前に給水班を通じて確認を得ること。

また、病院、福祉施設等で緊急に給水を要する場合は、都知事へ要請を行う。

③ 周知

給水班は、給水拠点を設置し応急給水を始めたとき、広報班に給水に関する広報を要請し、設置場所、給水時間、給水方法について市民への周知を図る。

（4）防災拠点の飲料水備蓄

市役所は、地下に上水51 t、雑用水73 tの貯水槽を配備し、停電時も非常用発電機によりポンプアップが可能となっている。

（5）避難所での飲料水等の確保

① 飲料水については、避難所に設置している給水タンク及び備蓄品で確保する。場合によっては、残留塩素の測定を実施したうえで、応急給水栓や消火栓の使用も考慮する。

なお、応急給水栓や消火栓の使用にあたっては、東京都水道局の確認を要するので、使用する前に給水班を通じて確認を得ること。

※ 詳細については、「応急給水マニュアル」に定める。

② 生活用水については、プールや防火水槽及び応急給水栓や消火栓の活用により、確保する。また、タクシー事業者との協定に基づき、生活用水の応急給水に対する井戸水の供給が行われる。さらに、子ども未来センターの災害対策用井戸の活用も図る。状況によっては、市内4箇所の給水拠点施設やクリーンセンター「たちむにい」の井戸の使用も想定内である。

なお、応急給水栓や消火栓の使用にあたっては、東京都水道局の確認を要するので、使用する前に給水班を通じて確認を得ること。

（6）農業用井戸等の活用

災害発生時にトイレ、風呂、洗濯等の生活用水として、協定締結済みの農業用井戸や民間で所有する井戸を活用する。

第3節 食料の確保・供給

（1）備蓄食料

食料については、一次避難所となる小中学校等にアルファ化米、おかゆ、クラッカー等を備蓄している。また、学校給食東共同調理場、学校給食西共同調理場、子ども未来センター、競輪場、女性総合センター及び東京都多摩広域防災倉庫には帰宅困難者用等に対応するための食料を備蓄しており、供給を行う。

※ 関連資料 「一次避難所備蓄品一覧」参照

（2）需要の把握

① 供給対象者

食料の供給対象者は次のとおりである。

- 避難情報に基づき、避難所に収容された人
- 住家が被害を受け、炊事の不可能な人
- 供給機能が混乱し、通常の供給を受けることが不可能となった人（在宅避難者など）
- 帰宅困難者
- 災害応急対策活動の従事者
- 学校等の生徒や教職員等
- その他必要と認められる人

② 配給基準

大規模災害が発生した場合、発生から3日以内の食料は、備蓄食料、協定・協力団体、広域支援団体等からの調達品でまかなうものとする。

■配給食料の目安

- 発災後1、2日目：市備蓄食料
- " 3日目：流通事業者、給食事業者など協定事業者の流通在庫食料
- " 4日目以降：市外（国、東京都など）の広域支援食料

③ 需要の把握

本部指揮所班は、避難所班、各対策部と連携し、次の方法で食料の需要を把握する。

- 避難所での必要数は、避難所班が把握する。
- 災害応急対策活動の従事者の必要数は、各対策部が調査する。

（3）調達・輸送

① 食料の調達

物資調達班は、把握された必要量に基づき調達計画を作成し、災害時協力協定店へ支援を要請する。他自治体からの調達については本部指揮所班を通じて要請する。

② 食料の輸送

食料供給に関する輸送業務は、原則として支援物資集配拠点（泉市民体育館、柴崎市民体育館、東京都多摩広域防災倉庫、学校給食東共同調理場、学校給食西共同調理場）まで協定団体・業者等が行うが、必要な場合は物資調達班が行う。支援物資集配拠点では、物資配布班が物資の整理を行い、物資調達班が物流業者やボランティア等の協力を得て各避難所への配送を行う。給食班は備蓄の食料や支援を受けた食料を調理したうえで、協定業者が運行する配送車により各避難所へ配送する。

③ 被災者への食料の配給

被災者への食料の配給は、原則として避難所に供給場所を設置して行う。

避難所における配給は、避難所運営組織が行う。

また、避難所班は、各避難所における食料の配給状況を把握・総括する。

④ 医療機関、福祉施設等への食料の供給

物資調達班・配布班は、救急告示医療機関、福祉施設等から食料の配給要請があった場合は、優先的に食料を調達・供給する。

⑤ 食料配給の周知

避難所班は、食料の配給を始めたとき、広報班に食料の配給に関する広報を要請し、設置場所、配給時間、配給方法について市民への周知を図る。

⑥ 炊き出しの実施

炊き出しは、避難所運営組織が実施する。

学校給食東共同調理場及び学校給食西共同調理場では、備蓄している食料を中心に給食班が炊き出しを実施する。

必要な原材料、燃料等備蓄品で不足するものは、避難所班が把握し、物資調達班が調達する。

第4節 生活必需品の確保・供給

（1）備蓄物資

備蓄物資として一次避難所となる小中学校等に、毛布、携帯トイレ、石鹸等を備蓄している。

※ 関連資料 「一次避難所備蓄品一覧」参照

（2）需要の把握

① 供給対象者

生活必需品の供給対象者は次のとおりである。

- 避難情報に基づき、避難所に収容された人
- 住家が被害を受け、居住ができなくなった人
- 供給機能が混乱し、通常の供給を受けることが不可能となった人（在宅避難者など）
- 帰宅困難者
- 災害応急対策活動の従事者
- 学校等の生徒や教職員等
- その他必要と認められる人

② 供給基準

生活必需品の供給は、災害救助法の供給、貸与の基準の範囲で行う。

③ 需要の把握

生活必需品の需要の把握については、「第3節 食料の確保・供給（2）需要の把握」に準じる。

（3）調達・輸送

生活必需品の調達・輸送については、「第3節 食料の確保・供給（3）調達・輸送」に準じる。

第5節 支援物資の受入・配分

（1）支援物資の受入

一次避難所における支援物資や物資調達班が調達した物資等の受入確認は、避難所班が行う。

（2）支援物資の保管・仕分け・輸送

一次避難所における支援物資の保管・仕分けは避難所班が、輸送は物資調達班が担当し、それぞれ物流業者やボランティア等の協力を得て行う。なお、支援物資集配拠点での支援物資の受入・保管・仕分けは物資配布班が行う。

■支援物資集配拠点

- 泉市民体育館
- 柴崎市民体育館
- 東京都多摩広域防災倉庫

【二次集配拠点】

- 学校給食東共同調理場
- 学校給食西共同調理場

（3）支援物資の配布

市災害対策本部は、協議の上、支援物資の配分を決定し、被災者に対し迅速かつ適正に配布する。特に、食料品で保存がきかないものは、他に優先して行う。

第13章 帰宅困難者対策

発災	24 時間		72 時間		1 週間	
	即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期		
第1節 基本方針と所管部署						
第2節 事業所・学校等における安全確保						
第3節 駅周辺の混乱防止 ○帰宅困難者の一時滞在施設等への受入 ○帰宅困難者への備蓄品の提供 ○帰宅困難者への情報提供 ○一時滞在施設等の閉鎖 【本部指揮所班、現地調査班、物資調達班、一時滞在施設を所管している班】						
第4節 帰宅困難者の帰宅支援 ○帰宅困難者の帰宅支援 【本部指揮所班、一時滞在施設を所管している班、赤十字】						
第5節 帰宅困難者等の臨時輸送						

第1節 基本方針と所管部署

(1) 基本方針

駅周辺で発生することが予想される多数の帰宅困難者に対し、災害時の帰宅困難者・駅前滞留者に関する対応計画及び帰宅困難者対策マニュアルに基づき、必要に応じて駅周辺の施設を利用して要配慮者等を優先し、一時滞在施設等への受入、保護を行う。また、二次災害を防止し、消火活動や救助活動の妨げとなることを防ぐため「むやみに移動を開始しない。」ことの周知を図り、各事業所及び警察と連携して駅前の混乱防止に努める。

また、市内を通過する帰宅困難者に対しては、赤十字奉仕団や東京都が協定している事業所と連携し、情報提供や休憩場所の提供など帰宅支援を実施する。

(2) 所管部署

本部指揮所班、現地調査班、物資調達班、一時滞在施設を所管している班、各事業所・防災関係機関

第2節 事業所・学校等における安全確保

市は、事業所・学校等に対し東京都帰宅困難者対策条例（平成 25（2013）年 4 月 1 日施行）を周知し、事業所・学校及び施設の管理者は、災害が発生した場合、従業員、生徒、施設利用者、来客者の安全を確保し、その保護を行うとともに、備蓄品を提供し一斉帰宅を抑制する。

また、駅周辺の混乱を事前に防止するために、交通機関の運行状況等の情報を交通事業者、テレビ、ラジオ等から収集し、帰宅できる者に対する的確な情報提供と帰宅への支援を行う。

第3節 駅周辺の混乱防止

（1）帰宅困難者の一時滞在施設等への受入

市は、施設管理者と協力して駅周辺の混乱を防止するために、国営昭和記念公園等の駅周辺の公共施設及び東京都施設並びに民間施設を帰宅困難者の一時滞在施設や一晚滞在施設（以下「一時滞在施設等」という。）として指定し、最大3日の受入を行う。

各一時滞在施設等は、帰宅困難者を受け入れるための準備を行う。

※ 関連資料 「立川駅帰宅困難者一時滞在施設一覧」、「立川駅帰宅困難者一晚滞在施設一覧」参照

（2）帰宅困難者への備蓄品の提供

市は、一時滞在施設等に受け入れた帰宅困難者に対し、水（飲料水入りペットボトル）、食料（アルファ化米、クラッカー）、その他の物資（特に必要性の高いもの）の提供を行う。

また、協定を締結した民間事業所は事業所で準備した備蓄品等を帰宅困難者に提供する。

（3）帰宅困難者への情報提供

市は、市防災行政無線、文字表示盤、防災情報メール、緊急速報メール、ソーシャルネットワークサービス（SNS）にて情報提供を行う。

また、駅周辺施設管理者及び鉄道会社、バス会社、FMたちかわ、ジェイコム東京、駅前大型ビジョン管理者等の各事業所と協力して、一時滞在施設等、駅前大型ビジョン、文字表示盤等に交通機関の運行状況等を掲示し、帰宅困難者へ情報提供を行う。

- 駅前及び駅周辺の一時滞在施設等に交通機関の運行状況等を掲示する。
- 周辺市町村への案内マップを作成・配布する。
- ガソリンスタンドや郵便局での休憩場所の提供などについて、駅でアナウンスを行う。

第4節 帰宅困難者の帰宅支援

災害時は、一斉帰宅を抑制し混乱の発生を防ぐことが最も大切であるが、一方で徒歩帰宅者の発生も予想される。

市、東京都及び日本赤十字社は、混乱収拾後（安全確保後）に帰宅困難者の徒歩による帰宅において、次の支援を行う。

市の支援	市で開設した一時滞在施設等において、徒歩での帰宅者に対して、情報、休憩場所、トイレ等を提供する。
東京都の支援	東京都（九都県市※）との協定により、災害時帰宅支援ステーション（コンビニエンスストア、ファストフード店、ファミリーレストラン等）、災害時サポートステーション（東京都石油業組合加入のガソリンスタンド）に指定されている事業者及び都立学校において水道水、トイレ、道路情報等の提供等を行う。
日本赤十字社の支援	登録ボランティアとの協力により、帰宅困難者の帰宅支援のために、主要な道路に簡易な支援所：赤十字エイドステーションを設置し、帰宅困難者の帰宅の支援を行う（砂川エイドステーション）。 ○ 支援内容：飲料水の配布、応急手当、帰宅支援に必要な情報の提供など必要に応じ組み合わせて行う。 ○ 開設時期・時間：災害発生直後・6時間以上 ○ 活動主体：立川市赤十字奉仕団及び周辺住民などの協力者

※ 九都県市・・・埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

第5節 帰宅困難者等の臨時輸送

事業所や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、救助・救急活動が落ち着くと考えられる発災後4日目以降、順次帰宅することが予想される。

長期間にわたり鉄道等の運行が停止した場合には、運行可能なバス、タクシー等により帰宅困難者の搬送を行うが、その輸送力には限りがあるため、要配慮者の搬送を優先的に行う。

【一時滞在施設と災害時帰宅支援ステーション】

- 一時滞在施設とは、災害時、鉄道等の交通機関が停止し立川駅周辺に帰宅困難者が発生した場合、帰宅困難者が一時的（最長3日）に滞在できる施設であり一般的な避難所とは異なる。なお、立川市では「一晩の滞在」を想定した一晩滞在施設の指定も行っている。
- 災害時帰宅支援ステーションとは、災害時、徒歩帰宅者を支援するため、水道水、トイレ、情報などを提供するコンビニエンスストア、ファストフード店、ファミリーレストランなどの協力事業所店舗であり九都県市と帰宅困難者支援協定を締結している。

第14章 要配慮者への対応

発災	24時間	72時間	1週間
即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
第1節 基本方針と所管部署			
第2節 要配慮者への支援内容			
第3節 要配慮者に関する情報の収集及び提供			
○関係機関との連携 【生活支援班、子ども支援班、ボランティア班、消防署、警察署】			
○相談窓口の開設 【生活支援班、子ども支援班、ボランティア班、広報班】			
○災害情報の提供 【本部指揮所班、広報班、ボランティア班】			
第4節 安否確認と福祉ニーズの把握			
○安否確認・所在の把握 【生活支援班、子ども支援班】			
○要配慮者の実態調査 【生活支援班、子ども支援班】			
第5節 避難誘導と避難所での対応			
○避難所での留意事項 【避難所班】			
第6節 緊急援護の実施			
○施設援護 【生活支援班、子ども支援班】			
○二次避難所・福祉避難所での援護 【生活支援班、子ども支援班、二次避難所・福祉避難所を所管している班】			
第7節 要配慮者向け応急仮設住宅等の供与と復旧期ケア対策			
○要配慮者向け応急仮設住宅等の供給計画案の作成等 【生活支援班、建物班】			
○復旧期ケア対策の実施 【生活支援班、医療救護班】			

第1節 基本方針と所管部署

（1）基本方針

要配慮者は、災害発生時または災害発生のおそれがある場合に、災害情報の把握及び避難に時間を要することが想定される。

このため、市は避難行動要支援者支援制度に基づき避難支援等関係者と協力して、避難行動要支援者については、平時より避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、情報把握に努めるとともに、プライバシー、個人情報等の取扱いに配慮したうえで、同意者については、消防署、警察署、自治会、市民防災組織、民生委員・児童委員等と情報を共有する。

災害発生時には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報に基づき迅速に安全確保及び安否確認、避難支援を実施する。

災害発生時または災害が発生するおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、必要な範囲で未同意者を含めて避難行動要支援者名簿を支援団体及びその他地域団体等に対し、提供する。

※ 詳細については、「避難行動要支援者支援マニュアル」による。

（2）所管部署

生活支援班、子ども支援班、ボランティア班、広報班、避難所班、二次避難所・福祉避難所を所管している班、建物班、医療救護班

■担当所管と対象者

生活支援班 医療救護班	高齢者 障害者 妊婦 病人等
子ども支援班	乳幼児
ボランティア班	外国人

第2節 要配慮者への支援内容

情報提供、安否確認、避難誘導（支援）、避難生活支援については、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、自治会や市民防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、協定先のタクシー事業者などと連携し実施する。なお、乳幼児、学童の避難誘導（支援）は、保護者・施設管理者が行い、外国人については、事前に周知活動を行うものとする。

第3節 要配慮者に関する情報の収集及び提供

（1）関係機関との連携

生活支援班、子ども支援班、ボランティア班は、消防・警察等の関係機関や関係団体等と連携・協力し、要配慮者の安否・避難先、社会福祉施設の被害状況、福祉ニーズ等の情報の一元化を図り、円滑な救護活動を実施する。

（2）相談窓口の開設

生活支援班等は、民生委員・児童委員、関係機関、関係団体との連携を図りながら福祉に関する情報提供・相談業務を実施するため、広報班が設置する「被災者総合支援センター」に必要な相談要員を派遣する。

（3）災害情報の提供

聴覚障害者に対しては、文字情報（広報紙・インターネット・メール配信）により広報を行う。

視覚障害者に対しては、市ホームページ（音声読み上げ機能）、ジェイコム東京（音声情報）、FMたちかわで情報提供を行うほか、各種障害者団体、ボランティア団体や関係機関への情報提供を通じての広報を行う。

外国人へは語学ボランティアを活用し情報提供を行い、また、国際交流団体や支援団体に協力を求め、多言語の広報資料を発行する。

避難所に、文字放送テレビの設置、手話通訳者、要約筆記者の派遣等に努める。また、在宅の要配慮者に対し、民生委員・児童委員を通じて、必要な情報提供を行う。

第4節 安否確認と福祉ニーズの把握

地震発生後、「避難行動要支援者個別避難計画全体計画」及び「避難行動要支援者避難支援マニュアル」に基づき安否確認、避難支援などの確な措置を取る。

また、病院や福祉施設等、要配慮者を受け入れている施設の管理者は、地震発生後、要配慮者と施設の被害状況の把握を行う。

生活支援班、子ども支援班は、避難所等を調査し福祉ニーズの把握に努める。

（1）安否確認・所在の把握

① 地域の支援組織（自治会、市民防災組織）、民生委員・児童委員等

各支援者は、震度4以上の地震が発生した場合には、自身の安全確保を実施したのち、「避難行動要支援者避難支援マニュアル」に基づき避難行動要支援者の安否確認及び市への報告を行う。

市は、災害発生時または災害が発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合には、未同意者の避難行動要支援者名簿を提供し、名簿掲載者の避難支援・安否確認を支援団体等に依頼する。また、事前の同意に基づいて作成された個別避難計画を活用し、個別避難計画対象者の避難支援・安否確認を支援団体等に依頼する。各支援者は、集約した安否確認結果を市へ報告する。

その他地域支援団体等に安否確認を依頼する場合には、了承を得る。

- ※ 「支援団体」とは、市と協定を締結し名簿情報を共有した団体をいう。
- ※ 「その他地域支援団体等」とは、市と協定を締結していない地域の団体・者をいう。
- ※ 上記、両方を指す場合には、「支援団体等」とする。

② 社会福祉施設の管理者

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、地震発生直後、速やかに施設の入所者、利用者の安全を確保する。また、入所者、利用者及び職員の安否の確認・所在の把握を行うとともに、施設や利用者の被害状況を福祉保健部等各所管課に連絡する。

（2）要配慮者の実態調査

生活支援班・子ども支援班は、要配慮者に適切な援護を実施するため、発災後2～3日目を目途に、避難所及び在宅の要配慮者の実態調査を行う。

① 避難所の要配慮者

生活支援班・子ども支援班は、避難所管理者の協力を得て、高齢者及び障害者、児童等を対象として、健康状態、日常生活動作（ADL）、養育に欠ける児童の有無等を調査する。

② 在宅の要配慮者

民生委員・児童委員は、65歳以上のひとり暮らし、寝たきり、配慮が必要な高齢者や障害者、児童等の生活状況を把握する。

③ 巡回相談の実施

生活支援班・子ども支援班は、避難所を定期的に巡回し、保健・福祉に関する相談窓口を開設し、避難所周辺住民も含めた相談業務を行うとともに、地域の保健・福祉のニーズの把握に努める。

第5節 避難誘導と避難所での対応

（1）地域の役割

自治会や市民防災組織は、平常時から地域内の避難行動要支援者の避難支援を行うため、実態把握に努めるとともに、災害発生時には、年齢、性別、障害の程度等によるニーズの違いに配慮した支援を行う。

（2）避難所での留意事項

避難所運営に関して要配慮者への支援について、以下の点に留意する。

- ① 要配慮者はできるだけ環境の良い場所で避難生活をできるように配慮する。
- ② 視覚障害者・聴覚障害者・外国人等への災害情報の提供に配慮する。
- ③ 避難所と定める施設では、障害者や高齢者等が健常者とともに避難所生活を行ううえでの障害をできるだけ取り除く（バリアフリー化）努力を行う。
- ④ 障害の程度や体力または病状等により、一次避難所での生活が困難な避難者については、二次避難所、福祉避難所または適切な施設へ移動する。

第6節 緊急援護の実施

要配慮者の実態調査の結果に基づき、必要な場合は緊急医療救護所や医療機関の医師等の意見を求めたうえ、直ちに関係先との協議を行い、次のとおり、緊急援護を実施する。

- ① 要保護世帯の高齢者、障害者等援護を必要とする者については、生活保護ケースワーカーが関係者と十分連携し、適切な対応を図っていく。
- ② 近隣地方公共団体等と、要配慮者の受入及び応援職員の派遣等に関して、協力体制を確立しておき、震災後には必要に応じて協力を要請する。

（1）施設援護

① 救急入院・緊急一時入所

避難所での生活が困難で、援護を必要とする要配慮者または被災による事情により在宅で十分に介護できない者に対して、病院、特別養護老人ホーム、障害者入所施設、乳児院等への救急入院・緊急一時入所を実施する。

② 在宅援護

ア ホームヘルプサービス

震災後の生活を立て直し、在宅生活を維持する条件を整えるため、必要な頻度でホームヘルパーを派遣する。

イ 入浴サービスの実施

入浴の困難な在宅の寝たきり老人等に入浴サービスを実施する。

ウ 介護・看護方法の訪問指導

生活支援班の保健師は、要配慮者の介護、看護を随時指導し、必要な医療ケアの確保に努める。

エ 日常生活用具の給付

日常生活用具を速やかに確保するとともに、日常生活用具を迅速に給付する。

オ 外出支援の確保（ガイドヘルパー等の派遣）

外出の困難な重度の視覚障害者や知的障害者に対して、ガイドヘルパー等を速やかに派遣する。

（2）二次避難所・福祉避難所での援護

学習等供用施設や児童館などを二次避難所、福祉作業所や保育園等を福祉避難所として利用し、さらに必要な場合には地域福祉サービスセンター、利用可能なホテル等の宿泊施設を活用するほか、協定先の市内社会福祉法人、医療法人と連携して、一般の避難所での生活が困難な高齢者、障害者を受け入れる。

なお、福祉避難所については、国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定（令和3（2021）年5月）により要配慮者が日頃から利用している施設へ直接の避難を促進することが求められていることから、対象となる施設においては、あらかじめ指定された要配慮者の災害時の受入が必要となる。また、あらかじめ指定されていない要配慮者が何らかの事情で施設に避難してきた場合も事前に想定のうち、受け入れる方針とすることが必要となる。

第7節 要配慮者向け応急仮設住宅等の供与と復旧期ケア対策

（1）要配慮者向け応急仮設住宅等の供給計画案の作成等

要配慮者向け応急仮設住宅等の供与は、「第20章生活安定対策、第5節応急仮設住宅等の供与」により行うが、生活支援班は、建物班に協力し、要配慮者がサービスを支障なく受けられるよう、次の点に留意する。

- 要配慮者の住宅仕様ニーズを把握する。
- 要配慮者が優先的に入所できるよう配慮する。

（2）復旧期ケア対策の実施

生活支援班及び医療救護班は、関係各部及び関係機関・団体等の協力を得て、要配慮者向け応急仮設住宅等に必要な措置として復旧期ケア対策を、概ね次のとおり行う。

- 要配慮者向け応急仮設住宅等へスタッフの派遣
- 医師会や医療ボランティア等との連携・協力による健康チェック・こころのケア対策
- ソーシャルワーカー等による全般的な生活相談業務、各種行政支援サービスの利用相談業務、ホームヘルパーの派遣その他要配慮者向けサービスの実施
- グループホーム入所者への支援措置

（3）復旧期ケア対策に関する相談受付業務

被災者総合支援センターにおいて、相談受付業務を行う。

第15章 行方不明者の捜索・埋火葬

発災	24時間	72時間	1週間
即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
第1節 基本方針と所管部署			
第2節 行方不明者の捜索及び調査			
○捜索依頼届出の受付 【警察署】			
○行方不明者の把握 【警察署、現地調査班、医療救護班】			
○行方不明者の捜索 【警察署、消防班】			
第3節 遺体の処置			
○遺体の処置 【生活支援班、物資配布班】			
第4節 遺体の埋火葬			
○火葬の相談と火葬許可証の発行 【現地調査班】			
○火葬場の運営支援 【生活支援班】		○身元不明遺体の遺骨の取り扱い 【生活支援班】	
○他市火葬場への応援要請 【生活支援班】			

第1節 基本方針と所管部署

（1）基本方針

災害発生直後（発災後72時間を目安とする。）においては、生存者救出を最優先として、行方不明者の捜索を行う。遺体の捜索から火葬までの措置は、発災後10日以内完了を目標として行う。遺体の検視、検案は、泉市民体育館及び柴崎市民体育館等で行う。実施にあたっては、各部の行う復旧対策と連携し活動を行うとともに、東京都・他市町村・道府県・関係機関・団体・協定事業所・関連業者・専門家・ボランティア・市民・事業所等に広く協力を求め、最大限の体制を確保し、迅速かつ混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。

（2）所管部署

警察署、消防班、医療救護班、物資配布班、現地調査班、生活支援班

第2節 行方不明者の捜索及び調査

（1）捜索依頼届出の受付

警察署は、現地調査班と協力し、所在の確認できない市民に関する問い合わせや、行方不明者の捜索依頼届出の受付及び要捜索者名簿の作成を行う。

（2）行方不明者の把握

警察署と現地調査班は、次の要領で行方不明者の把握を行う。

- ① 届出を受けたときは、行方不明者の「住所、氏名、年齢、性別、身長、体重、着衣、その他の特徴」について、可能な限り詳細に聴き取り記録する。
- ② 「届出」のリストを市に1部送付する。
- ③ 市（現地調査班）は、「届出」リストを、「避難者名簿（避難所班）」、「医療実施状況（医療救護班）」、その他市で把握している安否情報等と照合し、行方不明者をリストアップする。また、その結果を警察署へ連絡する。

（3）行方不明者の捜索

警察署は、要捜索者名簿に基づき行方不明者の捜索を行う。

① 対象者

災害により現に行方不明の状態にある者

② 実施機関

災害救助法が適用された場合は、都知事の委任を受けて市長が実施する。

災害救助法が適用されない災害の場合は、市長が実施する。

③ 行方不明者の捜索方法

消防班は、人員及び捜索機器を確保し捜索にあたるものとする。

行方不明者の捜索は、警察と連携を取り、状況によっては自衛隊の協力を得て実施するものとする。

④ 捜索の期間

行方不明者の捜索を行う期間は、原則、地震発生の日から10日間とする。

11日目以降も行方不明者の捜索を行う必要がある場合は、捜索期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにし、都知事へ申請する。

ア 延長の期間

イ 期間の延長を必要とする地域

ウ 期間の延長をする理由（具体的に）

エ その他（期間の延長をすることによって捜索される行方不明者の数等）

⑤ 行方不明者を発見した場合の措置

行方不明者を発見したときは直ちに保護するとともに、警察署及び市に連絡し、警察署は捜索依頼者に連絡する。

行方不明者の遺体を発見したときは、警察署及び市に連絡し、警察署は捜索依頼者に連絡する。発見した遺体は、現地最寄りの遺体収容所に生活支援班が調整を図り収容し、検視へつなげる。

第3節 遺体の処置

（1）対象者

災害により死亡した者について、その遺族等が混乱のため遺体の洗浄や縫合、消毒の処置、遺体の一時保存を行うことができない場合、協定を締結した事業所と連携し、これらの処置を実施するものとする。

（2）実施機関

災害救助法が適用された場合は、都知事の委任を受けて市長が実施する。
災害救助法が適用されない災害の場合は、市長が実施する。

（3）遺体の処置方法

① 遺体の収容等

行方不明者の遺体を発見したときは、警察署及び市に連絡し、警察署は捜索依頼者に連絡する。

発見された遺体は、遺体収容所（泉市民体育館・柴崎市民体育館等）に搬送し、死体取扱規則（昭和33（1958）年国家公安委員会規則）の規定により検視・検案※を行う。検視・検案が済んだ遺体は、安置所（協定事業所の提供する葬儀場等）に安置する。

※ 検視・検案

検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。

■遺体の収容から安置、引渡しまでの流れ

ア 遺体収容所への搬送

遺体の搬送は遺族等が行い、搬送が困難な場合は市または協定事業所が、検視・検案を受けるために、指定された遺体を収容所に搬送する。

イ 遺体収容の受付

受付は、生活支援班、警察署が協力して行う。発見状況の聴取、検視カード・検視一覧表の作成、一連番号を付与する。

ウ 検視・検案

- 検視：警察署より派遣された検視官は、遺体の検視及びこれに必要な措置を行う。
- 検案：東京都（監察医務院）より派遣された検案医は、遺体の検案、死体検案書の作成及びその他必要な措置を行う。

エ 遺体の安置

検視・検案が済んだ遺体は、安置所に安置する。

オ 遺体の引渡し

生活支援班は、安置所に引渡所を設け、遺族が判明している場合は検案書を交付し、遺留品と共に遺体を引き渡す。

② 身元不明遺体の身元確認等

身元の分からない遺体（以下「身元不明遺体」という。）については、警察署、歯科医師会等の協力を得て、身元の確認と身元引受人の発見に努める。

（４）遺体処置の期間

遺体の処置は、地震災害が発生した日から10日以内に完了するものとする。

11日目以降も遺体の処置を行う必要がある場合は、処置期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにし、都知事へ申請する。

- ① 延長の期間
- ② 期間の延長を必要とする地域
- ③ 期間の延長をする理由（具体的に）
- ④ その他（期間の延長をすることによって処理される遺体の数等）

第4節 遺体の埋火葬

（１）対象者

地震災害時に死亡した者のうち、その遺族が混乱期のため、埋火葬を行うことが困難な場合、または死亡した者の遺族がない場合に応急的な措置として行うものとする。

（２）実施機関

災害救助法が適用された場合は、都知事の委任を受けて市長が実施する。

災害救助法が適用されない災害の場合は、市長が実施する。

（３）遺体の埋火葬方法

埋葬は、原則遺体を火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡し、遺族により実施する。

身元不明遺体については、一定期間内に処置することが望ましいので、次の要領で市が火葬を行う。

- ① 身元引受人が見つからない遺体については、本部長を身元引受人として、生活支援班が死体火葬許可証の申請手続きを取る。
- ② 遺体が多数もしくは、その他やむを得ない事情のため、市の火葬場で処理できない場合は、東京都に連絡し、都内他市町村火葬場の協力を要請する。
- ③ 生活支援班は、「遺骨及び遺留品保管所」を設置し、火葬を終えた遺骨及び遺留品を一時保管する。

（４）火葬の相談と火葬許可証の発行

現地調査班は、遺体の引渡しを受けた遺族等のため、原則として、安置所に火葬等に関する相談窓口を開設し、火葬・埋葬手続きなどの相談に応じる。

また、遺族等が火葬を執行することが困難な場合には、災害救助法の適用範囲内で身元不明遺体に準じて市が代行する。特に東京都が広域火葬体制を執った場合、現地調査班（市民課）はその旨を市民へ周知するとともに、東京都保健医療局で割り振りをした火葬場と必要な調整を図り、その窓口として対応する。

火葬許可証の発行については、検案書をもとにその場で容易に発行できるよう体制を整える。また、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行することにより速やかな火葬に努める。

（5）身元不明遺体の遺骨の取り扱い

生活支援班は、安置所の閉鎖に伴い、身元不明の遺骨・遺留品を保管する場所を確保する。身元不明の遺骨は、1年以内に引取人が判明しない場合、身元不明者取り扱いとして、市が別に定める場所に移管する。

（6）埋葬の費用

埋葬に関する支出費用は、災害救助法を基準とする。

（7）火葬の場所

火葬場所は、立川聖苑（羽衣町3-20-18）とする。

（8）火葬場の運営支援

生活支援班は、火葬場の運営支援を行う。

（9）他市火葬場への応援要請

① 応援要請

生活支援班は、立川聖苑が地震等の被害により使用できない場合及び火葬場の火葬能力を上回る死者が発生した場合は、他市の火葬場へ応援要請を行う。

② 遺体の搬送

市外への遺体の搬送については、遺族による業者対応を基本とし、必要に応じ協定事業所、関係機関等に車両による搬送を要請する。

（10）埋火葬の期間

遺体の埋火葬は、地震災害が発生した日から10日以内に完了するものとする。

11日目以降も遺体の埋火葬を行う必要がある場合は、期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにし、都知事へ申請する。

- ① 延長の期間
- ② 期間の延長を必要とする地域
- ③ 期間の延長をする理由（具体的に）
- ④ その他（期間の延長をすることによって埋火葬される遺体の数等）

（11）埋火葬に関する書類

市は、下記の書類を作成、整理する。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 埋葬台帳

第16章 災害廃棄物処理

発災	24時間	72時間	1週間
即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
第1節 基本方針と所管部署			
第2節 廃棄物の処理			
○災害時のごみ処理 【ごみ対策班】			
○災害廃棄物仮置場の確保 【政策班、復旧班、ごみ対策班】			
○避難所ごみ対策 【ごみ対策班】			
第3節 ごみ処理施設			
○被害の把握と応急措置 【ごみ対策班】			
○施設被害報告 【ごみ対策班、環境対策班】			
○応急復旧措置 【ごみ対策班】			
第4節 し尿処理方法			
○避難所 【避難所班】			
○被災地域 【ごみ対策班、本部指揮所班】			
第5節 災害用トイレの設置			
○災害用トイレの設置 【避難所班】			
第6節 し尿の運搬と処理			
○し尿の運搬と処理 【ごみ対策班、下水道施設班】			

第1節 基本方針と所管部署

（1）基本方針

廃棄物については、被害甚大な地域及び避難所・医療対策拠点施設等、拠点施設を最優先で収集する。また、市民へはごみの分別と排出抑制への協力を要請するとともに、東京都や協定自治体の支援を得て実施する。

廃棄物の処理については、公園、横田基地周辺国有地を確保し仮置場を設定し、搬出動線の簡略化と車両運用や廃棄物処理の効率化を図る。

し尿処理については、通水機能が確保される場合は、流下用の水を確保することによって水洗トイレ（下水道機能）を有効に活用する。上記の措置が困難な区域については、仮設トイレの設置により収集する。仮設トイレ、バキュームカー、その他の収集用資機材及び処理場等の確保については、収集運搬業許可業者の全面的な協力を得るとともに東京都を通じて広域的な応援体制の確立により対処する。

※ 詳細については、「災害廃棄物処理計画・マニュアル」に定める。

（2）所管部署

政策班、ごみ対策班、本部指揮所班、下水道施設班、現地調査班、復旧班、避難所班

第2節 廃棄物の処理

（1）災害時のごみ処理

災害時にはあらゆる廃棄物が同時・大量に排出されるが、季節によって保健衛生上の観点から、一層迅速な処理が必要とされるため、災害廃棄物処理対策本部を設置し「立川市災害廃棄物処理計画」を踏まえ、処理の基本方針を明らかにした災害廃棄物処理実施計画を策定する。

具体的には、被災状況（廃棄物処理施設、収集車両等）及び災害廃棄物の発生量を的確に把握し東京都へ報告するとともに、「燃やせるごみ」を住宅密度の高いところから収集するなどとし、道路交通の状況によっては夜間収集も検討する。

建物を解体する必要がある場合、現地調査班の協力により、権利関係等を確認しながら手続きを進める。既存の収集態勢づくりと合わせ、災害規模によっては、支援協定等により、速やかに他市・民間の応援を要請する。

一方、市民に対しては、ごみの収集計画等を広報するとともに、分別や排出抑制の協力を呼びかけることで、分別の徹底がスムーズな処理において重要であることへの理解につなげる。

（2）災害廃棄物仮置場の確保

災害廃棄物の迅速な収集、処理を実施するため、仮置場を確保する。

仮置場は周辺環境に配慮しながら、市内の北部と南部のそれぞれ1箇所に関ね1ha以上の空地を第一仮置場、北部に1ha以上の空地を第二仮置場、西部2ha以上の空地を第三仮置場として確保する。

なお、廃棄物の発生状況により仮置場が不足する場合は、公有地に限らず、民有地の活用も図る。

仮置場の設定については、周辺の状況や接道の状況を考慮するとともに、建設型応急住宅建設用地の確保など他の応急復旧対策との調整を図る。

(3) 避難所ごみ対策

多数の避難者が生活することから保健衛生面等から毎日収集等が必要となり、一般の廃棄物処理とは別ルートでの収集計画を講じておく必要がある。

また、毛布、畳、ポリタンク、ダンボール等、一時大量に発生するものについて、再利用・リサイクルの方策と合わせ、その処理計画を定めておく。

(4) 不法投棄対策

排出ルールへの乱れとともに、不法投棄が長期間発生することが予測され、これに対する防止・処理対策を講じる。

第3節 ごみ処理施設

(1) 被害の把握と応急措置

各施設管理者は、地震発生直後に建物や設備・人的被害やライフライン被害等を調査把握し、必要な応急措置を実施する。

(2) 施設被害報告

各施設管理者は、施設被害状況や応急措置の内容について、速やかに災害廃棄物処理対策本部で集約したうえで、本部指揮所班へ報告する。

(3) 応急復旧措置

各施設は、被害状況を踏まえて、ガス、水道設備の仮復旧等、早期に復旧を図るために必要な措置を講じる。

(4) 広域的処理・処分

施設の早期復旧に努めるとともに、広域的な中間処理（市域外処理）についても検討を行う。

第4節 し尿処理方法

(1) 避難所

被害状況や避難者数、水洗トイレの使用可否等の避難所の状況を判断し、災害用トイレ（マンホールトイレ、仮設トイレ、携帯トイレ、簡易トイレ等）の利用により避難者等のし尿を処理する。

(2) 被災地域

在宅避難者や、ライフラインの被害により水洗トイレの使用が不可能な被災者のために、公園等の拠点に仮設トイレを設置し、し尿を処理する。

（3）市民、事業所の協力

携帯トイレや簡易トイレ等の備蓄に努め、災害時における地域の衛生環境の維持を行う。

第5節 災害用トイレの設置

（1）災害用トイレの設置基準

一次避難所での災害用トイレの設置数は、50人に1基の割合で設置する。

仮設トイレを設置する際には、し尿の収集が容易な場所として、塀や壁際に設置することを基本としつつ、高齢者・障害者・女性・子ども等の安全性とプライバシーの確保に配慮しながら、多目的トイレの検討や設置場所の選定を行う。

（2）災害用トイレの設置

① 初動対応

一次避難所となる小中学校（旧多摩川小学校、旧若葉小学校を含む。）30箇所に整備したマンホールトイレを設置する。また、避難者の状況により、備蓄している携帯トイレ、仮設トイレあるいは簡易トイレの活用を考慮する。

② 後続対応

50人に1基の割合に対し不足する部分については、資器材レンタル業者や広域支援等により対応する。

第6節 し尿の運搬と処理

廃棄物処理業者との協定に基づき、避難所等から発生するし尿を衛生面に配慮し、収集・運搬する。なお、運搬車両が不足する場合は、広域支援を要請し、運搬体制を確保する。

受入先については、東京都下水道局流域下水道本部との「覚書」に基づき、多摩川上流水再生センター及び北多摩二号水再生センターへ搬入し処理する。

第17章 安全確保対策

発災	24時間	72時間	1週間
即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
第1節 基本方針と所管部署			
第2節 被災建築物応急危険度判定の実施 ○判定員の確保と受入体制 ○判定作業の準備・実施 【建物班】 ○判定作業の広報 【建物班、広報班】			
第3節 被災宅地危険度判定の実施 ○宅地判定士の確保と受入体制 ○判定作業の準備・実施 【復旧班】 ○判定作業の広報 【復旧班、広報班】			
第4節 防疫体制の確立 ○防疫対策の内容 【環境対策班、医療救護班、避難所班、給水班、保健所】			
第5節 火薬類、高圧ガス(LPGを含む。)、危険物、毒物、劇物取扱施設等の応急措置 ○災害発生時の対応 【消防班、消防署】 ○有害物質等の下水道への流入事故時の対応 【下水道施設班、消防署、都下水道局】			
第6節 危険動物の逸走時の対策 ○危険動物の逸走時の対策 【環境対策班、本部指揮所班、広報班】			
第7節 被災地の警備・防犯 ○被災地の警備・防犯 【本部指揮所班、警察署】			

第1節 基本方針と所管部署

(1) 基本方針

本章では、本震後の余震等による建物倒壊リスクの判断方法や、二次災害が発生する危険性がある危険物・毒劇物取扱施設の応急措置方法のほか、避難所へ搬入された食品の衛生問題、被災地の防犯に関する対策等を定める。

（2）所管部署

建物班、広報班、復旧班、環境対策班、医療救護班、避難所班、給水班、消防班、下水道施設班、本部指揮所班、消防署、警察署、保健所、東京都下水道局

第2節 被災建築物応急危険度判定の実施

※ 詳細については、「立川市被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」による。

（1）被災建築物応急危険度判定制度の位置付け

余震等による被災建築物の倒壊等から生じる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、災害後の緊急対策として、被災建築物応急危険度判定員（被災建築物応急危険度判定を行うものとして、講習を修了した者、以下「判定員」という。）の協力を得て、被災建築物の応急危険度判定を行う。

（2）判定員の確保と受入体制

応急危険度判定の詳細内容については、以下のとおりとする。

① 判定員の要請

市は、災害発生後建築物の被害程度の概略把握を行い、応急危険度判定の必要性について検討し、必要があると認めた場合は応急危険度判定実施の決定を行い、判定員に参集を要請するとともに災害の規模に応じて、東京都へ判定員の派遣要請を行う。

② 判定作業の準備・実施

建物班は、判定作業実施の当日までに以下の準備を行い、判定がスムーズに行えるようにする。

- ア 判定マップと判定街区の割り当て
- イ 判定員受入名簿と判定チーム編成
- ウ 判定実施マニュアル、判定調査票、判定標識、判定備品
- エ 判定建物の範囲（規模、用途）

③ 判定作業の広報

建物班は、広報班を通じて、同報無線やマスコミ機関等を通じて、被災者へ危険度判定作業に関する広報を実施する。

広報の主な内容は、以下のとおりとする。

- ア 危険度判定の必要性と目的
- イ 判定作業の内容
- ウ 判定対象建築物
- エ 判定作業の実施区域と実施時期
- オ 判定作業への協力要請
- カ その他注意事項
- キ 判定員の参集要請

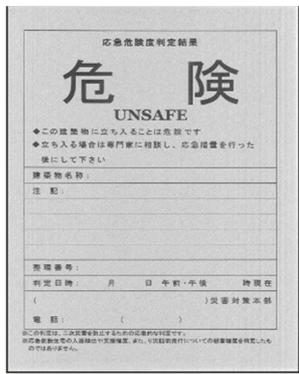
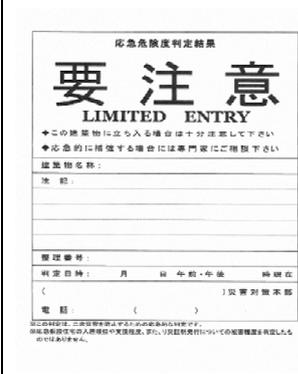
■ 広報時の留意事項

応急危険度判定結果により「危険」または「要注意」と判断された建築物については、二次被害防止の観点から、その意味を市民等に十分周知する。
また、類似した調査として、宅地の危険度を判定するための「被災宅地危険度判定」や、り災証明書発行のための「住家被害認定調査」も実施されることから、市民が混乱をきたさないよう、これらの調査の違いについて、分かりやすい内容で広報を実施する。

④ 判定結果の表示

判定員は、応急危険度判定結果のステッカーを、判定した建築物の入口もしくは外壁等の見やすい位置に表示する。

被災建築物応急危険度判定結果の区分及びステッカー

判定結果	危険 (赤色)	要注意 (黄色)	調査済 (緑色)
ステッカー			
判定内容	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入らないことが望まれる。	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立入可能である。	建築物の損傷が少ない。

⑤ 判定結果の集計・報告

判定員は判定終了後、当日の判定結果を建物班に報告する。

第3節 被災宅地危険度判定の実施

（1）被災宅地危険度判定制度の位置付け

大規模な地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士による被災宅地危険度判定を実施し、被害の発生状況の迅速かつ的確な把握と二次災害の発生を防止・軽減し、市民の安全を図る。

■被災宅地危険度判定士とは

東京都においては、①宅地造成等規制法または都市計画法に規定する設計資格を有する者②国または地方公共団体等の職員で土木・建築等に関し一定期間以上の実務経験のある者のどちらかのうち被災宅地危険度判定士養成講習会を受講した者（以下「宅地判定士」という。）が登録されている。

（2）宅地判定士の確保と受入体制

宅地判定士の詳細については、以下のとおりとする。

① 宅地判定士の要請

市は、災害発生後宅地の被害程度の概略把握を行い、宅地判定の必要性について検討し、必要があると認めた場合は宅地危険度判定実施の決定を行い、宅地判定士に参集を要請するとともに災害の規模に応じて、東京都へ宅地判定士の派遣要請を行う。

② 宅地判定作業の準備・実施

前節（2）、②の再掲 建物班を復旧班に、判定員を宅地判定士に、判定建物を判定宅地に読み替える。

③ 判定作業の広報

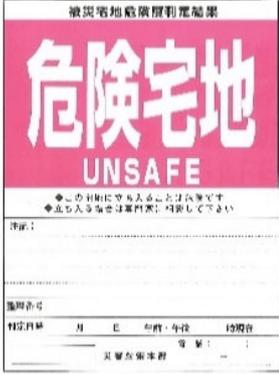
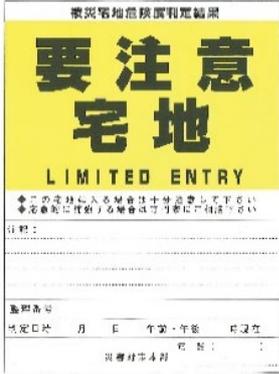
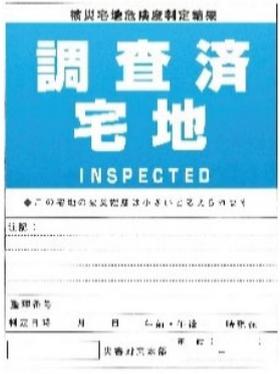
前節（2）、③の再掲 建物班を復旧班に、建築物を宅地に、判定員を宅地判定士に読み替える。

④ 判定結果の表示

被災宅地危険度判定の結果は、「危険：赤色」「要注意：黄色」「調査済：青色」の3色の被災宅地危険度判定ステッカーを宅地内の見やすい位置に表示する。

なお、判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法や二次災害防止のための方法、判定結果に対する問い合わせ先等を記載する。

被災宅地危険度判定結果の区分及びステッカー

判定結果	危険（赤色）	要注意（黄色）	調査済（青色）
ステッカー			
判定内容	変状等が特に顕著で危険である。避難・立入禁止措置が必要。	変状等が著しく、当該宅地に立ち入る場合は、時間、人数を制限するなど十分注意する。また、変状が進行していれば避難も必要。	防災上の問題はない宅地、または、変状等はみられるが、当面は防災上の問題はない宅地。

⑤ 判定結果の集計・報告

宅地判定士は判定終了後、当日の判定結果を復旧班に報告する。

■ 「被災建築物応急危険度判定」、「被災宅地危険度判定」、「住家被害認定調査」の違い

	被災建築物 応急危険度判定	被災宅地危険度判定	住家被害認定調査
実施目的	被災建築物の余震等による二次被害の防止	被災宅地の余震等による二次被害の防止	住家に係るり災証明書の発行
調査員	被災建築物 応急危険度判定員	被災宅地危険度判定士	主に行政職員 (建築職問わず。)
判定結果	危険・要注意・調査済	危険・要注意・調査済	全壊・大規模半壊等
判定結果の表示	判定した建築物に ステッカーを表示	判定した宅地内に ステッカーを表示	り災証明書に判定結果 を記録

第4節 防疫体制の確立

（1）防疫体制

被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生やまん延を防止する。

環境対策班・医療救護班は、必要に応じ「防疫活動」、「消毒活動」、「保健活動」、「食品衛生指導」及び「環境衛生指導」などを実施する。

防疫活動の実施にあたり対応能力が十分でないと認める場合は、東京都（保健医療局）及び保健所または立川市三師会災害対策本部に協力を要請する。

※ 詳細については、「被災者の健康マニュアル」、「避難所の衛生管理マニュアル」による。

【班別役割分担】

担 当	活動種別	活動内容
環境対策班 医療救護班 避難所班	防疫活動	避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握 感染症予防のための広報及び健康指導 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理
環境対策班 医療救護班	消毒活動	患者発生時の消毒（指導） 避難所の消毒の実施及び指導
医療救護班	保健活動	健康調査及び健康相談の実施 広報及び健康指導
医療救護班 避難所班 保健所	食品衛生指導	炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 食品集積場所の衛生確保 避難所の食品衛生指導 その他食品に起因する危害発生の防止 食中毒発生時の対応 避難所における食品取扱管理者の設置促進等食品衛生管理体制の確立 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 手洗いの励行 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 情報提供 殺菌、消毒剤の調整
環境対策班 避難所班 給水班 保健所	環境衛生指導	飲料水の残留塩素の確認 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保 避難所におけるハエや蚊の除去

（2）防疫対策の内容

- ① 被災地や避難所における災害の種類、程度の情報収集し、感染症発生及びまん延のおそれがあるなど必要があると認められるときは、飲料水の消毒や避難所における消毒、ねずみ、昆虫等（蚊、ハエ、ゴキブリなど）の駆除等を行う。
- ② 東京都が、活動支援や指導、区市町村調整を行う場合、協力する。
- ③ 被災地や避難所における感染症発生状況を把握する。
- ④ 感染症の流行状況を踏まえた予防接種を実施する。
- ⑤ 医療救護班により、被災市民に対する健康調査及び健康相談を行う。
- ⑥ 被災動物の保護は東京都や関係機関と協力して行う。

（3）防疫活動の報告

防疫活動を行った場合には、被災戸数及び防疫活動の内容について、迅速に東京都保健医療局に報告する。

第5節 火薬類、高圧ガス（LPGを含む。）、危険物、毒物、劇物取扱施設等の応急措置

（1）災害発生時の対応

事業所（危険物輸送車両を含む。以下同じ。）の関係者、危険物保安監督者、危険物取扱者等は、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 危険物の流出及び爆発のおそれのある作業及び移送の停止
- ② 施設（危険物輸送車両を含む。以下同じ。）の応急点検
- ③ 火災の防止措置

（2）当該施設災害発生時の対応

- ① 関係事業所の保安責任者等は、被害を最小限に止めるため、迅速かつ的確な通報を実施する。
- ② 各事業所が応急措置及び資機材の調達を行うことを原則とするが、市災害対策本部は、各施設で対応できない災害の通報を受理したときは、消防車両を現場に出動させ、災害防御にあたることも視野に入れる。また、状況に応じて現地対策本部を設置する。
- ③ 市災害対策本部は、消防署と密接な連絡を取り、協議のうえ住民の避難方法を決定する。

（3）有害物質等の下水道への流入事故時の対応

- ① 石油毒物等の有害物質が下水道に流入する事故が発生したときは、消防署に通報するとともに、事業所に対し、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。また、流達する下水処理場のほか、管路工事部門、警察等に情報を提供する。
- ② 有害物質が下水道に流入する事故が発生したときは、関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集、伝達に努める。また、下水道管内で有害ガスが発生することが予想される場合、流達する下水処理場のほか、管路工事部門や消防・警察等に情報を提供する。
- ③ 東京都下水道局流域下水道本部に流入状況を報告する。

第6節 危険動物の逸走時の対策

（1）対策内容と役割分担

市民が飼養している特定動物等（特定動物及び人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合には、関係機関の協力の下、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

機関名	対策内容
東京都総務局	情報収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理
東京都保健医療局	情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局（庁）との連絡調整
東京都産業労働局	産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等を指導
東京都建設局	都立動物園の逸走動物の捕獲等必要な措置
警視庁	情報の受理及び伝達並びに必要な措置
東京消防庁	情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送
市	事故時には必要に応じ、次の措置を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する避難の指示等 ・住民の避難誘導 ・避難所の開設、避難住民の保護 ・情報提供、関係機関との連絡

第7節 被災地の警備・防犯

（1）警察署の警備体制

警察署長は、警察署に現場警備本部を設置して指揮体制を取り、警備態勢を確立し、挙署一体となって被災地の警備にあたる。

（2）協力体制

警察署は、自治会等と連携・協力し、犯罪防止のための特別パトロールを行う。なお、本部指揮所班は、被災地の防犯啓発活動を行う。また、関係各対策部は、その所管する施設や業務に基づき必要な「警備・防犯」活動の協力を行う。

第18章 ライフラインの応急対策

発災	24時間		72時間		1週間	
	即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期		
第1節 基本方針と所管部署						
第2節 被災情報の収集・提供 ○被災情報の収集・提供 【本部指揮所班、給水班、下水道施設班、各ライフライン事業者】						
第3節 関係機関との連携 ○ライフライン施設関係機関等連絡協議会 【環境下水道部、まちづくり部、各ライフライン事業者、警察署、消防署】						
第4節 水道施設の応急対策（東京都水道局）						
第5節 下水道施設の応急対策 ○下水道施設の応急対策 【環境下水道部】						
第6節 電気施設の応急対策（東京電力パワーグリッド）						
第7節 ガス施設の応急対策（東京ガスグループほか）						
第8節 電話の応急対策						

第1節 基本方針と所管部署

（1）基本方針

地震発生後の市民生活や防災関係機関の復旧対策等に必要なライフライン施設（水道・下水道・電気・ガス・通信施設）の被害・復旧情報を迅速に収集伝達するシステムの構築、及び各ライフライン施設の応急対策を定める。

（2）所管部署

本部指揮所班、給水班、下水道施設班、環境下水道部、まちづくり部、各ライフライン事業者、警察署、消防署

第2節 被災情報の収集・提供

（1）情報の収集提供の方針

地震発生後、水道、下水道、電気、ガス、通信のライフラインの被害情報及び復旧情報は、被災者にとって重要な情報として位置付けられる。

ライフライン各社は、ライフラインの復旧情報を電話・FAX・地域系防災行政無線等により災害対策本部に提供し、災害対策本部が取りまとめて、防災関係機関、マスコミ等へ情報の提供を行う。

（2）情報収集、伝達手段

情報発信元	情報提供先	伝達方法
給水班・下水道施設班	本部指揮所班	庁内電話、FAX、無線
ライフライン事業者	本部指揮所班	電話、FAX、無線
ライフライン事業者	市民	広報車、電話対応
広報班	市民	広報、広報車、防災行政無線
広報班	マスコミ	電話、FAX、記者会見
マスコミ	市民	テレビ、ラジオ、新聞

第3節 関係機関との連携

（1）ライフライン施設関係機関等連絡協議会

ライフラインに係る二次災害発生の未然防止や円滑な応急対策を実施するため、各ライフライン事業者の所管部、関係機関の実務担当者、立川警察署、立川消防署、各道路管理者からなる「ライフライン施設関係機関等連絡協議会」を災害対策本部内に設置する。

- | | |
|---------------|---------------|
| ○ 東京電力パワーグリッド | ○ 東京ガスグループ |
| ○ NTT東日本 | ○ 東京都水道局・下水道局 |
| ○ 北多摩北部建設事務所 | ○ 携帯電話各社 |
| ○ 立川警察署 | ○ 立川消防署 |
| ○ 環境下水道部 | ○ まちづくり部 |

（2）会議の開催と運営

会議は、災害発生後、市が各ライフラインの応急復旧状況に応じ必要と認めたとき、随時開催し、各ライフラインの応急復旧工事が概ね完了した段階で「道路調整会議」に移行する。

ライフライン施設関係機関等連絡協議会の運営は、まちづくり部があたることとし、部会で協議する主な項目は、以下の事項とする。

■主な協議事項

- | |
|--|
| ○ 各ライフラインの被害情報の共有化 |
| ○ 道路規制や被害状況等応急復旧関連情報の収集 |
| ○ 応急復旧工事が必要な緊急度の高い施設（病院等主要公共施設）への優先順位の調整 |

第4節 水道施設の応急対策（東京都水道局）

（1）初動対応

① 動員体制

東京都水道局は、地震発生後、迅速かつ効果的な応急対策を実施するために、あらかじめ定めた配備基準に基づき職員が参集する。

② 情報収集

東京都水道局は、応急復旧を効率的に推進するために、また、市民等に状況を正確に把握してもらうために、初動期においては、以下に示す情報の収集を行うこととする。

- ア 水道施設の被害状況
- イ 管理施設の被害状況（庁舎、出先事業所施設等）
- ウ 断水地域、戸数
- エ 道路被害情報、交通情報
- オ 電気・通信障害に関する情報
- カ 関連業者の被害状況

（2）応急対策活動

応急対策活動は、以下の活動を行う。

■主な活動内容

- 施設の点検
- 応急措置
- 復旧用資材の調達

第5節 下水道施設の応急対策

（1）初動対応

① 動員体制

地震発生後、迅速かつ効果的な応急対策を実施するために、立川市下水道事業業務継続計画に定めた配備基準に基づき職員を参集する。

② 情報収集

環境下水道部は、応急復旧を効率的に推進するために、また、市民等に状況を正確に把握してもらうために、初動期においては、以下に示す情報の収集を行うこととする。

- ア 管きょ、下水処理施設の被害状況
- イ 排水設備の被害状況
- ウ 水道施設の被害状況（断水地域、戸数等）

（2）応急対策活動

応急対策活動は、以下の活動を行うこととし、詳細については環境下水道部が定める「震災下水道応急対応計画行動マニュアル」及び「下水処理場地震対策マニュアル」に基づき実施する。

■主な活動内容

- 施設の点検
- 応急措置
- 復旧用資材の調達

（3）関係機関との連携

市長は、災害発生時において、本市の体制では早期の応急復旧が困難と判断される時は、東京都や各支援協定に基づき関係機関へ応援要請を行う。

第6節 電気施設の応急対策（東京電力パワーグリッド）

（1）初動対応

地震が発生したとき、東京電力パワーグリッドは非常態勢の発令をするとともに次に掲げる非常態勢を編成し、非常災害対策活動等を行う。

① 非常態勢の組織

非常態勢の組織は、本社及び本社が指定する事業所（以下「第一線機関等」という。）を単位として、編成し、非常態勢の組織は、非常態勢の発令に基づき設置する。

なお、供給区域内（東京都の島しょは除く。）で震度6弱以上の地震が発生した場合については、自動的に非常態勢に入る。

② 要員の確保

非常態勢の発令の伝達があった場合は、対策要員は速やかに所属する非常災害対策本(支)部に参集する。

なお、供給区域内において、震度6弱以上の地震が発生し、自動的に非常態勢に入る場合は、社員はあらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に参集する。また、交通の途絶等により、所属する事業所に参集できない社員は、最寄りの事業所に参集し、所属する事業所に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

③ 非常災害対策活動

非常態勢が発令された場合、もしくは、供給区域内で震度6弱以上の地震の発生により、非常災害対策本(支)部が設置された場合には、非常災害対策活動に関する一切の業務は、非常災害対策本(支)部のもとで行う。

④ 情報連絡活動

災害が発生した場合は、第一線機関等の本(支)部長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに上級本(支)部に報告する。

- ア 一般的被害情報等
- イ 東京電力の被害情報等

（2）応急対策

① 資材の調達・輸送

ア 資材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、第一線機関等相互の流用または本社対策本部に対する応急資材の請求により速やかに確保する。

災害地及び当該第一線機関等との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予測される場合は、本社対策本部で復旧資材所要数を想定し、当該第一線機関等あて緊急出荷し、復旧工事の迅速化に努める。

イ 資機材の輸送

非常災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている業者の車両、船艇、ヘリコプター等により行うが、なお輸送力が不足する場合には、他の業者及び他電力会社、電源開発株式会社からの車両、船艇等の調達を対策本部において適宜行って、輸送力の確保を図る。

② 震災時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み震災時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に対する円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

③ 災害時における応援の組織・運営

本社本部は、被害が多大な被災地の第一線機関支部等のみの災害活動では早期復旧が困難であると判断した場合には、他総支社本部、支部及び請負会社に復旧応援隊の編成を要請し、被害・復旧状況を勘案したうえ、必要な応援隊を出動させる。

④ 応急工事

応急工事の実施にあたっては、原則的に人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公庁（署）、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから行う。

⑤ 災害時における電力の融通

立川市を含む地域の需給状況の悪化時には、電力広域的運営推進機関の指示に基づき、他の地域から電力融通を受ける。

⑥ その他

災害がきわめて大きく、管内の工事力に余力のない場合、または工事力を動員してもなお応援隊を必要と判断される場合には、本社対策本部は自衛隊の派遣を要請する。なお、この場合の要請は東京都本部を経由して行う。

第7節 ガス施設の応急対策（東京ガスグループほか）

（1）初動対応

東京ガスグループは本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。（東京ガスグループ以外の各社も、各社の規定に基づき態勢を取る。）

（2）応急対策

① 震災時の初動措置

- ア 官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報等の情報収集
- イ 事業所設備等の点検
- ウ 製造所（LNG基地）、整圧所における送出入量の調整または停止等の措置
- エ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置
- オ その他、状況に応じた措置

② 応急措置

- ア 非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ、施設の応急措置にあたる。
- イ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- ウ 地震発生直後に、「超高密度リアルタイム地震防災システム」により被害推定を行い、ガス供給停止の必要性等を総合的に評価し、適切な応急措置を行う。
- エ ガスの供給が停止した地区については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- オ その他現場の状況により適切な措置を行う。

③ 資機材等の調達

復旧に必要な資機材を確認し、調達が必要な資機材は、次のいずれかの方法により確保する。

- ア 取引先、メーカー等からの調達
- イ 各支部間の流用
- ウ 他ガス事業者からの融通

（3）復旧対策

ガスの供給を停止した地区の復旧作業については、被災した地域施設や設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた下記の手順を基本に実施する。

- ① 非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出動する。
- ② 予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、速やかに確保する。
- ③ 復旧する地域の被害状況を調べ、被害の程度に応じた復旧方法を選び、材料や要員・車両を手配する。
- ④ 被害が一定以上の場合には、ガスメーター近くのガス栓を閉め、地面に埋められているガス管と宅内のガス管を分離する。
- ⑤ 都市ガスの復旧は2,000～3,000軒くらいの地域ごとに行うため、バルブを閉めたりガス管を切断して地域を分割する。
- ⑥ 検査用のガスを封じてガス管の健全性をチェックし、被害箇所の修正や仮配管を行い、発生材で埋め戻しを行う。
- ⑦ 宅内配管を確認して、被害箇所を修理する。被害が大きい場合は仮配管を行う。
- ⑧ ガス管の中に入っている空気を抜いて、ガスが出ることを確認する。ガスが安全に使用できる状態を確認して利用再開する。
- ⑨ さらに必要に応じて次の対応を行う。
 - ア 社会的優先度の高い病院や老人福祉施設、避難所などには、「移動式ガス発生設備」を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。
 - イ 地震被害などの大きな被害があった場合、全国のガス会社は相互に応援し合って、一日も早い供給再開に向けて対応する。
 - ウ 地震が発生したときには安全な換気方法、ガスメーターの復帰方法、都市ガスの供給停止地域、都市ガスの復旧予定などの情報をいち早く広報する。

（4）広報活動

① 広報内容

被害地区におけるガス機器使用上の注意事項、ガスの供給状況、ガス供給停止地区の復旧の見通し。

② 広報手段

- ア テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体及びインターネット等とする。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。
- イ NHK、民放各社に「マイコンメーターの復帰方法のビデオ」を配布している。大地震発生時に放送を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まった市民自身で復帰できるように復帰手順を案内する。

※ 関連資料 「ガスメーターの復帰方法（復旧マイマップ裏面）」参照

（5）ガス施設（東京ガスグループ）

① 施設の安全化対策

施設名	内容
製造施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保 2 緊急遮断弁、防消火設備、LNG用防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害を防止
供給施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強 2 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網のブロック化、放散塔など緊急対策設備を整備
通信施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 ループ化された固定無線回線の整備 2 可搬型無線回線の整備
その他の安全装備	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震計の設置 工場・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナ（整圧器）には、感震・遠隔遮断装置を設置 2 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、震度5程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置

② 整備計画

東京ガスグループ地震対策の基本方針に基づき、今後も以下の事項について整備する。

ア 製造施設

- (ア) 重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ、安全性を確保する。
- (イ) 防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害の防止を図る。

イ 供給施設

- (ア) 導管を、高圧・中圧・低圧に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。
- (イ) 全ての地区ガバナにS Iセンサーを設置し、ゆれの大きさ（S I値）・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。この情報を解析し高密度に被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備する。

（6）LPガス

① LPガスの供給

震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、東京都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力し、避難所等にLPガスを救援物資として供給するよう努める。

② LPガス施設の復旧対策

LPガスの使用の再開にあたっては、安全の確認を十分に行う必要がある。このため、東京都は、一般社団法人東京都LPガス協会の点検体制の確立について支援を行う。

第8節 電話の応急対策

（1）初動対応

NTT東日本は、災害が発生するおそれのある場合、または発生した場合は、下記のとおりNTTグループが定める「防災業務計画」により対処する。

なお、他の通信事業者についても、重要通信を確保するとともに、災害時における電気通信の疎通確保と被害のあった場合には、被災通信設備の早期復旧に努めることとする。

① 災害対策組織

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの本社、支社・支店等は、非常態勢に対応する災害対策組織（以下「対策組織」という。）をあらかじめ編成しておく。

■対策組織

対策組織	機能
情報連絡室	非常災害の発生に備えた対策活動及び情報共有活動の実施 非常災害の発生時の対策活動及び情報共有活動の実施
支援本部	非常災害対策活動の支援
地震災害警戒本部	大規模地震の発生に備えた対策活動の実施
災害対策本部	非常災害対策活動の実施
緊急災害対策本部	緊急災害対策活動の実施

② 動員

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの対策組織の長は、直ちに対策要員の動員を指示する。

③ 指令伝達及び情報連絡の経路

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの対策組織相互の指令伝達及び情報連絡は情報を統括する組織を設置し、一元的に行う。

④ 情報の収集、報告

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの対策組織は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、もしくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、必要な情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

⑤ 社外関係機関との連絡

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、必要に応じ別に定める社外関係機関と災害対策に関する連絡を取る。

⑥ 警戒措置

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害予報が発せられた場合、報道された場合、もしくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、必要な警戒の措置を取る。

(2) 応急対策

① 重要通信の疎通確保

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害等に際し、臨機に措置を取り、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

② 被災地特設公衆電話の設置

東地域会社、西地域会社は、「災害救助法」が適用された場合等には避難場所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

③ 携帯電話の貸出し

ドコモは、「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

④ 災害用伝言ダイヤル等の提供

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、地震等の災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

⑤ 災害対策用資機材置場等の確保

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害時において必要に応じて、災害対策用資機材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

第19章 災害時の交通規制・緊急輸送体制

発災	24時間		72時間		1週間	
	即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期		
第1節 基本方針と所管部署						
第2節 災害時における交通規制実施要領 ○災害発生時の交通規制 【警察署、道路対策班】						
第3節 備蓄資器(機)材等の効果的な活用						
第4節 緊急輸送道路等の確保 ○東京都による緊急輸送道路等の確保 【東京都】 ○立川市による緊急輸送道路等の確保 【道路対策班】						
第5節 ヘリコプターの活用 ○ヘリコプターの活用 【政策班】						
第6節 鉄道等の輸送力の確保						

第1節 基本方針と所管部署

(1) 基本方針

災害時は、住民の避難路、緊急自動車、緊急通行車両等のため通行路を確保する必要がある。そのため、道路管理者及び交通管理者が災害対策基本法（以下「災対法」という。）、道路法及び道路交通法（以下「道交法」という。）に基づいて交通規制を行う。

また、道路障害が著しい場合は関係機関と連携し、緊急自動車、緊急通行車両等の通行路確保のための放置車両移動を実施するとともに、被害把握、負傷者等の搬送にヘリコプターを活用する。

(2) 所管部署

警察署、道路対策班、政策班

第2節 災害時における交通規制実施要領

(1) 被害状況の把握

道路対策班は、災害対策本部による情報収集のほか、東京都災害情報システムの活用、交通管理者・電力・ガス・通信事業者等との連携により、災害時の交通情報を収集する。

（2）道路法に基づく道路管理者の行う交通規制

直ちに道路上の障害物が除去できない場合、道路破損・決壊・その他の事由により交通が危険であると認められた場合、沿道建物の倒壊のおそれがあり交通に危険を及ぼすおそれがあると認められた場合は、直ちに通行止め等の必要な措置を講じるとともに、所轄警察署等関係機関に報告する。

（3）災害発生時の交通規制（警視庁）

警視庁は、大震災（震度6弱以上）が発生した直後、次により、交通規制を実施する。

また、大震災には至らない震度5強の地震発生時においても、交通の安全と円滑を図るため、道交法に基づく交通規制を実施する場合がある。

① 第一次交通規制（災害発生直後）

大震災発生直後は、道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車等の円滑な通行を確保するため第一次交通規制を警視庁の指示に基づいて実施する。

ア 環状7号線内側への一般車両の流入禁止

都心部の交通量を削減するため、環状7号線において流入規制を実施する。

イ 環状8号線内側への一般車両の流入抑制

信号制御により、都心方向への流入を抑制する。

ウ 「緊急自動車専用路」の指定

次の路線を緊急自動車専用路に指定し、通行禁止規制を実施する。

国道4号（日光街道 ほか）	国道17号（白山通り ほか）
国道20号（甲州街道 ほか）	国道246号（青山通り ほか）
都道8号ほか（目白通り）	都道405号ほか（外堀通り）
都道8号（新目白通り）	
首都高速道路・東京高速道路株式会社線・自動車専用道路・高速自動車国道	

エ 都内できわめて甚大な被害が生じている場合

被災状況に応じて、一般車両の交通規制を実施する。

② 第二次交通規制（被害状況を確認した後）

災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、緊急交通路の規制を災対法に基づき実施する。なお、第一次交通規制の緊急自動車専用路が、この段階で緊急交通路となる。さらに下記の代表的な路線のうち必要な路線が緊急交通路に指定される。

国道1号 (永代通り)	国道6号 (水戸街道ほか)	国道14号 (京葉道路)	国道15号 (第一京浜ほか)
----- 国道1号 (第二京浜ほか)			
国道17号 (新大宮バイパス)	国道122号 (北本通りほか)	国道254号 (川越街道ほか)	国道357号 (湾岸道路)
都道2号 (中原街道)	都道4号ほか (青梅街道ほか)	都道7号ほか (井の頭通りほか)	都道312号 (目黒通り)
		----- 都道7号(睦橋通り)	
都道315号 (蔵前橋通りほか)	国道16号 (東京環状ほか)	国道20号 (日野バイパスほか)	国道139号 (旧青梅街道)
	----- 国道16号 (東京環状)		
	----- 国道16号 (大和バイパスほか)		
国道246号 (大和厚木バイパス)	都道9号 (稲城大橋通りほか)	都道14号 (東八道路)	都道15号ほか (小金井街道)
都道17号ほか (府中街道ほか)	都道18号 (鎌倉街道ほか)	都道20号ほか (川崎街道)	都道29号ほか (新奥多摩街道ほか)
都道43号ほか (芋窪街道ほか)	都道47号ほか (町田街道)	都道51号 (町田厚木線)	都道59号 (八王子武蔵村山線)
都道121号 (三鷹通り)	都道153号ほか (中央南北線ほか)	都道158号 (多摩ニュータウン通り)	都道169号ほか (新滝山街道ほか)
都道173号 (北野街道)	都道248号ほか (新小金井街道)	都道256号 (甲州街道)	

※ 上記路線のうち、芋窪街道、五日市街道（都道7号）、中央南北線、八王子武蔵村山線、新奥多摩街道及び甲州街道の6路線が、立川市内を通過している。

※ 関連資料 「緊急交通路（警視庁）」参照

第3節 備蓄資器(機)材等の効果的な活用

交通規制の実施にあたっては、警視庁のサインカー等の規制用車両を有効活用するほか、規制資器(機)材用簡易倉庫に収納している移動標識、セイフティコーン等の装備資器(機)材を効果的に活用する。

第4節 緊急輸送道路等の確保

（1）東京都による緊急輸送道路等の確保

① 緊急道路障害物除去路線

災害時の緊急道路障害物除去路線等の選定は、事前の指定などを踏まえて、次の基準により行う。

- ア 緊急交通路等の交通規制を行う路線
- イ 緊急輸送道路（東京都）
- ウ 避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線
- エ 上記ア～ウは、原則として、幅員15m以上の道路の路線

※ 東京都の定める緊急輸送道路とは、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点とを相互に連絡する道路をいう。

※ 関連資料 「緊急輸送道路（東京都）」参照

② 緊急道路障害物除去等作業態勢

- ア 緊急道路障害物除去等作業にあたっては、通行可能道路の情報や被害情報を収集し、路線間の優先順位の決定を行うとともに、関係機関及び関係業界が迅速な連携・協力体制を確立して対応する。
- イ 道路に倒壊するおそれのある障害物がある場合は、法令上の取り扱いを含めて関係機関が協議して処理する。
- ウ 作業マニュアルを作成するなど態勢の充実を図る。
- エ 被害の規模や状況によっては、知事は関東地方整備局及び自衛隊に支援を要請する。

（2）立川市による緊急輸送道路等の確保

① 緊急道路障害物除去路線

災害時の障害物除去路線等の選定は、次の基準により行う。

- ア 緊急輸送道路（立川市）※¹
- イ 避難路（立川市）※²

※¹ 立川市の定める緊急輸送道路とは、主な都道と連絡する幹線的な道路及びこれらの道路と市の指定する防災拠点とを連絡し、または拠点を相互に連絡する道路をいう。

※ 関連資料 「緊急輸送道路（立川市）」参照

※² 立川市の定める避難路とは、主な都道と連絡する幹線的な道路及び上記緊急輸送道路と一次避難所を相互に連絡する道路をいう。

※ 関連資料 「避難路（立川市）」参照

② 緊急道路障害物除去等作業態勢

障害物除去等作業態勢については、上記（1）東京都による緊急輸送道路等の確保 ② 緊急道路障害物除去等作業態勢に準じる。ただし、自衛隊への支援要請は東京都を通じて行う。

（3）道路障害物除去

道路管理者は、交通機能を確保するため、倒壊建物等の障害物を除去するときは、障害の状況により所有者等への周知を図り実施するものとする。

（4）放置車両対策

緊急自動車、緊急通行車両等の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定し、緊急車両通行の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令することができるとともに、運転者の不在等の場合、道路管理者自ら車両を移動することができる。

（5）道路障害物除去用資機材の整備と除去

道路対策班は、道路障害物除去、放置車両対策に必要な資機材を所有している立川市建設業四団体連合会、東京土建一般労働組合多摩西部支部等の協定締結先に道路障害物除去の実施を依頼する。

（6）撤去物の処分

障害物除去により発生した撤去物の処理にあたっては、「第16章 廃棄物処理」との調整を図り、合理的に実施する。

第5節 ヘリコプターの活用

政策班は、ヘリコプターの活用が必要な場合には、所有する防災機関に要請する。

（1）活用の内容

① 災害直後(即時対応期)

被害・火災情報の収集、緊急患者等の搬送、防災対策要員の輸送 等

② 応急活動期

緊急患者等の搬送、救助・救急用資器材の輸送、緊急物資の輸送、防災対策要員の輸送 等

第6節 鉄道等の輸送力確保

（1）災害時の活動態勢

① 災害対策本部等の設置

震災が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

② 通信連絡態勢

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて、無線車、移動用無線機を利用する。

（2）初動対応

各鉄道機関は、震災初動期に列車及び旅客の安全を確認するため、各社の規定に従い徐行等の運転規制を実施する。

（3）旅客の避難誘導

- ① 東京都帰宅困難者対策条例を遵守し、震災時に予想される駅における旅客の集中による混乱防止や、列車内の旅客の安全確保のため、各鉄道機関は各社の規定により速やかに避難誘導を実施する。
- ② 駅にいる旅客に対しては、むやみに移動を開始しないという基本原則の周知や混乱防止の案内放送を行うとともに、正確な情報の提供に努め、一時滞在施設に誘導する。
- ③ 列車内の旅客に対しては、安全な場所または最寄り駅まで、駅長（運転司令）と連絡のうえ誘導する。

（4）事故発生時の救護活動

- ① 各鉄道機関は、震災時に事故が発生した場合、災害対策本部と関係機関が協力し、負傷者の救護を優先に実施する。
- ② 併発、続発事故等の二次災害の防止に万全を講じるとともに、引き続き旅客の安全確保を図り輸送力の確保に努め、必要に応じて関係機関へ出動・救護の要請を行う。

第20章 生活安定対策

発災	24時間	72時間	1週間	
	即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
第1節	基本方針と所管部署			
第2節	住宅障害物の除去			○住宅障害物の除去 【建物班】
第3節	り災証明書の発行			○り災証明書の発行 【現地調査班、本部指揮所班】 ○り災証明・住家被害認定調査等の実施に関する広報 【広報班】
第4節	被災住宅の応急修理			○被災住宅の応急修理 【建物班】
第5節	応急仮設住宅等の供与			○応急仮設住宅等の供与 【政策班、復旧班、建物班】 ○建設型応急住宅の提供 【建物班】
第6節	応急教育			○施設・職員等の確保 【学校長、避難所班】 ○学用品の調達及び支給 【避難所班(教育委員会)】 ○給食の措置 【給食班】
第7節	応急保育			○応急保育の実施 【子ども支援班、広報班】 ○施設・職員の確保 【子ども支援班】
第8節	学童保育の再開			○学童保育の再開 【子ども支援班】
第9節	災害弔慰金等の支給			○災害弔慰金等の支給 【生活支援班】
第10節	義援金募集・受入・配分			○義援金の募集・受入・配分 【財務会計班、生活支援班】
第11節	税・使用料等の減免			
第12節	被災者支援に関する各種制度の活用			

第1節 基本方針と所管部署

（1）基本方針

地震時に起きる被災者の混乱状況から、人心の安定と社会秩序の維持や生活安定を図るため関係防災機関と協力し、民生安定のために必要な対策を定める。

（2）所管部署

建物班、現地調査班、本部指揮所班、広報班、避難所班、給食班、子ども支援班、生活支援班、財務会計班、復旧班

第2節 住宅障害物の除去

（1）対象者

- ① 地震災害によって、土石、竹木、土砂が日常生活に欠くことができない場所に流入し、これを除去すること以外に居住の方法がない者
- ② 自らの資力では障害物の除去ができない者

（2）実施機関

災害救助法が適用された場合は、都知事の委任を受けて建物班が実施する。

（3）障害物除去の方法

- ① 除去（救助）対象世帯の調査・選定
- ② 除去作業の実施
- ③ 障害物の集積
- ④ 帳票の整理
 - ア 救助実施記録日計票
 - イ 障害物除去の状況
 - ウ 障害物除去支出関係証拠書類

（4）障害物除去の実施期間

障害物除去の期間は、地震発生の日から10日以内とする。

第3節 り災証明書の発行

（1）り災証明の対象

「り災証明」は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた住家について、以下の項目の証明を行うものとする。なお、住家以外のものがり災した場合において必要があるときは、市長が発行する「被災届出受理証」で対応する。

- ① 全壊、流失、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、床上浸水、一部損壊、床下浸水
- ② 火災による全焼、半焼、部分焼、ぼや、水損

(2) り災証明を行う者

り災証明は、原則として現地調査班が行うこととする。

(3) り災証明書の発行

り災証明書の発行は、災害により被害を受けた家屋の使用者、一時滞在者、所有者等からの申請によるものとし、現地調査班が申請を受け付け、協定に基づき消防署と連携してり災証明書を速やかに作成し、これらの者に発行することとする。

(4) り災証明書の様式

「り災証明書」の様式は別に定める。

(5) 被害家屋の認定基準（上記（1）①に係るもの）

り災証明の根拠となる被害家屋の認定は「災害に係る住家の被害認定基準について（平成13（2001）年6月28日府政防第518号通知）」に基づき1棟全体で行う。

認定にあたっては、原則として令和3（2021）年3月発行の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に沿って住家被害認定調査を行うこととする。

(6) り災証明書の発行手順

① り災証明書の発行、住家被害認定調査の実施方針の確認

災害発生後、現地調査班で、下記の要素を考慮して、り災証明書の発行、住家被害認定調査の実施方針を確認する。

- ア 家屋被害の状況あるいは家屋被害発生の見込み
- イ り災証明書の発行が求められる各種施策に関する動き
- ウ 国、東京都、他の被災自治体の動き
- エ 住家被害認定調査の実施方法
- オ り災証明の受付、り災証明書の発行方法
- カ り災証明、住家被害認定調査の実施期間 等

② り災証明・住家被害認定調査等の実施に関する広報

広報班は、り災証明・住家被害認定調査等の実施方針の確認ができ次第、速やかに、その内容を広報する。

③ 住家被害認定調査の実施

災害発生後、二次災害等のおそれなくなり次第、現地調査班は、消防署と連携し住家被害認定調査を実施する。

④ 被災者台帳の作成

現地調査班は、住家被害認定調査の実施と合わせ、り災証明の基本台帳となる被災者台帳を作成する。

被災者台帳には、住家被害認定調査による認定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集約する。

⑤ リ災証明書の発行

現地調査班は、被災者からリ災証明の申請を受け付け、被災者台帳に基づいてリ災証明書を速やかに発行する。合わせて、リ災証明書の発行状況を管理するため、リ災証明書発行台帳を作成し、その内容を、本部指揮所班に定期的に報告する。

⑥ リ災証明書発行台帳の整備

リ災証明書の発行状況を管理するため、リ災証明書発行台帳を整備する。

⑦ 災害データベースの整備

災害ごとに基本データを整備し、住家被害認定調査結果及びリ災証明発行、各種被災者生活再建支援業務の進捗状況を管理する災害データベースを整備する。

※ 上記③～⑦に関しては、被災者生活再建支援システムの効果的な運用に配慮する。

⑧ 再調査

リ災証明書発行後、被災者等からの申し出により、再調査を実施する。

第4節 被災住宅の応急修理

（1）応急修理の目的

災害救助法が適用された地域における住宅の被害拡大防止のための緊急的な措置として、震災により住家が半壊（半焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。また、取り壊しに伴う災害廃棄物の発生や応急仮設住宅等の需要の低減を図る。

（2）対象者

災害のため、住宅が半壊（半焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

（3）対象者の調査及び選定

建物班は、東京都の委任を受け対象者の調査及び選定を行う。

① 調査

被災者の資力及びその他生活条件を調査する。

② 選定

①の調査結果及びリ災証明書に基づき、東京都が定める選定基準により選定する。

（4）応急修理の方法

① 実施方法

被災した住宅の応急修理は、建築業者に請け負わせて、現物をもって行うものとし、屋根、居室、炊事場、便所等日常生活上欠くことができない部分の応急修理を行うものとする。

② 期間

原則として、災害発生の日から3か月以内に完了する。

第5節 応急仮設住宅等の供与

(1) 対策内容と役割分担

都は、被害状況に応じて、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼または流出し、居住する住家が無い者であって、自己の資力では住家を得ることができない被災者に対して、応急仮設住宅等を迅速かつ的確に供与する。

都は、都内において、十分な戸数を確保できない場合は、速やかに他道府県に対し、応急仮設住宅等の供与について協力要請を行う。

機 関 名	対 策 内 容
東京都住宅政策本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急仮設住宅等（公営住宅等の空き住戸利用、賃貸型応急住宅及び建設型応急住宅）の必要量を迅速に把握し、応急仮設住宅等供給方針を作成・公表する。 ○ 応急仮設住宅等の供与に係る建設業務や既存空き住戸の確保業務などを開始するとともに、住宅種別毎に募集計画等を策定し、区市町村、関係機関への周知、応援体制の確保を図る。
立川市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策班や復旧班により、建設型応急住宅の用地確保の調整に協力する。 ○ 市営住宅の空き住戸を確保する。 ○ 必要に応じ、建設型応急住宅の工事監理に協力し、入居者募集・受付・審査等の事務を行う。

(2) 応急仮設住宅等の種類

① 公的住宅の活用による一時提供型住宅

市は、市営住宅の空き住戸を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び東京都等に空き住戸の提供を求め、被災者に供給する。

② 民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅

都及び関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

③ 建設型応急住宅

都及び関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。

【建設型応急住宅の提供】

事項	内容
建設地	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都は区市町村から報告を受けた建設候補地の中から建設地を選定する。建設にあたっては、二次災害の危険がないよう配慮する。 ○ 選定にあたり、各区市町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、都との調整を踏まえ、区市町村相互間で戸数を融通し割り当てる。 ○ 都住宅政策本部は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁に必要な情報を提供する。
構造及び規模等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造またはユニットを標準とし、必要に応じ、その他構造を選定する。 ○ 必要に応じて、集会所設置やバリアフリー対応など、被災者コミュニティや高齢者・障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。 ○ 1戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。 ○ 1戸当たりの設置に係る費用については、国の定めによる。 ○ 都住宅政策本部は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁、一般社団法人建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人日本木造住宅産業協会等と協議を行い、防火安全対策を実施する。
建設工事	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生の日から20日以内に着工する。 ○ 都は、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、または一般社団法人日本木造住宅産業協会があつ旋する建設業者に建設工事を発注する。 ○ 必要に応じ、他の建設業者にも発注する。 ○ 都は、必要に応じて、工事の監督を区市町村等に委任する。 ○ 都住宅政策本部は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁に情報を提供する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。

(3) 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、都知事が必要と認める者とする。

- ① 住家が全焼、全壊または流失した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 自らの資力では住家を確保できない者

※ 使用申込みは1世帯1箇所限りとする。

(4) 入居者の募集・選定

- ① 都は、応急仮設住宅等の入居者の募集計画を策定し、区市町村に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。
- ② 割り当てに際しては、原則として各区市町村の行政区域内における必要戸数の確保が困難な場合を想定し、都が区市町村との調整を踏まえ、広域的に割り当てる。
- ③ 住宅の割り当てを受けた区市町村は、当該区市町村の被災者に対し募集を行う。
- ④ 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき当該応急仮設住宅等が存する区市町村が入居者の選定を行う。

(5) 応急仮設住宅等の管理及び入居期間

- ① 応急仮設住宅等の管理は、原則として、供給主体が行う。
- ② 市は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。
- ③ 応急仮設住宅等の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。

(6) 応急仮設住宅等の衛生対策

応急仮設住宅等での衛生対策として、保健所は市からの要請に応じ、住民に対して衛生指導を行う。

(7) 建設型応急住宅の処分

建設型応急住宅の供与が終了した場合は、都が処分を行う。

第6節 応急教育

(1) 施設・職員等の確保

- ① 学校長は、避難所との兼ね合いを踏まえつつ、応急教育の実施場所を確保する。

災害の程度	応急教育の実施場所
校舎の一部が被害を受けた場合	○ 特別教室
校舎の全部が被害を受けた場合	○ 隣接学校の校舎
特定の地域について、大きな被害を受けた場合	○ 市民の避難先の最寄りの学校 ○ 応急仮設校舎の設置
児童・生徒等の通学可能な地区に仮教室を確保することができない場合、または、仮教室が市民の避難施設として使用される場合	○ 被害地区以外に仮教室及び教職員、児童・生徒等が起居することができる建物を臨時に借り上げて応急教育を行う。

- ② 学校長及び避難所班は、応急教育計画を立て臨時の学級編成を行うなどし、収容可能な児童・生徒を保護し、応急教育実施に努め、速やかに児童・生徒及び保護者に周知する。
- ③ 避難所班は、教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、または応急救職員の緊急派遣について、東京都（教育委員会）に要請する。

（2）応急教育の内容

応急教育における指導内容、教育内容は、概ね次のとおりとする。

【生活に関する指導内容】

健康・衛生に関する指導	<ul style="list-style-type: none">○ 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導○ 衣類、寝具の衛生指導○ 住居、便所等の衛生指導○ 入浴等身体の衛生指導○ こころのケア
その他の生活指導等	<ul style="list-style-type: none">○ 児童・生徒のそれぞれの発達段階に応じた事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。○ 児童・生徒相互の助け合い、協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。

【学習に関する教育内容】

<ul style="list-style-type: none">○ 教具、資料を必要とするものはなるべく避ける。○ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育、理科の衛生等を主として指導する。

（3）学用品の調達及び支給

① 調査

市教育委員会及び学校長等は、次の学用品の支給対象となる被害の実状について調査し、東京都（教育委員会）に報告する。

【学用品の支給対象】

災害により住家に被害（全壊、焼失、半壊、半焼、床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの）を受け、学用品（教科書、文房具、通学用品）を失い、またはき損し、就学上支障ある児童・生徒
--

② 調達・支給方法

調達は、原則として東京都が一括して、教科書、文房具、通学用品について行うが、委任された場合は、市教育委員会が調達し、支給する。

費用、期間については、災害救助法の限度内を基準に行う。

（4）給食の措置

学校給食は、原則として一時中止する。給食班は、学校の再開状況、給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を把握し、学校長、保健所等の関係機関と協議して、応急給食を実施する。

第7節 応急保育

（1）応急保育の実施

- ① 子ども支援班は、各園の被害状況をまとめ、応急措置を講じ、可能な限り応急保育の実施体制を整える。
- ② 子ども支援班は、応急保育体制が整い次第、広報班に広報を依頼し、応急保育の受付・措置を講じる。

（2）施設・職員の確保

園長等は、応急保育の実施場所を、公共施設等に確保する。

子ども支援班は、職員の不足により、応急保育の実施に支障がある場合は、保育園間における職員の応援、または応急職員の緊急派遣について、東京都（福祉局）に要請する。

（3）その他の留意事項

- ① 施設内の園児の救護は原則として、保育園医及び医師会等に協力を求める。
- ② 給食は、原則として一時中止する。

（4）緊急保育の実施

園長等は、緊急的に保育が必要となった場合、保育措置の手続きを省き、一時的保育を実施する。

第8節 学童保育の再開

学校の応急教育の再開を目途に、学童保育の再開に努める。

学童保育の責任者は、避難所班と協力し、学童保育の実施場所を、学校の校舎、公共施設等に確保する。

第9節 災害弔慰金等の支給

災害により被害を受けた者、またはその遺族を援護し、被災者等の保護及び福祉の増進を図るため、生活支援班は、次のとおり災害弔慰金、同見舞金を支給する。

（1）災害救助法適用時における災害弔慰金等の支給

種別	対象となる災害 (自然災害)	根拠法令	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	(ア) 区市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害 (イ) 都内において災害救助法が適用された区市町村が1以上ある場合の災害 (ウ) 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害	(ア) 災害弔慰金の支給等に関する法律 (イ) 実施主体等 ① 実施主体 区市町村 ② 経費負担 国1/2 東京都 1/4 区市町村 1/4	死亡者の配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母 上記の遺族がいずれにも存しない場合は、死亡者と同居または生計を同じくしていた兄弟姉妹も支給対象者となる。	死亡者1人につき主たる生計者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	(ア) 当該死亡者の死亡がその者の故意または重大な過失により生じたものである場合 (イ) 法律施行令第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 (ウ) 災害に際し区市町村長の避難の指示に従わなかったこと等区市町村長が不相当と認め
災害障害見舞金	災害で内閣総理大臣が認めたもの		法別表に掲げる程度の障害がある者	障害者1人につき主たる生計者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	

（2）災害救助法適用外における市による災害見舞金等の支給

対象となる災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象または火災もしくは爆発により生じた災害		
支給対象	市内に住居を有しかつ住民登録を有する者で構成する世帯で、災害を受けた者		
支給額	災害見舞金	○ 住家の全焼、全壊または流失 ○ 住家の半焼、半壊または床上浸水 ○ 住家の床下浸水等 ○ 療養期間が1月以上の傷害	50,000 円 30,000 円 10,000 円 20,000 円
	災害障害見舞金	○ 法別表に定める程度の障害	150,000 円
	災害弔慰金	死亡または死亡したと推定された者1人あたり	300,000 円

第10節 義援金募集・受入・配分

（1）義援金の募集

市は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。

（2）義援金の受入

市に届けられる義援金の受入は、財務会計班が担当する。

なお、義援金の受付に際しては、受付記録を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(3) 義援金の保管

義援金については、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座をつくり、市指定金融機関に保管する。管理に際しては、受け払い簿を作成しなければならない。

(4) 義援金の配分

生活支援班が義援金配分委員会を設立する。委員会で協議のうえ、配分を決定し、被災者に対し迅速かつ適正に配布する。

■委員会の構成案

○市	○市議会	○日本赤十字社	○共同募金会	○その他
----	------	---------	--------	------

(5) 配分先を指定した義援金（寄付金）

寄託者が配分先や用途を指定した義援金（寄付金）を受け付けた場合、指定された用途に処理することに努める。

(6) 東京都や日本赤十字社から配分される義援金

東京都や日本赤十字社から配分される義援金については、迅速かつ適正に被災者に届くよう下記のとおりとする。

- ① 普通預金口座等を開設する。
- ② 配分計画に基づき、速やかに被災者へ支給する。
- ③ 配分状況について、東京都義援金配分委員会に報告する。

第11節 税・使用料等の減免

(1) 税の減免

市税における被災者救済策としては、立川市市税賦課徴収条例で災害による期限の延長や税の減免措置が規定されている。

立川市市税賦課徴収条例（抜粋）

（災害等による期限の延長）

第11条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条において「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。

(2) 使用料等の減免措置

使用料、手数料についても特に必要な場合は減免できる旨が条例規則で規定されている。

第12節 被災者支援に関する各種制度の活用

広報班及び各所管部は、国、関係機関が行うさまざまな制度を活用・周知し、被災者の生活再建の支援を実施する。

（1）経済・生活の支援～被災後の経済・生活の状況別

被災後の経済・生活の状況	活用できる支援制度
親や子供等が死亡した	災害弔慰金
負傷や疾病による障害が出た	災害障害見舞金
当面の生活資金や生活再建の資金が必要	被災者生活再建支援制度 災害援護資金 生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金・福祉費（災害援護費）） 母子父子寡婦福祉資金貸付金 恩給担保貸付
子どもの養育・就学を支援してほしい	教科書等の無償給与（災害救助法） 特別支援学校等への就学奨励事業 小・中学生の就学援助措置 高等学校授業料等減免措置 高等学校等就学支援金 高校等で学び直す者に対する修学支援 高校等専攻科の生徒への修学支援 高校生等奨学給付金 高等教育の就学支援新制度（家計が急変した学生） 大学等授業料等減免措置 国の教育ローン 緊急採用奨学金 JASSO災害支援金 児童扶養手当等の特別措置
税金や保育料等の軽減や支払猶予等をしてほしい	地方税の特別措置 国税の特別措置 医療保険、介護保険の保険料・窓口負担の減免措置等 国民年金保険料の免除等 確定拠出年金関係における掛金の納付期限の延長 厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限の延長 障害福祉サービス等の利用者負担金の減免 公共料金・使用料等の特別措置 放送受信料の免除
生活に困窮している	被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援 生活困窮者自立支援 生活保護
離職後の生活を支援してほしい	未払賃金立替払制度
離職時の生活を支援してほしい	雇用保険の失業等給付
再就職を支援してほしい	ハロートレーニング（公的職業訓練）

就職活動を支援してほしい	職業転換給付金（就職活動支援費、移転費、訓練手当）の支給
法的トラブルの解決方法を知りたい	法的トラブル等に関する情報提供 弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度

(2) 住まいの確保・再建のための支援～住まいの被害状況別

再建の意向	活用できる支援制度
住まいの被害状況（全壊、大規模半壊、半壊等）の証明書がほしい	り災証明書の発行
住まいを建て替え・取得したい	独立行政法人住宅金融支援機構の融資 災害復興住宅融資（建設） 災害復興住宅融資（購入） 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更 被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援 被災者生活再建支援制度
住まいを補修したい	独立行政法人住宅金融支援機構の融資 災害復興住宅融資（補修） 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更 災害援護資金等の貸付 生活福祉資金制度による貸付（福祉費（住宅補修費）） 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金 災害援護資金 被災者生活再建支援制度
民間賃貸住宅に移転したい	被災者生活再建支援制度 セーフティネット登録住宅への入居
公共賃貸住宅に移転したい	公営住宅への入居 特定優良賃貸住宅等への入居 地域優良賃貸住宅への入居
土砂等を除去したい	障害物の除去（災害救助法） 公共土木施設災害復旧事業 堆積土砂排除事業 災害廃棄物処理事業
応急的に住宅を修理したい	住宅の応急修理（災害救助法）
宅地を直したい	被災者生活再建支援制度 独立行政法人住宅金融支援機構の融資 宅地防災工事融資 地すべり等関連住宅融資
住まいの再建にあたり、耐震化・省エネ化を図りたい	長期優良住宅化リフォーム推進事業 地域型住宅グリーン化事業 リフォーム税制

（3）中小企業・自営業者への支援～被災後の事業・雇用の状況別

被災後の事業・雇用の状況	活用できる支援制度
農林漁業の再建資金が必要【農林漁業者】	株式会社日本政策金融公庫による資金貸付
中小企業事業の再建資金が必要【中小企業者】	小規模事業者経営改善資金（マル経融資） 生活衛生改善貸付 災害復旧貸付 高度化事業（災害復旧貸付） セーフティネット保証4号 災害関係保証 被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援
再就職を支援してほしい	職場適応訓練費の支給

【参考】

内閣府ホームページ「被災者支援に関する各種制度の概要」令和5（2023）年6月1日現在
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/pdf/kakusyuseido_tsuujou.pdf

第21章 災害ボランティア

発災	24時間		72時間		1週間	
	即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期		
第1節 基本方針と所管部署						
第2節 災害ボランティアの定義						
第3節 災害ボランティア活動の支援						
<ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティアセンターの設置 ○一般のボランティアの活動 【ボランティア班、社会福祉協議会】 						
第4節 専門ボランティア活動の内容						
<ul style="list-style-type: none"> ○専門ボランティアの受入 【建物班、復旧班、ボランティア班、医療救護班、生活支援班】 						
第5節 関係機関のボランティア活動						

第1節 基本方針と所管部署

（1）基本方針

災害発生後、市と立川市社会福祉協議会は「災害ボランティアセンター」を開設し、災害ボランティアに対し被害状況やボランティアニーズなどに関する情報の提供を広く行う。また、全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整及び派遣要請を行い、ボランティアの受入と派遣を行うコーディネート機能を構築する。

※ 詳細については、「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」による。

（2）所管部署

ボランティア班、立川市社会福祉協議会、避難所班、物資配布班、生活支援班、建物班、復旧班、医療救護班ほか

第2節 災害ボランティアの定義

災害ボランティアとは、「災害発生後に、被災者の生活の自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する、自発的に能力や時間を提供する個人・団体」である。

第3節 災害ボランティア活動の支援

（1）災害ボランティアセンターの設置

市及び立川市社会福祉協議会は、総合福祉センター内に災害ボランティアセンターを設置し、次の支援業務を行う。

- ① 市災害対策本部との連携による情報の収集及び災害ボランティアに関する情報の提供
- ② 東京都災害ボランティアセンターとの連絡調整
- ③ 全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整
- ④ ボランティアの受付・登録、配置、活動内容の指示、資機材の貸与
- ⑤ ボランティア保険加入手続き
- ⑥ 被災者からのニーズの受付及びマッチング

（2）一般のボランティア（個人、NPO等その他団体）の活動

一般のボランティアの主な活動は次のとおりである。

- ① 災害情報、生活情報、安否情報等の収集及び伝達
- ② 避難所の運営補助及び避難所生活者の支援
- ③ 物資配送拠点における支援
- ④ 要配慮者の支援
- ⑤ その他被災者等の支援のために必要な活動

第4節 専門ボランティア活動の内容

（1）専門ボランティアの受入

専門的な技能を有するボランティアは、各班が受入窓口となる。

■専門ボランティアを必要とする各対策部各班の例

担当班	技能・資格
建物班	被災建築物応急危険度判定員 (建築士法第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士または都知事が認めたものであって都内在住または在勤者)
復旧班	被災宅地危険度判定士 (宅地造成等規制法施行令第18条に規定する土木または建築技術者)
ボランティア班	語学ボランティア (一定以上の語学能力を有するもの)
医療救護班	医師、保健師、看護師、助産師、救急法指導員、救急救命士等
医療救護班 生活支援班	栄養士、保健師、保育士、社会福祉士、介護福祉士、 ソーシャルワーカー等

（2）専門ボランティアとの連携

専門ボランティアを受け入れた班は、専門ボランティアの活動状況を的確に把握し、効果的な連携に努める。

第5節 関係機関のボランティア活動

（1）警視庁交通規制支援ボランティア

要件	活動内容
警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行うもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 大震災等の発生時に、警察官に協力し、交通の整理、広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置を行う活動 2 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動 3 その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動

（2）東京消防庁災害時支援ボランティア

資格	活動内容
<p>原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者または東京消防庁管轄区域に勤務もしくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応急救護に関する知識を有する者 2 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者 3 元東京消防庁職員 4 震災時等、復旧活動時の支援に必要な資格、技術等を有する者 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時 災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援や、応急救護活動などを実施。 2 平常時 消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」、「震災時消防活動支援特別講習」を実施。 <p>※ 参集 東京消防庁管内における震度6弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集する。</p>

(3) 赤十字ボランティア（日本赤十字社東京都支部）

① 赤十字ボランティアの役割

分類	活動内容
東京都赤十字救護ボランティア	災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動を実施する。
赤十字奉仕団及び個人ボランティア	<p>1 地域赤十字奉仕団 地域において組織された奉仕団で、災害時には市区町村と連携し、避難施設及び赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）等において被災者への支援をはじめ他のボランティアに対する支援活動を行う。</p> <p>2 特別赤十字奉仕団 学生及び特定の技能を有したもので組織された奉仕団で、災害時には各団の特色を生かし、避難所等において被災者のケア等の活動を展開する。</p> <p>3 赤十字個人ボランティア 日本赤十字社東京支部並びに病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティアで、災害時は個人の能力・技能、活動希望などにより被災者への支援活動を行う。</p>

② 赤十字エイドステーション

目的	<p>1 災害時に多数の市民（帰宅困難者）が都心部から郊外の居住地に徒歩で帰宅するにあたり、その主要な道路に簡易な支援所（エイドステーション）を設置し、各種の情報提供や湯茶の提供、応急手当などを行うことにより帰宅困難者の帰宅の支援を行う。</p> <p>2 災害時に、避難所や広域避難場所へ移動する人々に各種の情報提供や湯茶の提供、応急手当などのケアを行う。</p>
内容	飲料水の配布、応急手当、交通情報・地理情報・通過情報の提供など必要に応じ組み合わせて行う。
開設時期・時間	災害発生直後・6時間以上
活動主体	赤十字ボランティア及び周辺住民などの協力者

第22章 河川の応急対策

発災	24 時間	72 時間	1 週間
即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
第1節 基本方針と所管部署			
第2節 応急対策			
○応急対策			
【消防班、道路対策班、復旧班、下水道施設班、防災関係機関】			

第1節 基本方針と所管部署

(1) 基本方針

地震が発生した場合、各施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧対策を行い、合わせて排水を行う。

(2) 所管部署

消防班、道路対策班、復旧班、下水道施設班、防災関係機関

第2節 応急対策

（1）災害時の応急措置

機 関 名	応急措置及び応急復旧対策
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水防活動と並行して管内の河川管理施設を巡視し、被害箇所については、直ちに東京都に報告する。 ○ 排水場施設に被害を生じた場合は、直ちに東京都建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。
東京都建設局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生した場合、直ちに、堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災状況を確認する。 ○ 破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。 ○ 市の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断のもとに実施する。 ○ 市から移動式排水ポンプの派遣を求められた場合については、総合的判断のもとに、派遣を決定する。 ○ 巡回・点検及び応急対策については、災害時における応急対策に関する協定により対処する。
東京都下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水再生センター、ポンプ所等の排水施設に被害を受けた場合は、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、区市町村関係部局及び水防団体との連絡体制を密にし、相互の協力及び応援態勢の確立を図り、速やかに施設の復旧に努める。 ○ 復旧活動にあたっては、災害時における応急・復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して、対処する。
関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 直ちに、堤防、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の状況を確認する。 ○ 破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。 ○ 東京都及び区市町村等の行う応急対策に関し、要請があれば技術的支援を行う。

（2）緊急に復旧すべき施設

- ① 堤防の破堤、天然河岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- ② 堤防等の決壊で破堤のおそれがあるもの
- ③ 河川の堤防等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- ④ 河川等施設または天然河岸の全壊または決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

第23章 危険箇所の対策

発災	24時間	72時間	1週間
即時対応期	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
第1節 基本方針と所管部署			
第2節 急傾斜地の対策 ○安全対策 【本部指揮所班、消防班、道路対策班、復旧班、建物班】			
第3節 震災時延焼危険区域 ○安全対策 【本部指揮所班、消防班】			

第1節 基本方針と所管部署

(1) 基本方針

地震が発生した場合、被害状況を速やかに調査し、必要に応じ避難誘導、救助、消火活動等措置を実施する。

(2) 所管部署

本部指揮所班、消防班、道路対策班、復旧班、建物班

第2節 急傾斜地の対策

(1) 土砂災害警戒区域等

東京都の調査により、市内の26箇所が、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）のおそれがある区域として土砂災害警戒区域に指定され、そのうち22箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。

※ 関連資料 「土砂災害警戒区域」参照

(2) 安全対策

消防関係機関と連携して、地震、大雨時に危険箇所を巡視し、警戒にあたる。

なお、土砂災害警戒情報が本市に発表されたときは、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設や住民等に速やかに伝達する。

